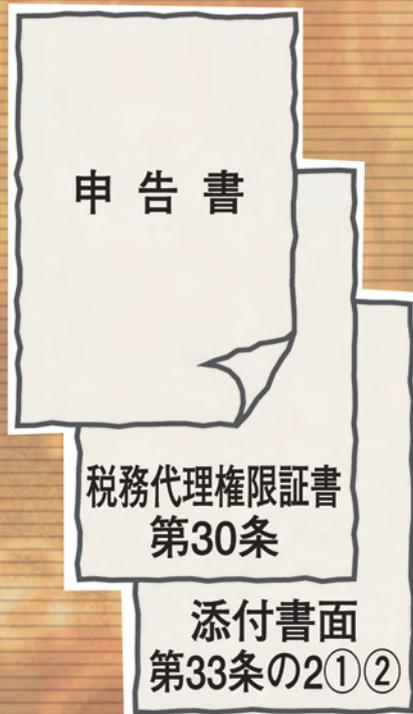


〈四訂版〉

書面添付制度 実務マニュアル

—業務チェックリストの有効活用—



近畿税理士会

目 次

書面添付制度・意見聴取制度

1 . 書面添付制度の趣旨	1
2 . 書面添付制度の沿革（税理士法）	2
3 . 書面添付制度の普及・定着に向けて	3
4 . 税務代理権限証書	6
5 . 書面添付制度の概要	6
6 . 意見聴取制度の概要	9
7 . 書面添付制度と意見聴取制度の関係	11
8 . 事前通知前の意見聴取と加算税	12
9 . 書面添付制度における税理士の対応	15

添付書面作成の実務（記載方法と留意点）

1 . 法第 30 条に規定する税務代理権限証書の記載方法と留意点	1
2 . 法第 33 条の 2 に規定する書面作成の実務	4
(1) 添付書面作成にあたっての留意点	4
(2) 署名押印	10
(3) 責任と懲戒処分	12
(4) 添付書面における帳簿書類	14
(5) 第 9 号様式作成のポイント	15
(6) 第 10 号様式作成のポイント	21
3 . 日本税理士会連合会「添付書面作成基準（指針）」について	26

書面添付制度の積極的な活用

1 . 意見聴取の目的と留意点	1
2 . 書面添付制度の積極的な活用	3
3 . 書面添付制度に関する相談窓口について	4
4 . 書面添付制度の更なる普及・定着に向けて（むすび）	10

業務チェックリストの有効活用（参考例）

・（参考例）業務チェックリスト〔法人税用〕	1
・（参考例）業務チェックリスト〔所得税（事業）用〕	16
・（参考例）業務チェックリスト〔所得税（土地・建物分離譲渡）用〕	29
・（参考例）業務チェックリスト〔消費税用〕	32
・（参考例）業務チェックリスト〔相続税用〕	38
・（参考例）業務チェックリスト〔贈与税用〕	47

添付書面記載事例集

・ 所得税・消費税	事例 1・2・3	3 件	1
・ 法人税・消費税	事例 4・5	2 件	28
・ 所得税（分離譲渡所得）	事例 6・7	2 件	46
・ 相続税	事例 8・9・10	3 件	56
・ 贈与税	事例 11・12	2 件	72

I 書面添付制度・意見聴取制度

1 . 書面添付制度の趣旨	1
2 . 書面添付制度の沿革（税理士法）	2
3 . 書面添付制度の普及・定着に向けて	3
4 . 税務代理権限証書	6
5 . 書面添付制度の概要	6
6 . 意見聴取制度の概要	9
7 . 書面添付制度と意見聴取制度の関係	11
8 . 事前通知前の意見聴取と加算税	12
9 . 書面添付制度における税理士の対応	15

1 . 書面添付制度の趣旨

書面添付制度とは、税理士法（以下「法」という。）第 33 条の 2 に規定する書面添付制度と法第 35 条に規定する意見聴取制度を総称したものです。平成 13 年税理士法改正において法第 35 条第 1 項に「事前通知前の意見聴取」が創設されたことにより、平成 14 年 4 月 1 日から新たな運用が開始されました。

この事前通知前の意見聴取では、法第 33 条の 2 による書面が添付された申告書を提出した者について、あらかじめ日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合（事前通知）には、その通知前に法第 30 条に定める税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない（法第 35 条第 1 項）こととされています。

したがって、書面添付制度は、法第 33 条の 2 に規定する添付書面と法第 35 条に規定する意見聴取とが密接に関連することによって機能することから、このうち一方が不十分であれば有効に機能しないものといえます。

また、書面添付制度は、法第 1 条に規定される「税理士の使命」を具現化した税理士だけに付与された権利といえます。税理士制度では、税務・会計の専門家である税理士が、独立した公正な立場から、国民の納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

税理士が書面添付制度を実践することは、税務・会計の専門家である税理士が申告書作成に関して、どの程度の内容にまで関与し、また申告書をどのように調製したかを添付書面に具体的に記載することで意見を表明することであり、意見聴取を通して結果として税務行政の円滑化・簡素化にも資するものといえます。

すなわち、書面添付制度が立法趣旨に沿って税理士と税務当局双方において積極的に活用されることは、納税者の負担軽減や税理士の社会的地位の一層の向上と信頼される税理士制度の確立のための非常に有用な手段であるといえます。

税理士法第 1 条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。（昭 55 法第 26 号改正）

2 . 書面添付制度の沿革（税理士法）

(1) 昭和 26 年の税理士法制定

現行の税理士法が施行され、制定時から不服申立てに係る調査の意見聴取制度が設けられました。その後、昭和 28 年には、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、税理士法改正要望書において、「税務計算書類の監査証明」を税理士業務に加えるよう要望し、国税庁側からは「税理士が課税標準又は税額の計算の適否について監査証明をすることを業とすることができる」との試案が示されていましたが、当時の大蔵主税局は、「公認会計士の監査証明とは異なり、税務書類については、税務官公署が最終監査を行うのであり、この意味で税務書類については制度上第三者たる独立職業人の監査証明は必ずしも必要とされない。」とし、税務監査の必要性を認めず、代替案として書面添付制度の創設が盛り込まれました。

(2) 昭和 31 年の税理士法改正

書面添付制度の創設（法第 33 条の 2 第 1 項）が成立し、税理士業務の向上、税務行政の円滑化として、更正処分前の意見聴取（現行法第 35 条第 2 項）が追加されました。

この意見聴取は、法第 30 条に定める税務代理権限証書の提出要件はありませんが、実務上は、法第 33 条の 2 第 1 項の書面が添付されていなくても税務代理権限証書が提出されていれば、税理士の意見を聞かずに更正されることはありませんでした。

このように昭和 31 年の税理士法改正では「計算事項等を記載した書面の添付制度」が新設され、同時に「更正処分前の意見聴取制度」も新設されています。改正前の税理士法第 35 条は、「不服申立てに係る調査における意見聴取制度」のみを規定していましたが、この改正により、意見聴取制度が拡大されました。

(3) 昭和 55 年の税理士法改正

法第 1 条を「税理士の職責」から「税理士の使命」へ改正することをはじめとして、法第 33 条の 2 第 2 項に他人の作成した申告書につき、相談を受けて審査を行った場合において、その審査内容を記載した書面を添付できる制度が新設され、更正処分前の意見聴取にも適用されることとなりました。

従来からあった「計算事項等を記載した書面の添付制度」が、税理士自らが作成した申告書についての書面添付であるのに対して「審査事項等を記載した書面の添付制度」は、納税者が作成した申告書について税理士が相談を受けて審査した場合の書面添付となります。そ

して、審査事項等を記載した書面が添付されている申告書について、税務署長等が更正しようとする場合にも、計算事項等を記載した書面が添付されている場合と同様に、税務署長等は、添付書面を添付した税理士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない、とされました。

また、添付対象範囲は、当初、「所得税又は法人税等の申告書を作成したときは」と、税理士業務の対象となる税目が特定の租税を「限定列挙」して法定されていましたが、この昭和55年の税理士法改正において原則として国税及び地方税のすべてを対象税目とする「包括規定」に改められたことを受け、税理士業務の対象となる税目が原則として全税目に拡大されたことに伴い、申告納税方式の申告書すべてとなりました。

(4) 平成13年の税理士法改正

法第33条の2に税理士法人の文言が加えられたとともに、書面添付制度の実施効果を上げるための施策として、法第35条の意見聴取制度に第1項として「事前通知前」の意見聴取制度が新設されたことに連動して、書面添付制度が拡充し、現行の書面添付制度が体系化されました。

これは、平成7年に日税連制度部が発表した「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」21項目のうちの一つである「書面添付制度の趣旨を活かすために、税務官公署は当該申告書に関し調査をする場合は、これを尊重する趣旨から、あらかじめ調査着手前に当該税理士に対し、意見を述べるよう求め、かつ、これを尊重することとし、解明されないときにのみ調査に移行すべきである。」との改正要望が実現したものであります。

3. 書面添付制度の普及・定着に向けて

(1) 平成20年の日税連と国税庁の合意

平成13年の税理士法改正に伴い、書面添付制度の存在意義は飛躍的に大きくなったものの、申告書に対する書面の添付割合は、全国ベースで4.9%(法人税申告・平成17事務年度)にとどまり、本改正の趣旨が活かされず、多くの税理士が実践しているとは言い難い状況にありました。

そこで日税連では、平成19年4月に書面添付制度の普及・定着方策について取りまとめるとともに、書面添付制度の普及・定着に関する要望書を国税庁長官に提出しました。そして、

日税連はこの要望をもとに国税庁に「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」の設置を申し入れ、協議を重ね、機関決定を経て、平成 20 年 6 月 13 日に日税連と国税庁との間で合意が結ばれ、「書面添付制度の普及・定着」とする文書の公表に至り、書面添付制度の一層の普及・定着に向けての環境が整備されることとなりました。

(2) 平成 21 年の日税連「添付書面作成基準(指針)」制定、国税庁「事務運営指針」発遣

平成 20 年の日税連と国税庁の合意事項に基づき、記載内容が良好な添付書面で、意見聴取後、実地調査を省略した場合は原則として文書によって調査省略の通知がなされることになりました。そのため「記載内容が良好な添付書面」がどういうものを示す基準が必要となり、平成 21 年 4 月 1 日に、日税連においては「添付書面作成基準(指針)」が、国税庁においては「(各課税部門における)書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)」が発遣されました。

ここで、事務運営指針上初めて、書面添付制度の普及・定着のためには、国税庁と日税連の協調が不可欠であることが明確にされ、また、日税連の「添付書面作成基準(指針)」を踏まえ、意見聴取後、調査省略を行った場合には、「現時点では調査に移行しない」旨を、原則として書面(意見聴取結果についてのお知らせ)で通知することとされました。

また、平成 22 年 6 月 11 日には、事務運営指針の一部が改正され、書面添付制度の普及策の一つとして、意見聴取を行った結果、調査に移行する場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡が口頭(電話)により行われ、その際に税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えないとされました。

このことは、税理士が作成した添付書面の記載内容について、税務官公署においては意見聴取制度を通じた個別・具体的な質疑により、疑問点の解決に資するとともに、税理士の意見陳述を尊重するものであり、書面添付制度の普及・定着に資するものといえます。

書面添付制度の普及・定着

1 様式関係

税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する添付書面(以下「添付書面」という。)の様式等について、次に掲げる事項に関して改訂する方向で速やかに検討を進め、所要の措置を講じる。

添付書面の様式に税務署の收受印欄を設けること。

添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄の記載要領を改正すること。

添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄にできるだけ多くの内容が記載できるようにすること。

2 調査省略通知関係

記載内容が良好な添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合には、文書による調査省略通知(以下「調査省略通知」という。)を行う。

(注)次の場合は調査省略通知の対象とならない。

- ・記載内容が良好でない添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合
- ・記載内容が良好な添付書面であっても、意見聴取を行わない場合

調査省略通知は、次の準備が整い次第、実施する。

- イ 調査省略通知実施要領(通知書様式を含む。)の作成
- ロ 調査省略通知を円滑に実施するため、税理士会内に調査省略通知に関する相談窓口等を設置
- ハ 職員及び税理士に対する書面添付制度及び調査省略通知の実施に関する考え方の周知

3 職員及び税理士会会員に対する広報

国税当局及び日税連は、書面添付制度及び調査省略通知の実施等に関して次の取組を行うなど、職員及び税理士会会員に対し、その普及・定着に努める。

日税連においては、マルチメディアを利用した研修等による制度の周知及び「一税理士一税目の書面添付運動」の推進

国税当局においては、会議・研修等を活用した制度の周知

4 その他

国税局と税理士会、税務署と税理士会支部との間における書面添付制度に関する協議会の実施

4 . 税務代理権限証書

書面添付制度における事前通知前の意見聴取は、法第 33 条の 2 に規定する書面（以下「添付書面」という。）と法第 30 条に規定する税務代理権限証書を「合わせて」提出することが要件となっており、税務代理権限証書は、税理士又は税理士法人が委嘱者からの授権行為を税理士法上明らかにする重要な書面です。

従来、税務代理権限証書の様式は定められておらず、各税理士会単位で委任状として任意の書式が使用されていましたが、平成 13 年の税理士法改正により様式が統一されました。

税務代理権限証書を提出しなければならない税務代理とは、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する業務で、税理士又は税理士法人が納税者の委嘱を受けて行う代理・代行の業務です。

しかし、法第 2 条第 1 項の税理士業務や法第 2 条第 2 項の付随業務も委嘱者との契約によって行うものであり、この契約の中に税務代理が含まれている場合には、税務代理権限が授与されています。したがって、税理士又は税理士法人は委嘱者から税務代理権限証書の交付を受け、税務官公署に提出することとなります。

税理士法第 30 条（税務代理の権限の明示）

税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

税理士法施行規則第 15 条（税務代理権限証書）

法第 30 条（法第 48 条の 16 において準用する場合を含む）に規定する財務省令で定めるところにより提出しなければならない税務代理の権限を有することを証する書面は、別紙第 8 号様式による税務代理権限証書とする。

5 . 書面添付制度の概要

書面添付制度は、税理士の社会的地位の一層の向上と信頼される税理士制度の確立のため、公共的使命を持つ税理士の立場をより尊重したうえで、税務の専門家である税理士に与えられた権利の拡充であり、ひいては税務行政の円滑化・簡素化を図ることにつながります。

書面添付制度は、法第 1 条の税理士の公共的使命を実務上で具体的に実践していることを表明するものであり、税理士又は税理士法人だけに認められた権利と位置づけられています。

添付することができる申告書は、申告納税方式の国税又は申告納付もしくは申告納入方式の地方税のすべてとなっています。

また、同制度における書面については、関与形態の違いにより、下記(1)(2)で取り上げるとおり二つに区分されています。なお、添付書面の様式は、平成 20 年 6 月の日税連と国税庁の合意を受け、国税庁において平成 20 年 6 月 24 日付けで法令解釈通達により一部改正が行われ、平成 20 年 9 月 1 日以降提出分より適用されています。

税理士法施行規則第 17 条（計算事項、審査事項等と記載した書面）

法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する財務省令で定めるところにより記載した書面は、別紙第 9 号様式又は別紙第 10 号様式により記載した書面とする。

日税連と国税庁の合意事項「書面添付制度の普及・定着」抄（平成 20 年 6 月 13 日）

1 様式関係

税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する添付書面(以下「添付書面」という。)の様式等について、次に掲げる事項に関して改訂する方向で速やかに検討を進め、所要の措置を講じる。

添付書面の様式に税務署の収受印欄を設けること。

添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄の記載要領を改正すること。

添付書面の様式の「3 計算し、整理した主な事項」又は「3 審査した主な事項」欄にできるだけ多くの内容が記載できるようにすること。

2～4（省略）

国税庁税理士法関係個別通達「『税理士法第 30 条及び第 33 条の 2 に規定する書面の様式の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」抄（平成 20 年 6 月 24 日）

平成 14 年 2 月 25 日付官総 6 - 3 ほか 11 課共同「税理士法第 30 条及び第 33 条の 2 に規定する書面の様式の制定について」(法令解釈通達)については、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げる部分のように改正したから、平成 20 年 9 月 1 日以降はこれより適切に処理されたい。

（趣旨）

税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)第 33 条の 2 の書面の様式に、受付印表示を付加するなど所要の整備を図るものである。

(1) 計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面（法第 33 条の 2 第 1 項）

----- 省令第 9 号様式

税理士又は税理士法人が次の申告書を作成した場合には、その申告書の作成に関して、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を、当該申告書に添付することができます。

（イ）国税通則法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する申告納税方式による申告書

（ロ）地方税法第 1 条第 1 項第 8 号・第 11 号に規定する申告納付・申告納入の方法による申告書

税理士法第 33 条の 2 第 1 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

税理士又は税理士法人は、国税通則法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する申告納税方式又は地方税法第 1 条第 1 項第 8 号若しくは第 11 号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

この添付書面に記載すべき内容は、申告書を作成した税理士自身が、計算し、整理し、相談に応じた事項であり、納税者が計算し、整理した事項ではありません。

申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項とは、申告書に記載された課税標準等について、例えば、伝票の整理、各種帳簿の記入、整理及び計算、損益計算書及び貸借対照表の作成、税務に関する調整、所得金額及び税額の計算、これらに関する相談等に関して、どの段階から具体的にどのように関与してきたかの詳細をいいます。また、委嘱者が自ら作成した損益計算書及び貸借対照表について、関係帳簿や関係原始記録との突合等により、これらの財務書類が正確に作成されているかどうかをチェックした場合には、何によって、どのような方法により、どの程度まで確認したかの詳細を記載します。

(2) 審査した事項及び法令の規定に従って作成されている旨を記載した書面

（法第 33 条の 2 第 2 項）

----- 省令第 10 号様式

税理士又は税理士法人が、他人が作成した申告書に対して相談に応じて審査し、当該申告書が法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び法令の規定に従って作成されている旨を記載した書面を、当該申告書に添付することができます。

税理士法第 33 条の 2 第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

税理士又は税理士法人は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従って作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従って作成されている旨を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

他人が作成した申告書を審査する場合とは、例えば、委嘱者が作成した申告書について、その当否のチェックのみを行い、税理士の指導に基づいて委嘱者が申告書を修正して完成させるような場合が該当します。

税理士が委嘱者からどのような相談を受け、審査にあたってどのような帳簿の提示を受け、どのような事項の審査を行い、どのような結果であったかを記載するものです。

また、審査に関して、顕著な増減事項や会計処理方法の変更等があった場合には、その内容や理由等も記載します。

6 . 意見聴取制度の概要

法第 35 条に規定する意見聴取制度は、平成 13 年の税理士法改正において創設された事前通知前の意見聴取（第 1 項）と、それ以前の税理士法にて規定されていた更正処分前の意見聴取（第 2 項）、不服申立てに係る調査の意見聴取（第 3 項）の三つに区分されます。

(1) 事前通知前の意見聴取（法第 35 条第 1 項）

税務職員は、あらかじめ事前通知を行ったうえで調査を行う場合で、法第 33 条の 2 に規定する書面が申告書に添付され、かつ、税務代理権限証書を提出している税理士又は税理士法人があるときは、当該添付書面に記載された事項に関して、当該税理士又は税理士法人に意見を述べる機会を与えなければなりません。

申告書に添付書面が添付され、税務代理権限証書が提出されている場合には、原則として事前通知前に税理士又は税理士法人に対して意見聴取が行われることになり、その段階で疑義が解消し、結果として実地調査が省略されることがあります。また、実地調査があっても事前に意見聴取が済んでいますので、スムーズに効率良く進行して、委嘱者にとっても税務

調査における受忍義務が回避又は軽減されるなどの長所があります。

ただし、委嘱者に対する事前通知を予定していない調査については除外されています。

税理士法第 35 条第 1 項（意見の聴取）

税務官公署の当該職員は、第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する書面（以下この項及び事項において「添付書面」という）が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

(2) 更正処分前の意見聴取（法第 35 条第 2 項）

添付書面が添付された申告書に対して、国税通則法又は地方税法の規定によって更正処分を行う場合で、その更正処分の基因となる事実について添付書面に記載があるときは、当該税理士に意見を述べる機会を与えなければなりません。ただし、申告書及びこれに添付された書類を調査するだけで、更正すべき事実が明らかである場合には、この限りではありません。

税理士法第 35 条第 2 項（意見の聴取）

添付書面が添付されている申告書について国税通則法又は地方税法の規定による更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長（当該更正が国税庁又は国税局の当該職員の調査に基づいてされるものである場合においては、国税庁長官又は国税局長）又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申告書及びこれに添付された書類の調査により課税標準等の計算について法令の規定に従っていないことが明らかであること又はその計算に誤りがあることにより更正を行う場合には、この限りでない。

(3) 不服申立てに係る調査の意見聴取（法第 35 条第 3 項）

国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関して税務代理権限証書を提出している税理士又は税理士法人があるときは、当該税理士又は税理士法人に意見を述べる機会を与えなければなりません。

税理士法第 35 条第 3 項（意見の聴取）

国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第 30 条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

7 . 書面添付制度と意見聴取制度の関係

法第 35 条に規定する意見聴取制度は、先に述べたとおり 3 種類ありますが、その適用関係は、法第 33 条の 2 に規定する添付書面と、法第 30 条に規定する税務代理権限証書の有無によって異なり、これらを整理すると次のようになります。

	添付書面	税務代理権限証書
事前通知前の意見聴取		
更正処分前の意見聴取		×
不服申立てに係る調査における意見聴取	×	

（表記）

… 申告書への添付又は提出が、意見聴取の要件とされるもの

× … 意見聴取の要件として要求されていないもの

したがって、法第 35 条第 1 項に規定される事前通知前の意見聴取は、添付書面が申告書に添付され、かつ、法第 30 条に規定される税務代理権限証書が提出されている場合に限り、適用されることとなります。

8 . 事前通知前の意見聴取と加算税

法第 35 条第 1 項に規定する事前通知前の意見聴取制度は、添付書面が申告書に添付され、かつ、税務代理権限証書が提出されている場合に限って適用され、税務官公署は、税務代理権限を有する税理士又は税理士法人に対して意見を述べる機会を与え、意見聴取によって疑義を解消させることを目的として行われます。また、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務行政の一層の円滑化・簡素化を図るため創設された制度です。

平成 13 年改正の税理士法が施行された当初、「事前通知前の意見聴取」の内容は、書面の記載事項に関する税理士からの意見陳述、「一般的な意見の聴取」とされていましたが（平成 14 年 3 月 14 日事務運営指針）、平成 15 年 1 月 17 日の同指針の改正により、記載された事項につき個別・具体的な質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることにまで拡大されました。

さらに平成 21 年 4 月 1 日に発遣された国税庁「（各課税部門における）書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」によって、書面添付制度の普及策の一つとして、国税庁においては、意見聴取を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとされました。

また、平成 22 年 6 月 11 日には、事務運営指針の一部が改正され、書面添付制度の普及策の一つとして、意見聴取を行った結果、調査に移行する場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡が口頭（電話）により行われ、その際に税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えないとされました。

これにより、税理士が委嘱を受けた範囲において、書面を作成し意見聴取に応えることで自ら行った業務に関する専門家としての意見を税務官公署に対して表明することにより、税理士の権利が拡充され、一方、税務官公署においても、申告書の審理、調査対象の選定及び実地調査の実施にあたって、税理士の専門家としての意見を尊重し、税務行政の円滑化・簡素化がより図られることとなりました。

(1) 意見聴取の連絡と時期

調査担当者は、事前通知予定日の 1 週間から 2 週間前までに税務代理権限証書に記載され

た税理士又は税理士法人に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、原則として税理士又は税理士法人に来署を依頼する方法により行います。税理士又は税理士法人が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えないとされています。

また、意見聴取は、原則として統括官等と実地調査の指令を受けた調査担当者が行うこととされています。

(2) 納税者の同席

書面添付制度は、あくまで税理士に与えられた権利の一つであり、事前通知前の意見聴取は税理士及び補助税理士に対して行われるものであって納税者を同席させて行うものではありません。

(3) 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士又は税理士法人が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものとされています。したがって、税務官公署の職員は、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識し、例えば顕著な増減事項・増減事由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由、相談に応じた事項などについて個別具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとされています。

税理士は、申告書の作成等に当たって、計算、整理又は審査した事項について、具体的かつ正確な記載に努める必要があり、疑問点の解明を目的として、与えられた権利が最大限活かされるよう、積極的に意見を陳述する必要があります。

(4) 意見聴取時における陳述

添付書面に記載した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを具体的に記載し、それらの内容をより詳細に述べる必要があります。したがって、計算し、整理した主な事項について、具体的にどのような書類や帳票に基づき、どのように確認したのか、会計処理方法の変更等があった場合について、具体的にどのような理由から、どのように変更したのか、相談に応じた事項について、具体的にどのような相談

があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのかなど、実際の意見陳述に際しては、添付書面に記載した内容について詳細かつ正確に述べる必要があります。

(5) 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税

意見聴取が行われ、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として加算税は賦課されないことが、平成 21 年 4 月 1 日国税庁制定の事務運営指針により明らかにされています。

ただし、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更正の予知」があったと認められる場合には、加算税が賦課されます。

国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」（平成 21 年 4 月 1 日制定、平成 22 年 6 月 11 日改正）

第 2 章 第 2 節 意見聴取の実施

1～5 〔省略〕

6 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い

意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。

ただし、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の適用に当たっては、国税通則法第 65 条第 5 項並びに平成 12 年 7 月 3 日付課法 2 - 9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 12 年 7 月 3 日付課消 2 - 17 ほか 5 課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 13 年 3 月 29 日付課消 4 - 11 ほか 1 課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更正の予知」があったと認められる場合には、加算税を賦課することに留意する。

7 〔省略〕

(6) 意見聴取の結果

事前通知前の意見聴取が行われるということは、实地調査が予定されているということであり、この意見聴取を行った結果、实地調査の必要がないと認められた場合には、税理士に対し現時点では調査に移行しない旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行うことになっています。ただし、次に掲げるものに該当する場合には、口頭（電話）により行うこととされています。

なお、この場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由をあわせて説明することとされています。

課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの

法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がないもの

に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、 に準ずると認められるもの

また、現時点では調査に移行しない旨を連絡した場合であっても、その後、申告書の内容等に対して新たな疑義が生じたときは、調査が行われる可能性があり、先述のとおり、意見聴取を行った結果、調査に移行する場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡が口頭（電話）により行われ、その際に税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えないとされています。

9 . 書面添付制度における税理士の対応

書面添付制度の実践には、書面の記載内容の充実とともに積極的な意見聴取が必要であり、税理士にとっても、税務官公署にとっても意見聴取の機会を積極的に活用することが期待されます。

法第 35 条に規定される「意見聴取」の目的は、税理士により作成された申告書又は税理士が審査した申告書の内容を確認するために行われるものと考えられ、この制度を普及・定着させていくためには、下記の事項を踏まえて、税理士及び税務官公署が互いに立法趣旨に沿った運用に努めなければならず、信頼関係が基礎となるといえます。

書面添付制度は、個々の申告書ごとに適用されるものであり、一の申告書ごとに、添付すべきかどうかを選択することができ、税理士又は税理士法人が関与するすべての申告書に対して、適用することを求められているものではありませんが、添付する趣旨を委嘱者に説明するなどして、業務において積極的な活用を図ることが望まれます。

添付書面の作成は、その内容の結果が委嘱者の利益に直接反映されることから、委嘱者との信頼関係が前提となります。たとえば意思疎通が不十分な場合、委嘱者との間でトラブルが生じる可能性もあります。税理士は納税者である委嘱者に対して、委任に関する注意義務（民法 644 条）と報告義務（民法 645 条）を負いますが、委嘱者は専門知識がないからこそ専門家に依頼するのであり、専門家としての責任が問われることに留意すべきです。

委嘱者との間の意思疎通を図る方法については、例えば委嘱契約書への記載や、個別の契約を結ぶほか、各業務に関するチェックリストを作成するなど、様々な具体的方法が考えられます。

書面添付制度は、税理士又は税理士法人に対して意見聴取手続が整備されたことにより、税務行政庁に対して税理士の意見を述べる機会が拡大しました。その結果、委嘱者の信頼にこたえる、税務に関する職業専門家としての社会的地位の向上が期待される制度となり、税務行政の簡素化・円滑化にも資するものとなりました。

国税庁「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務 手続等について(事務運営指針)」

法 4-11

課総 2-9

課消 4-6

官総 6-39

査調 2-64

平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 6 月 11 日

各国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び 事務手続等について(事務運営指針)

標題のことは、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。

なお、平成 14 年 3 月 14 日付課法 3 - 6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。

(趣旨)

書面添付制度(税理士法(昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。))の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面(以下「添付書面」という。)が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面(以下「税務代理権限証書」という。)を提出している税理士又は税理士法人(以下「税理士等」という。)に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。)を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)と協調して、その普及等に取り組むこととしている。

この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準(指針)」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取(以下「意見聴取」という。)を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとしたことから、所要の整備を図るものである。

記

第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進

書面添付制度は、税務代理する税理士等に限らず、広く税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであるから、本制度の執行に当たっては、制度の理解を更に深め、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の普及・定着を図る。

2 書面添付制度適用法人の的確な管理

申告書(法人税確定申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書又は間接諸税の納税申

告書をいう。以下同じ。)に添付書面の添付がある法人(間接諸税にあっては、法人又は個人。以下同じ。)については、法人管理簿等を活用し、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。その際、実況区分の判定に当たっては、添付書面の記載事項等を積極的に活用する。

3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営

添付書面は、申告書審査や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、じ後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項

第1節 添付書面がある申告書の回付後の事務

内部担当者から申告書等の回付を受けた統括官等(法人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、特別調査情報官、国際税務専門官、情報技術専門官又は審査専門官をいう。以下同じ。)は、添付書面の添付がある申告書に添付されている税務代理権限証書が複数の税目(消費税、源泉所得税は除く。)の税務代理権限を証している場合には、添付書面の写し及び税務代理権限証書の写しを担当する部門に回付する。

第2節 意見聴取の実施

1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し実地調査を指令する場合には、事前通知を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。

なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。

(注) 添付書面に該当しないものについては、KSKに入力された申告事績の庁指定コードを訂正する必要があることに留意する。

2 意見聴取の時期、方法

調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭(電話)で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。

この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。

(注)

1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。

2 意見聴取は、原則として、統括官等と実地調査の指令を受けた調査担当者が行う。

3 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努める。

ただし、個別・具体的な非違事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じ得ることに留意する。(後記6による。)

また、更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項があるものについては、意見聴取の際に、その指導事項について税理士等に十分説明する。

4 意見聴取後の事務

調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面(以下「応接簿」という。)に記載して統括官等の決裁を了し、法人税歴表(間接諸税にあっては、間接諸税調査簿)に編てつする。

相手方、応接者、調査対象法人名、応接方法、応接日時

意見聴取した内容

意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項

調査への移行の有無

別紙2の書面(以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。)の送付要否

その他参考となる事項

(注) 意見聴取結果についてのお知らせを作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。

5 意見聴取結果の税理士等への連絡

(1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭(電話)により行う。

なお、口頭(電話)により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

課税上の指摘事項があるもの又は更正や修正申告のしょうようには至らないが、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項があるもの

法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がないもの

に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、 に準ずると認められるもの

(2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭(電話)により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

(注)

- 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。

その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。

2 意見聴取結果についてのお知らせを送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせ（税務署控え）を法人税歴表に編てつする。

6 意見聴取後に提出された修正申告書に係る加算税の取扱い

意見聴取を行い、その後に修正申告書が提出されたとしても、原則として、加算税は賦課しない。

ただし、意見聴取を行った後に修正申告書が提出された場合の加算税の適用に当たっては、国税通則法第 65 条第 5 項並びに平成 12 年 7 月 3 日付課法 2 - 9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 12 年 7 月 3 日付課消 2 - 17 ほか 5 課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）及び平成 13 年 3 月 29 日付課消 4 - 11 ほか 1 課共同「たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて」（事務運営指針）に基づき非違事項の指摘を行ったかどうかの具体的な事実認定により「更正の予知」の有無を判断することになるから、修正申告書が意見聴取の際の個別・具体的な非違事項の指摘に基づくものであり、「更正の予知」があったと認められる場合には、加算税を賦課することに留意する。

7 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書を更正すべき場合においては、法第 35 条第 2 項に基づき、税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

Ⅱ 添付書面作成の実務（記載方法と留意点）

1．法第 30 条に規定する税務代理権限証書の記載方法と留意点	1
2．法第 33 条の 2 に規定する書面作成の実務	4
(1) 添付書面作成にあたっての留意点	4
(2) 署名押印	10
(3) 責任と懲戒処分	12
(4) 添付書面における帳簿書類	14
(5) 第 9 号様式作成のポイント	15
(6) 第 10 号様式作成のポイント	21
3．日本税理士会連合会「添付書面作成基準(指針)」について	26

1 . 法第 30 条に規定する税務代理権限証書の記載方法と留意点

法第 30 条に規定する税務代理権限証書（省令第 8 号様式）は、法定様式ですから任意に変更することはできず、定められた事項について記載しなければなりません。

以下、項目に従って記載方法と留意点を挙げます。

【税務代理権限証書の記載方法と留意点】

「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄

税理士が個人の場合は氏名を、税理士法人の場合は税理士法人名を記載します。

「税理士又は税理士法人」の「事務所の名称及び所在地」欄

税理士事務所又は税理士法人の名称及び所在地を記載し、税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、「連絡先」に当該従たる事務所の所在地等を記載します。

本文中の「上記の
税 理 士
税理士法人」欄

いずれか該当しない方を二重線等で抹消します。

「依頼者」の「氏名又は名称」欄

依頼者が個人の場合は氏名、法人の場合は法人名と代表者名を記載します。法人の代表者名については自署か記名かの規定はありませんので、ゴム印やワープロで記載しても差し支えありませんが、依頼者が十分理解し認識していることが大切であることから自署が望ましいものと考えます。

また、押印する印鑑については特に規定されていないので代表者印、申告書に押した印、その他の認印いずれでもよいと考えます。

「1 税務代理の対象に関する事項」の「税目」欄

税務代理の対象となる税目を記載し、税目は複数記載することができます。対象税目については、法人税確定申告の事案の場合、税務代理を受任する関連性のある税目、すなわち法人税・消費税・源泉所得税の三税目を列記します。

「1 税務代理の対象に関する事項」の「年分等」欄

税目の区分に応じた年分等を記載します。法人税の場合は事業年度を、消費税の場合は課税期間を、所得税・贈与税の場合は平成 年分を記載し、相続税の場合は相続開始年月日を()内に平成 年 月 日相続開始と記載します。年度は地方税に適用する場合に使用します。

「2 その他の事項」欄

法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載します。

この欄に記載がない場合には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理、すなわち確定申告の他税務調査もしくは更正処分に対する主張陳述につき代理・代行するすべてが、一の税務代理として委任されたこととなります。

なお、法第30条の税務代理をする場合とは一の税務代理をいい、法第2条第1項第1号に掲げる申告、申請、請求、不服申立ては、それぞれ異なった税務代理になりますので、例えば、確定申告、異議申立て、審査請求の行為ごとに税務代理権限証書を提出することになります。

その他

・相続税の申告書に添付する場合

相続人別に1枚の税務代理権限証書を記載します(依頼者欄に相続人名を連記しない)。

・複数の税目について税務代理する場合で、各税目の提出期限が異なる場合

1枚の税務代理権限証書で3税目まで記載できますが、例えば、法人税及び消費税の申告書の提出期限が法人税の申告期限延長などで異なる場合には法人税及び消費税の申告書にそれぞれ添付することが望まれます。ただし、申告期限が先に到来する消費税申告書に添付して提出することとしても差し支えありません。

受 付 印

整理番号

年 月 日

税務署長 殿

税 務 代 理 権 限 証 書

税 理 士 又 は 税 理 士 法 人	氏名又は名称	近 税 太 郎
	事務所の名称 及び所在地	近税太郎税理士事務所 大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) - 連絡先 [] 電話 () -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号等 第 号

上記の 税 理 士 ~~税理士法人~~ を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 年 月 日

依 頼 者	氏名又は名称	(株) 代表取締役 印
	住所又は事務所の 所在地	大阪市 電話 (06) -

1 税務代理の対象に関する事項

税 目	(法 人) 税	(消 費) 税	(源泉所得) 税
年 分 等	平成 年分(年度)	平成 年分(年度)	平成 年分(年度)
	自平成 年 4月 1日 至平成 年 3月 31日	自平成 年 4月 1日 至平成 年 3月 31日	自平成 年 4月 1日 至平成 年 3月 31日
	()	()	()

2 その他の事項

税務代理権限から除外するもの等があれば記載

税務代理権限等に関してたとえば税務代理の一部を復代理するなどの連絡があれば記載

事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	() 部門
-------	----	----	--------	--------

2 . 法第 33 条の 2 に規定する書面作成の実務

はじめに、法定様式である添付書面の記載方法について、添付書面作成の留意点及び近畿税理士会で整備している業務チェックリストの活用について、確認します。

また、この章では、省令第 9 号様式及び第 10 号様式の作成ポイントと記載要領についても、実状に合わせて解説します。

(1) 添付書面作成にあたっての留意点

税理士の関与の程度の開示と、税理士の意見の表明であって、申告書の内容を全面的に保証するものではない

法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面（省令第 9 号様式）は、税理士又は税理士法人が自ら申告書を作成した場合に作成するものであり、その記載事項は「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」とされています。これらの記載事項は、いずれも税理士又は税理士法人が委嘱者からの委嘱に基づいて行った税理士業務に関しての関与の程度を開示するものであり、さらには添付書面を作成した税理士が意見表明するものです。この意見表明は、申告書の内容を全面的に保証するものではなく、税理士としての意見を表明するものです。

一方、法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面（省令第 10 号様式）は、他人の作成した申告書について相談を受けてこれを審査した場合に作成するものですから、その記載事項は「相談を受け、審査した事項及び当該申告書が法令の規定に従って作成されている旨」となっています。

第 10 号様式 1 面の「審査に当たって提示を受けた帳簿書類」欄は、確認した帳簿書類等の名称を開示することになりますが、2 面及び 3 面の「審査した主な事項」欄や「審査結果」欄については、税理士がどのような審査を行ったのかという事実とともに、その結果について税務の専門家としての意見を表明することになります。

いずれにしても、これらの記載は委嘱者との委嘱契約の範囲内において、税理士が行った業務に関連してなされるものであり、その申告書に係る課税標準等の計算の内容を全面的に保証するものではありません。税理士又は税理士法人は委嘱者に対する調査を行う権限を有していませんので、あくまでも委嘱契約による信頼関係を基礎とした専門家としての意見表明を、添付書面を作成することによって行うこととなります。

ポイント

書面添付は、委嘱者との委嘱契約の範囲内において税理士が行った業務に関連するもので、その申告書に係る課税標準等の計算の内容を全面的に保証するものではありません。税理士又は税理士法人は委嘱者に対する調査を行う権限を有していませんので、あくまでも委嘱契約による信頼関係を基礎とした税務の専門家として、関与の程度の開示と意見の表明を行うこととなります。

税理士業務の適正性をアピールする

書面添付制度は、まず税理士の側から税理士業務の内容を開示することによって、申告書の適正性に関する意見を表明し、その意見を税務官公署が尊重することにより税務行政の円滑化・簡素化につなげようとするものです。

納税義務の適正な実現を図るために法令を遵守して行った税理士業務の結果は申告書に反映されていますが、第9号様式の書面には申告書の作成過程で税理士が行った業務の内容を記載し、第10号様式の書面には他人が作成した申告書について相談を受けて審査した場合に、その申告書が適正であることを認める過程で税理士が行った業務の内容を記載します。

いずれの場合も税理士が申告書の適正性を確認するために行った業務の内容を記載した書面を提出することにより、税務官公署における申告書の確認事務を円滑に行わせようとするものです。

すなわち、添付書面を作成する場合の視点は、税理士業務を適正に遂行したことを税務官公署に対してアピールすることです。添付書面には申告書が適正であるという主張のみを記載するのではなく、納税義務の適正な実現を図るために行った業務を具体的かつ正確に記載し、その範囲内での税理士業務の適正性をアピールすることが重要です。

ポイント

この制度は、税理士の側から申告書の適正性に関する意見を表明し、その意見を税務官公署が尊重することにより税務行政の円滑化・簡素化につなげようとするものです。添付書面には申告書が適正であるという主張のみを記載するのではなく、納税義務の適正な実現を図るために行った業務を具体的かつ正確に記載し、その範囲内での税理士業務の適正性をアピールすることが重要です。

税理士が委嘱契約に基づいて遂行した業務に関する事項を記載する

添付書面に記載する内容は税理士が行った業務、すなわち自ら計算し、整理した事項であり、委嘱者が行った事項ではありません。

第9号様式の「自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄では、税理士が作成したものと委嘱者が作成したものを区分して記載することになっています。このように、税理士が行った業務をまず明確にし、どの程度の関与度合いかを示すとともに、責任の所在を明らかにすることになります。

ポイント

第9号様式の「自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄では、税理士が作成したものと委嘱者が作成したものを区分して記載します。これによって税理士が行った業務を明確にし、どの程度の関与度合いかを示すとともに、責任の所在を明らかにします。

相談を受けた事項及びそのてん末を記録しておく

第9号様式の「相談に応じた事項」欄及び第10号様式の「相談を受けた事項」欄には、申告書の作成あるいは申告書の審査に際して委嘱者から相談を受けた事項のうち、その申告書に係る課税標準の計算に関して特に重要な事項の要旨を記載することになります。この相談とは申告書作成時に限らず通常行う税務相談も含まみますので、日頃より相談を受けた事項に関する記録をしておくことが必要となります。

この欄には、税務相談の内容と税理士として回答した要旨等のほか、その税務相談の結果が課税標準の計算にどのように反映したのか、そのてん末も記載すべきです。

ポイント

この相談とは申告書作成時に限らず通常行う税務相談も含まみますので、日頃より相談を受けた事項に関する記録をしておくことが必要です。税務相談の内容と税理士として回答した要旨等のほか、その税務相談の結果が課税標準の計算にどのように反映したのか、そのてん末も記載します。

税目ごとに作成する

添付書面は、申告納税方式による国税の申告書又は申告納付若しくは申告納入の方法

による地方税の申告書に添付することができます。また、事前通知前の意見聴取は、添付書面の添付されている申告書に係る租税について実地調査を予定した場合に行われます。したがって、添付書面は税目ごとの申告書に対応してそれぞれ作成し添付しなければなりません。

ポイント

添付書面は、申告納税方式による国税の申告書又は申告納付若しくは申告納入方式による地方税の申告書に添付することができます。また、事前通知前の意見聴取は、添付書面の添付されている申告書に係る租税について実地調査を予定した場合に行われます。したがって、添付書面は税目ごとの申告書に対応して、それぞれ作成し添付します。

添付書面における帳簿書類とは

添付書面における帳簿書類については特別な規定はありませんが、法人税の場合には、青色申告法人の帳簿書類に関する規定等が参考となります。

しかし、添付書面の作成にあたっては、法令の規定による帳簿書類の名称にこだわることはなく、書面添付制度の趣旨に照らして必要かつ重要であると判断した書類に関する記載をすればよいと考えます。

また、相続税の場合、相続財産の評価や課税標準の計算に関連して、税理士が作成した書類や依頼者から提示を受けた書類等、例えば評価明細書・預金通帳・生命保険証書・残高証明書等について記載することになります。

ポイント

法令の規定による帳簿書類の名称だけにこだわらず、書面添付制度の趣旨に照らして必要かつ重要であると判断した帳簿や書類等を記載してください。

添付書面を添付する基準

添付書面は、対象となる申告書が適正であることを全面的に保証するものではありませんが、税理士が委嘱を受けて業務を遂行した範囲内において、その申告書が適正であるという心証を得て作成添付するものです。しかし、適正であるという確証が得られない場合であっても、税理士が委嘱を受けた業務の範囲内、又は行った業務の範囲内にお

いて、税理士業務を適正に行ったことを主張することは重要であり、その意味で添付書面を添付することは差し支えないと考えます。

いずれにせよ、主張する適正さの程度は個々の税理士によって異なりますので、添付書面を添付するか否かは個別に判断すべきといえます。

ポイント

添付書面は、その申告書の適正性を主張するものですが、主張する適正さの程度は個々の税理士によって異なりますので、添付書面を添付するか否かは個別に判断すべきものであり、一様の基準を設定することは困難です。適正であるという確証が得られない場合でも、税理士業務を適正に行ったことを主張することは重要であり、その意味で添付書面を添付することは差し支えないと考えます。

粉飾決算があった場合には

税理士が法人の当期純利益などが過大であることを知りながら、これを許容して申告書を作成することについては、過少申告の場合とは異質の職業倫理が問われることになります。税理士は納税義務の適正な実現を図ることを使命とするのですから、たとえ委嘱者が求めた場合であっても、過大申告が容認されることはありません。また、税理士は税務の専門家であるとともに会計の専門家でもあり、粉飾決算に関与する等の行為は到底許されるものではなく、専門家としての倫理は貫かなければなりません。

したがって、法人の決算書が意図的な利益及び純財産額の過大計上となっていることを知った場合には、税理士はまず専門家としてその是正を求めるべきであり、仮にその是正がなされない場合でも税理士業務に関する事実の開示として、添付書面の添付をすることが考えられます。

ポイント

法人の決算書が意図的な利益及び純財産額の過大計上となっていることを知った場合には、税理士はまず専門家としてその是正を求めるべきです。税理士は税務の専門家であるとともに会計の専門家でもあり、粉飾決算に関与する等の行為は到底許されるものではありません。仮にその是正がなされない場合でも税理士業務に関する事実の開示として、添付書面の添付をすることが考えられます。

委嘱者の理解を求めるべきである

添付書面は、委嘱者が作成すべき申告書等を税理士が代理人として作成する場合の書類とは異なり、あくまで税理士が税理士として作成するものですから、依頼者の押印は必要ありません。すなわち、法的には税理士の判断によって作成添付される書面であるということです。

しかし、税理士業務は納税者から委嘱を受けて遂行することから、添付書面の記載内容について委嘱者に十分な説明を行い、理解を求めることが大切であると考えます。

ポイント

法的には税理士の判断によって作成添付される書面ですが、税理士業務は納税者から委嘱を受けて遂行することから、添付書面の記載内容について委嘱者に十分な説明を行い、理解を求めることが大切です。

虚偽記載は懲戒の対象となる

添付書面に虚偽の記載をした場合には、法第 46 条の規定により一般の懲戒の対象とされます。この虚偽の記載とは事実と異なる記載であり、申告書の作成に関して「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」や審査の依頼を受けた申告書に関して「審査した事項と結果」をありのまま記載するなら問題は生じないものと考えます。この規定は、法的に添付書面の信憑性を確保する見地から重要であり、第 2 章第 2 節「(3) 責任と懲戒処分」において虚偽記載に該当するか否か等の判断基準を示してあります。

ポイント

添付書面に虚偽の記載をした場合には、法第 46 条の規定により一般の懲戒の対象とされます。虚偽記載とは事実と異なる記載であり、申告書の作成に関して「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」や審査の依頼を受けた申告書に関して「審査した事項と結果」をありのまま記載するなら問題は生じないものと考えます。

業務チェックリストは添付書面作成の有効な資料で、信頼性を担保する資料となる

業務チェックリストは税理士業務上の留意点や確認事項を把握するためのものであり、特に決算及び申告書作成において業務の適正性を確認することができる大変有効なものです。我々税理士は適正な申告書を作成するという同じ目的を持っており、その目的を

達成するための一助として、近畿税理士会では決算や申告書作成にあたって税目別に業務チェックリストを整備しています。業務チェックリストの活用は、税理士の業務水準の維持・向上に資するとともに、精度の高い添付書面作成にも寄与します。さらには法第 35 条の意見聴取においても税理士業務の適正性、信頼性を担保する資料になると考えます。

ポイント

決算及び申告書作成において、業務チェックリストは適正な税理士業務の確認には大変有効です。添付書面は税理士業務の適正性をアピールし、申告書の適正性を主張するものですから、この業務チェックリストは添付書面作成の有効な資料となります。さらには法第 35 条の意見聴取においても信頼性を担保する資料となります。

(2) 署名押印

税理士又は税理士法人が計算事項を記載した書面（省令第 9 号様式）又は審査事項を記載した書面（省令第 10 号様式）を作成したときは、その書面の作成に係る税理士は、その書面に税理士である旨を付記して署名押印しなければなりません。

なお、作成者が補助税理士である場合には、補助税理士である旨を付記しなければなりません。

さらに、これらの書面には作成者である税理士又は税理士法人の税務代理権限証書の有無を付記しなければなりません。

税理士法 33 条の 2 第 3 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）

税理士又は税理士法人が前 2 項の書面を作成したときは、当該書面の作成に係る税理士は、当該書面に税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記して署名押印しなければならない。

税理士法施行規則 16 条第 2 項（税務書類等への付記）

法第 33 条の 2 第 3 項に規定する財務省令で定める事項とは、同項に規定する書面を作成した税理士又は税理士法人の前条の税務代理権限証書の提出の有無とする。

【添付書面の署名押印欄等の記載方法】

署名押印欄等の記載方法は次のとおりです。なお、ここでの説明は、第9号様式、第10号様式共通です。

添付書面を作成した税理士が開業税理士の場合は、「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄と「書面作成に係る税理士」の「氏名」欄の記載は同一となり、それぞれに税理士である旨を付記して署名押印します。

添付書面を作成した税理士が税理士法人の社員である場合は、「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄にはその税理士法人の名称を記載し、法人の代表者として社員（代表社員）が署名押印し、「書面作成に係る税理士」の「氏名」欄には書面を作成した社員が税理士である旨を付記して署名押印します。

添付書面を作成した税理士が開業税理士の補助税理士である場合は、「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄にはその開業税理士（所長）が署名押印し、「書面作成に係る税理士」の「氏名」欄には書面を作成した補助税理士が、税理士である旨を付記して署名押印します。

添付書面を作成した税理士が税理士法人の補助税理士である場合は、「税理士又は税理士法人」の「氏名又は名称」欄にはその税理士法人の名称を記載し、法人の代表者として社員（代表社員）が署名押印し、「書面作成に係る税理士」の「氏名」欄には書面を作成した補助税理士が、税理士である旨を付記して署名押印します。

「税理士又は税理士法人」の「事務所の所在地」欄には、その申告書作成、審査の依頼を受けた開業税理士の事務所所在地又は税理士法人の主たる事務所の所在地を記載します。

「書面作成に係る税理士」の「事務所の所在地」欄には、実際に添付書面を作成した税理士が税理士名簿に登録を受けている事務所の所在地を記載します。

添付書面を作成した税理士が税理士法人の従たる事務所に所属している場合は、「税理士又は税理士法人」の「事務所の所在地」欄には、主たる事務所の所在地を記載し、「書面作成に係る税理士」の「事務所の所在地」欄には、従たる事務所の所在地を記載します。

「税務代理権限証書の提出」欄には、添付書面を添付する申告書の納税者に係る税務代理権限証書の提出の有無を で囲んで表示し、有の場合には、税務代理の委任を受けた税目を（ ）内に記載します。

「依頼者」欄には、対象となる申告書に係る納税義務者名を記載します。添付書面は税理士が本人として作成する書類ですから、この欄に依頼者の署名を求める必要はなく、記名で足り押印も不要です。

(3) 責任と懲戒処分

法第 46 条では、税理士が法第 33 条の 2 に規定する書面に虚偽の記載をした場合、戒告、1 年以内の税理士業務停止、税理士業務の禁止のいずれかの処分を受けることを特に明記しています。この懲戒規定によって法第 33 条の 2 に規定する書面の信憑性が担保されているといえることができます。

しかし、そもそも税理士には、法第 1 条に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命があり、脱税相談等の禁止や故意による真正の事実を反した税理士業務の禁止等遵守すべき規定があるので、法第 46 条もこの延長線上にあるといえます。

なお、懲戒の対象となる「虚偽の記載をしたとき」とは、当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合をいい、税理士が添付書面を作成した時点で知らなかったことについてまで懲戒の対象とするものではありません。このことは税理士法基本通達で明らかになっています。

税理士法 44 条（懲戒の種類）

税理士に対する懲戒処分は、左の 3 種とする。

- 一 戒告
- 二 1 年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

税理士法 46 条（一般の懲戒）

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

税理士法基本通達 46 - 1 (添付書面の虚偽記載)

法第 46 条に規定する「第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき」とは、当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合をいうものとする。

次に、虚偽記載に該当するか否かについての判断基準に関して例示します。

【虚偽記載に該当する又は可能性がある例示】

- ・ 第 9 号様式の「自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄に、税理士が作成していない帳簿書類の名称を記載したような場合は、虚偽記載に該当する。
- ・ 第 9 号様式の「提示を受けた帳簿書類に記載されている事項」欄に存在しない帳簿書類の名称を記載した場合や、委嘱者がその帳簿書類を備えていても税理士が見ていない帳簿書類の名称を記載したような場合は、虚偽記載に該当する。
- ・ 現金出納帳等であってもその大半が記帳されていないような場合において、第 9 号様式の「提示を受けた帳簿書類に記載されている事項」欄に、その帳簿書類の名称を記載したような場合は、虚偽記載に問われる可能性がある。
- ・ 実際に行っていない事項を、第 9 号様式の「計算し、整理した主な事項」欄に記載した場合は、虚偽記載に該当する。

【虚偽記載に該当しない例示】

- ・ 税理士が総勘定元帳を作成記入している場合にその旨を添付書面に記載したところ、後日の税務調査において、その一部について仕訳の誤りが発見されたような事例については、その誤りが過失の範囲であれば虚偽記載には該当しない。
- ・ 税理士が、第 9 号様式の「計算し、整理した主な事項」欄又は「相談に応じた事項」欄に記載した事項の中で、後日の税務調査において、その処理の非違が指摘され修正申告することとなった場合であっても、その処理に関する事実認定や法解釈における見解の相違によるときは、虚偽記載に該当しない。また、非違の原因が税理士の判断ミスによるものであったとしても、それが過失の範囲である場合には虚偽記載に該当しない。
- ・ 第 9 号様式の「相談に応じた事項」欄に記載した事項の中で、後日の税務調査において、その相談の基礎となる事実が相違していることが判明した場合であっても、税理士がその添付書面を記載した時点でその事実を知らなかったときは、虚偽記載には該当しない。
- ・ 第 10 号様式の「審査した主な事項」欄に記載した事項の基礎となる事実が、後日の税務

調査によって相違していることが判明した場合であっても、税理士がその添付書面を記載した時点で知らなかったときは、虚偽記載には該当しない。

- ・第10号様式の「審査結果」欄に、当該申告書は法令の規定に従って作成されている旨を記載した場合において、後日の税務調査で、非違事項が指摘され修正申告することとなったとしても、その非違が添付書面に記載された審査した事項とは別の事項に係るものであるとき、又は、審査した事項であっても事実認定や法令解釈における見解の相違によるものであるときは、いずれも虚偽記載に該当しない。また、非違の原因が税理士の判断ミスによるものであったとしても、それが過失の範囲である場合には虚偽記載に該当しない。

(4) 添付書面における帳簿書類

第9号様式、第10号様式には帳簿書類の名称を記載する欄がありますが、その帳簿書類について具体的な規定はありません。第2章第2節(1)「添付書面における帳簿書類とは」にも記載したとおり、法人税法第126条第1項に規定する青色申告法人の帳簿書類が参考になりますが、法令の規定による帳簿書類の名称にとらわれることなく、税理士が事務所で作成した、例えば売掛金の集計表など、必要であると判断した書類について記載すればよいものと考えられます。

法人税法第126条第1項（青色申告法人の帳簿書類）

青色申告の承認を受けている内国法人は、財務省令の定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

法人税法施行規則第53条（青色申告法人の決算）

青色申告法人は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。

法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）

青色申告法人は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理する帳簿（総勘定元帳）その他必要な帳簿を備え、別表21に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

(5) 第9号様式作成のポイント

法第33条の2第1項に規定する書面は、税理士法施行規則第17条による第9号様式を用いることとされています。

第9号様式には、税理士が自ら作成した申告書に関して、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を、「自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」「提示を受けた帳簿書類に記載されている事項」「計算し、整理した主な事項」「相談に応じた事項」「その他」「*追加記載する事項」の各欄に記載することになります。

申告書の作成は委嘱者から委嘱を受けますが、その課税標準計算の基礎となる帳簿書類は委嘱者が作成している場合や税理士が作成している場合など委嘱契約の内容によって様々であり、課税標準計算の過程の計算や整理についても、税理士がどのような項目についてどの程度の検討をしたのか、包括的な関与なのか部分的な関与なのかは個々に異なります。

そこで、委嘱契約の内容に応じて税理士がどのような業務を行ったか、すなわち、税理士としての関与形態を明らかにし、税理士業務を通じて得た心証を文章によって表現することになります。

以下、項目に従って記載についてのポイントを挙げます。なお、署名押印欄等については第2章第2節「(2) 署名押印」に記載しましたので、省略します。

「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等

「帳簿書類の名称」欄には、申告書作成の基として税理士が自ら作成記入した帳簿書類等の名称を記載し、「作成記入の基礎となった書類等」欄には、その帳簿書類等の作成記入の基礎となった書類等の名称を記載します。

ここで記載すべき事項はあくまでも、税理士が自ら作成記入した帳簿書類等と、その作成記入の基礎となった書類等です。

例えば、委嘱者が現金出納帳や振替伝票を作成していて、税理士がこれらの書類を基として総勘定元帳を作成しているような場合には、「帳簿書類の名称」欄には、総勘定元帳と記載し、「作成記入の基礎となった書類等」欄には、現金出納帳・振替伝票と記載することになります。

また、委嘱者が会計ソフトを利用して仕訳入力を行って総勘定元帳・試算表を作成しており、税理士は決算整理を行って決算書と申告書を作成しているような場合には、「帳簿書類の名称」欄には、貸借対照表・損益計算書と記載し、「作成記入の基礎となった書類等」欄には、総勘定元帳・試算表その他の書類等を記載することになります。

この事項の記載により、課税標準計算の基礎となる帳簿書類等の作成に関して、委嘱者と税理士との委嘱契約及び税理士の関与形態が開示され、また税理士が自ら作成記入した帳簿書類の範囲により、税理士の責任範囲が明確になるわけです。

「2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項」

2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	
帳簿書類の名称	備考

「帳簿書類の名称」欄には、委嘱者から提示を受けた帳簿書類のうち、申告書作成の基となった帳簿書類の名称を記載します。したがって、提示を受けた帳簿書類で申告書作成の基となった帳簿書類のうち、計算し、整理したもの、すなわち、税理士として検討したものが記載の対象になると考えられます。例えば、大半が未記入となっている帳簿書類については記載の対象とはなりません。ただし、その未完成の帳簿書類を税理士が補完記入して完成させたのであれば、前項の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄に記載することになります。

また、この欄にある「備考」欄には、提示を受けた帳簿書類のうち、計算し、整理していないもの、すなわち、税理士として検討の対象にしなかったものを記載することになります。提示は受けていても検討していない帳簿書類は、「備考」欄に記載しますので、「備考」欄に記載した帳簿書類に記載されている事項は意見聴取の対象とはなりません。

なお、記載要領では「計算し、整理した」の範囲が、帳簿書類の内容や金額などの突合、検算、確認等を対象とした広義な解釈によるものであることから、ここでは「検討の対象」としました。この事項の記載により、前項とともに委嘱者と税理士との委嘱契約及び税理士の関与形態が開示され、また、税理士の責任範囲が明確になります。

「3 計算し、整理した主な事項」

		整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)			
<hr/>			
	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(2)			
<hr/>			
	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
(3)			

ここには、自ら帳簿書類の作成記入を通じて得た資料や委嘱者から提示を受けた帳簿書類を基に、税理士が計算した事項及び整理した事項のうち、課税標準の計算に関して特に重要な事項を記載します。

計算し、整理した事項とは、決算調整や申告調整を行った項目だけではなく、その申告書の課税標準計算に関連して検討や確認した項目及び期中における会計処理等についても必要に応じて記載すべきです。

また、ここでは、(1)、(2)「(1)のうち顕著な増減事項」及び(3)「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」の3項目に分けて記載することになっています。

【第9号様式の「3 計算し、整理した主な事項」記載要領】

「3 計算し、整理した主な事項」欄の記載要領は、次のとおりです。

- イ.(1)の「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載し、相続税では相続財産、みなし相続財産等の名称を記載して下さい。
- ロ.(1)の「事項」欄には、「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに関係資料との確認方法及びその程度等を記載して下さい。
- ハ.(1)の「備考」欄には、「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項、確認した資料を記載して下さい。
- ニ.(2)の「(1)のうち顕著な増減事項」欄には、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものの、相続税では相続開始以前数年間で金額の増減が顕著なものに

ついて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載して下さい。

ホ．(3)の「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載して下さい。なお、相続税・贈与税では記載不要です。

ヘ．(2)及び(3)欄に記載した事項については、(1)欄への記載を省略して差し支えありません。

ト．(1)(2)(3)の各欄の記載スペースが足りない場合には、「*追加記載する事項」欄に記載して下さい。

この書面は、税理士が申告書の作成を通じて行った業務の適正性をアピールするための意見表明であることから、ここでは単に計算・整理した事実を開示するだけでなく、その計算・整理を経た課税標準計算が適正であることを言及し、税務官公署にその申告書が適正であるとの判断をさせるための資料となるような記載をすべきであると考えます。

「顕著な増減事項」欄には、例えば、法人の決算書の中で前期（前年）との比較数値が大きくなっている項目について、特に説明しておく必要があるものを記載すべきです。添付書面は、税務官公署の現地調査の要否判断においても積極的に活用することとされていますので、この欄には前期比較数値等に関する疑義を解決するための記載をすべきです。

同様に、「会計処理方法に変更等があった事項」欄には、処理方法の変更だけでなく、変更した理由及びその変更による課税標準計算への影響等についても記載すべきです。

「4 相談に応じた事項」

4 相談に応じた事項		整理番号
事 項	相 談 の 要 旨	

ここには、委嘱者から税務相談を受けた事項のうち、対象となる申告書の課税標準計算に関して特に重要な事項を記載します。

税務相談業務は、申告書作成時に限らず、日常的に行うことが多いので、委嘱者からの相談内容とその回答に関して記録を保存し、税務の専門家としての責任範囲を明確にしておく必要があります。

「事項」欄には、相談項目を記載し、「相談の要旨」欄には、委嘱者からの相談内容と税理士からの回答及びその相談の結果依頼者がどのように対応したのかについてのてん末を記載し、税務相談がその申告書にどのように反映しているのかを明らかにすべきです。

「5 その他」

The diagram shows a table with a wavy border. The table has two columns and two rows. The top-left cell contains the text '5 その他'. The rest of the table is empty.

5 その他	

この欄には、記載要領では「申告書の作成における所見等を記載する」とされており、1から4の各欄に該当しない事項について、税理士として表明すべき意見を自由に記載することができます。

この欄は、書面様式の検討段階において、日本税理士会連合会からの要望によって定められたもので、税理士が表明した意見を税務官公署が尊重するという書面添付制度の趣旨にそって有効に活用すべきものです。

具体的には、委嘱者との委嘱契約の内容、コンピュータの利用状況、委嘱者の事情等のほか、対象となる申告書の作成を通じて得た所見について、税理士から税務官公署に対して積極的に開示すべきであると判断した事項を記載することになります。

なお、事前通知前の意見聴取は、添付書面に記載した事項を対象に実施されることになっていることを踏まえ、意見聴取時に税理士から意見を陳述すべき事項については、あらかじめ記載しておく必要があります。

「* 追加記載する事項」

		整理番号	
* 追加記載する事項			
A			
B	C	D	

この欄は、1 から 5 欄までの各欄を使用しても記載しきれない場合に使用してください。1 枚で記載しきれない場合は、更に追加して使用してください。

この場合、「A」欄には、「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄ないし「5 その他」欄の記載しきれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、次に掲げる表のとおり、「A」欄に記載した項目名の区分に応じて、それぞれ右の「B」欄から「D」欄に掲げる項目名及びその内容を記載してください。

「A」欄	「B」欄	「C」欄	「D」欄
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等	
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項	帳簿書類の名称	備考	
3 計算し、整理した主な事項(1)	区分	事項	備考
3 計算し、整理した主な事項(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増減理由	
3 計算し、整理した主な事項(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由	
4 相談に応じた事項	事項	相談の要旨	
5 その他		その他	

(6) 第 10 号様式作成のポイント

法第 33 条の 2 第 2 項に規定する書面は、税理士法施行規則第 17 条による第 10 号様式を用いることとされています。

第 10 号様式には、他人が作成した申告書について、相談を受けてこれを審査した場合において、その申告書が租税に関する法令の規定に従って作成されていることを認めるときに、「相談を受けた事項」「審査に当たって提示を受けた帳簿書類」「審査した主な事項」「審査結果」「その他」「*追加記載する事項」の各欄に、その申告書が租税に関する法令に従っている旨を記載することになります。

他人が作成した申告書とは、委嘱者である個人・法人が自ら作成した申告書が一般的であると考えられますが、納税者が別の税理士に税務代理業務を委嘱した事案について、限定的な内容に関する税務相談の委嘱を受けることもあり、その場合は、納税者の依頼によりこの書面を作成することになります。

また、この書面は、他人が作成した申告書に関する相談を受けてこれを審査した場合に作成添付するものであることから、その審査の対象は申告書であって、その課税標準の基礎となった会計帳簿を監査するものではありません。

したがって、税務計算に関連して財務書類や会計帳簿を確認した場合であっても、あくまでも申告書に記載された税務処理の適否に関する意見を表明するものであり、その財務書類の適正性に関する意見を表明するものではないことに留意する必要があります。

なお、相談・審査の結果、対象となる申告書が租税に関する法令に従って作成されているとの心証を得られなかった場合には、この書面を作成することはできません。ただし、税理士の指導により申告書が是正された場合には、その旨を記載したうえで添付することができます。

以下、項目に従って記載についてのポイントを挙げます。なお、署名押印欄等については第 2 章第 2 節「(2) 署名押印」に記載しましたので、省略します。

「1 相談を受けた事項」

1 相談を受けた事項	
事 項	相 談 の 要 旨

ここには、委嘱者からの委嘱による税務相談を受けた事項のうち、対象となる申告書の課税標準計算に関して特に重要な事項を記載しますが、書面添付制度の趣旨にそって、税務官公署がその申告書について検討や審理をする際に参考となるように記載すべきです。

「事項」欄には、相談項目を記載し、「相談の要旨」欄には、委嘱者からの相談内容と税理士からの回答及びその相談の結果依頼者がどのように対応したのかについてのてん末を記載し、税務相談がその申告書にどのように反映しているのかを明らかにすべきです。

「2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類」

2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類	
帳簿書類の名称	確認した内容

ここには、対象となる申告書が租税に関する法令の規定に従っているか否かについての審査をするために、委嘱者から提示を受けた帳簿書類に関する事項を記載します。

「帳簿書類の名称」欄には、審査に当たって確認した帳簿書類の名称を記載し、「確認した内容」欄には、対象となる申告書に記載されている項目に関連して確認した内容を記載します。

「3 審査した主な事項」

3 審査した主な事項			整理番号
(1)	区 分	事 項	備 考
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

ここには、委嘱者から提示を受けた帳簿書類を基に税理士が審査した事項のうち、課税標準計算に関して特に重要な事項を記載します。

また、ここでは、(1)、(2)「(1)のうち顕著な増減事項」及び(3)「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」の3項目に別けて記載することになっています。

【第10号様式の「3 審査した主な事項」記載要領】

「3 審査した主な事項」欄の記載要領は、次のとおりです。

- イ.(1)の「区分」欄には、勘定科目、申告調整科目等を記載し、相続税では相続財産、みなし相続財産等の名称を記載して下さい。
- ロ.(1)の「事項」欄には、「区分」ごとに、審査した内容を具体的に記載するとともに関係資料との確認方法及びその程度等を記載して下さい。
- ハ.(1)の「備考」欄には、「区分」ごとに、審査の際に留意した事項、確認した資料を記載して下さい。
- ニ.(2)の「(1)のうち顕著な増減事項」欄には、前期(前年)等と比較して金額が顕著に増減したものの、相続税では相続開始以前数年間で金額の増減が顕著なものについて、その増減事項を簡記し、その原因・理由等を「増減理由」欄に具体的に記載して下さい。
- ホ.(3)の「(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項」欄には、当期(当年)において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を簡記し、その理由等を「変更等の理由」欄に具体的に記載して下さい。なお、相続税・贈与税では記載不要です。
- ヘ.(2)及び(3)欄に記載した事項については、(1)欄への記載を省略して差し支えありません。
- ト.(1)(2)(3)の各欄の記載スペースが足りない場合には、「*追加記載する事項」欄に記載して下さい。

「4 審査結果」

	整理番号
4 審査結果	

この欄には、対象となる申告書が、租税に関する法令の規定に従って作成されている旨を記載します。

対象となる申告書が、租税に関する法令に従って作成されていないと判断した場合にはこの書面を添付することはできません。ただし、税理士の指導により申告書が是正された場合には、その是正指導等の内容を記載して添付することができます。

「5 その他」

5 その他	

この欄には、記載要領では「申告書についての所見等を記載する」とされており、1から4の各欄に該当しない事項について、税理士として表明すべき意見を自由に記載することができます。

具体的には、委嘱者との委嘱契約の内容、コンピュータの利用状況、委嘱者の事情等のほか、対象となる申告書の審査を通じて得た所見について、税理士から税務官公署に対して積極的に開示すべきであると判断した事項を記載することになります。

「* 追加記載する事項」

			整理番号	
* 追加記載する事項				
A				
B	C	D		

この欄は、1 から 5 欄までの各欄を使用しても記載しきれない場合に使用してください。1 枚で記載しきれない場合は、さらに追加して使用してください。

この場合、「A」欄には、「1 相談を受けた事項」欄ないし「5 その他」欄の記載しきれなかった項目名を記載し、「B」欄から「D」欄には、次に掲げる表のとおり、「A」欄に記載した項目名の区分に応じて、それぞれ右の「B」欄から「D」欄に掲げる項目名及びその内容を記載してください。

「A」欄	「B」欄	「C」欄	「D」欄
1 相談を受けた事項	事項	相談の要旨	
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類	帳簿書類の名称	確認した内容	
3 審査した主な事項 (1)	区分	事項	備考
3 審査した主な事項 (2)	(1)のうち顕著な増減事項	増減理由	
3 審査した主な事項 (3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由	
4 審査結果		審査結果	
5 その他		その他	

3 . 日本税理士会連合会「添付書面作成基準(指針)」について

第1章第3節「書面添付制度の普及・定着に向けて」でも経緯を説明しましたが、日税連と国税庁との「書面添付制度の普及・定着」に関する合意に基づき、「記載内容が良好な添付書面」について、意見聴取後に実地調査が省略される場合には、原則として文書による調査省略の通知がされることとなりました。

そこで、具体的にどのような内容をどの程度記載すればよいのか、また何をもって「記載内容が良好な添付書面」とするかといった基準の策定が必要となり、日税連と国税庁における協議を経て、国税庁は「事務運営指針」を発遣し、日税連は事務運営指針の趣旨を踏まえ、添付書面を作成するに当たっての「添付書面作成基準(指針)」を策定し、平成21年4月に同時に整備しました。

以下、日税連が策定した「添付書面作成基準(指針)」について、解説します。

(1) 日税連「添付書面作成基準(指針)」における留意事項

日税連の指針における留意事項には、「添付書面作成にあたっての留意点」として、次の4項目を挙げています。

書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。

申告書等は納税者からの委嘱に基づき税理士が作成するものですが、添付書面はこれとは異なり税理士が税理士として作成するものであることを意味しています。つまり、税務の専門家である税理士が独立した公正な立場で作成したことは尊重されるべきことであり、調査の通知前にまず税理士の意見を伺うという意見聴取制度と併せて、これは税理士の権利と呼ぶべきものだと言っています。申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにすることにより、法第1条の理念を実現するものです。

また、税務当局も税理士が作成した添付書面を尊重することで、結果として税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図ることができます。また、添付書面は、税理士の判断によって作成され、法定書面ではありますが、一方では申告書に添付されるものですので、その記載内容については、納税者に十分な説明を行い、理解を求めることが大切です。

税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

書面添付をしたことと、税務調査における是否認の関係についてです。添付書面は、税理士の関与の程度の開示と、税理士の意見の表明であって、これが即ち申告書の内容を全面的に保証するものではありません。なぜなら申告書作成にあたっては、納税者のすべての書類や行為を確認することは出来ず、ある意味では限定的な資料に基づかざるを得ません。税理士が確認していない部分で税務否認があったとしても致し方のないところです。与えられた範囲内で税理士が実際に計算し整理した事項が記載されていれば、もし税務調査等によって事実関係の相違が指摘されても、当然、虚偽記載となることはありません。逆に、添付書面により、税理士として負うべき責任の範囲を明確にすることができます。例えば、税理士が作成した帳簿書類等や納税者から提示を受けた帳簿書類等を開示することにより、税理士の責任範囲が明確になります。

税理士は納税義務の適正な実現を図るために法令を遵守して申告書を作成しますが、決算書や申告書だけでは、数字の背景にある事情や原因を理解することはできません。

法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った業務の結果は申告書に反映されるが、添付書面は、その内容を更に詳細に開示するものである。

添付書面に売上や利益率の増減の理由、経費の増減の原因などを記載することにより、申告内容を詳しく説明すべきであるとしています。また、会計処理の変更があった場合にはその変更の理由、その効果と影響を開示することで、申告内容を補完説明することができます。

書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法第33条の2に規定する書面に該当しない。

3欄「計算し、整理した主な事項」には、勘定科目ごとの具体的な業務の内容とともに、計算・整理の際に留意した事項を記載するとしています。また、4欄「相談に応じた事項」には、税理士自らが行った税務相談のうち、その申告書の課税標準等の計算に

関して特に重要な事項と、その相談の結果がどのように反映されたのかについて記載します。さらに、5欄「その他」は、税理士として表明すべき意見を自由に記載することができる欄ですので、納税者との委嘱契約の内容、申告書の作成を通じて得た所見等について記載をします。なお、これらの事項が全く書かれていないものは、添付書面に該当しないことになり、また白紙に近いものも添付書面として相応しくありません。

なお、この「添付書面作成基準（指針）」には、「添付書面の様式について」及び税目別の「具体的な作成基準」の項目を設けて詳細な指針が整備されていますが、添付書面の対象とされる申告書については、個々の事案であり、添付書面の記載内容についても一様ではないといえます。

したがって、この指針は、添付書面の記載内容の充実を図るため、一般的な申告書について、一般的に記載すべき事項や記載の程度を例示しているものとして、参考にしてください。

添付書面作成基準（指針）

制定 平成21年4月1日
日本税理士会連合会

一 はじめに

税理士の使命は、税理士法第1条に規定する独立した公正な立場において国民の納税義務の適正な実現を図ることであり、この使命に沿って税理士業務を遂行することで、税理士の存在意義をより一層高めるとともに、ひいては税理士の社会的信頼の向上につながる。

書面添付制度は、税理士法第33条の2に規定する書面添付と第35条に規定する意見聴取を総称したもので、平成13年の税理士法改正において事前通知前の意見聴取が創設されたことにより、書面添付制度がその枠組みを維持しながら存在意義を飛躍的に拡充させて、平成14年4月1日から実施されたものである。

この制度の趣旨は、税務の専門家である税理士の権利として、申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにすることにより、税理士法第1条の理念を実現するものである。また、税務当局もこれを尊重することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図るとともに、このことを通じ、税理士の社会的地位の向上に資することが期待される。

日本税理士会連合会（日税連）は、税理士会において検討・改善すべき事項と、国税庁に対して検討・改善を要望すべき事項を区分して、平成19年4月に「書面添付制度の普及・定着について（要望）」と題する要望書を国税庁長官に提出し、この要望を基に、日税連は国税庁に書面添付制度の普及に関する協議会の設置を申し入れ、「書面添付制度の普及・定着に関する協議会」で協議を重ねた結果、各組織における機関決定を経て、平成20年6月13日に具体的な取組事項の合意に至った。

この基準は、この合意を受けて改正された国税庁「事務運営指針」の趣旨を踏まえ、添付書面を作成するに当たっての指針として日税連において作成したものであり、税理士は、国民の期待に応えるため、この基準に沿った添付書面を作成することが求められる。

二 添付書面作成に当たっての留意点

- 1 書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。
- 2 税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。
- 3 法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った業務の結果は申告書に反映されるが、添付書面は、その内容を更に詳細に開示するものである。
- 4 書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法第33条の2に規定する書面に該当しない。

三 添付書面の様式について

1 第9号様式の書面について

第9号様式の書面は、申告書の作成過程において税理士が行った業務の内容を記載するものである。

第9号様式1面の「自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄には、税理士又は税理士法人が委嘱契約に基づいて自ら作成した「帳簿書類の名称」及び「作成記入の基礎となった書類等」を記載する。ここでは関与の程度の開示をすることになる。

2面の「計算し、整理した主な事項」欄には、勘定科目ごと具体的な業務の内容とともに計算・整理の際に留意した事項を記載し、3面の「相談に応じた事項」欄には、委嘱契約に基づいて行った税務相談のうち、その申告書の課税標準等の計算に関して特に重要な事項と、その相談の結果がどのように反映されたのかについて記載する。

この2面の「計算し、整理した主な事項」欄及び3面の「その他」欄について記載のない書面は、この基準に沿った書面とはならないことに留意する。

2 第10号様式の書面について

第10号様式の書面は、他人の作成した申告書について相談を受けてこれを審査した場合に作成するもので、その記載事項は、「相談を受け、審査した事項及び当該申告書が法令の規定に従って作成されている旨」となっている。

第10号様式1面の「審査に当たって提示を受けた帳簿書類」欄には、確認した帳簿書類の名称を開示し、2面及び3面の「審査した主な事項」欄や「審査結果」欄については、税理士がどのような審査を行ったのかという事実とともに、その結果についても税務の専門家としての意見を表明するものである。

この2面の「審査した主な事項」欄及び3面の「審査結果」欄について記載のない書面は、この基準に沿った書面とはならないことに留意する。

四 具体的な作成基準

1 総論

申告書の作成（審査）等にあたり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や、審査した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを具体的に記載する。

- ・ 計算し、整理した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したのか
- ・ 審査した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認（審査）したのか
- ・ 前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、どのような理由から増減したのか
- ・ 会計処理方法に変更等があった事項について、どのような理由からどのように変更したのか
- ・ 相談に応じた事項について、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか
- ・ 審査した事項について、その結果に至るまでに、どのような確認作業等を行ったのかなどを中心に、具体的かつ正確に記載する。

2 各論

第9号様式の作成に当たり、各欄の記載に当たって留意すべき事項及び確認・検討し、記載すべきと考えられる事項は次のとおりであり、実際に、計算し、整理し、又は相談に応じた事項に応じて、それぞれに掲げる例示を参考として、該当する各欄に具体的に記載する。

なお、第10号様式についても、次の事項に準じて審査した内容等を具体的に記載する。

(1) 所得税・法人税

(1面) 作成記入の基礎となった書類等

- ・ 依頼者が作成している帳簿書類のうち、提示されたものについて記載する。確認すべき帳簿書類について具体的な規定はないが、どのような帳簿書類に基づき申告書が作成されているかが明らかとなるので、提示すべきものに洩れがないかどうか留意すること。

(2面) 3. 計算し、整理した主な事項

(1) 売上（収入）

計算基準・決済基準・入金管理状況により、売上計上の漏れがないか検討・確認しているか。

仕入（原価）

仕入・売上原価について、帳簿等からだけでなく、請求書・領収書等からも確認しているか。

期間損益計算が適正かどうか検討確認しているか。

売上・売上原価について、決算後の売上入金等の検討は行っているか。

売上・仕入・棚卸との整合性についてチェックしているか。

棚卸資産(貯蔵品)	期末在庫の実態を把握し、原始記録等で確認・計上しているか。
仕掛品・未成工事	期末棚卸資産の評価方法の適正性について検討しているか。 未成工事は、工事台帳により現場別に適正な処理をしているか。
(所)事業主勘定	家事関連費等、各科目について混在していないかの検討・確認しているか、また、混在科目については按分計算の根拠も適正に計上しているか。
給与(報酬)	各人別の支給一覧を確認しているか(源泉所得税含む)、支払についてはどのようなチェック体制になっているか。 役員報酬について過大と認められるものはないか検討を行っているか。
(所)専従者給与	専従者給与は届出書の範囲内で適正に計上しているか。
その他の科目	業種及び事業の特異性による主な科目の事項
消耗品費	消耗品費について、固定資産の取得に該当するものの有無を請求書等から検討しているか。
旅費交通費	旅費等に係る精算はどのように行われているのか、また、その帳簿類の保存状況は適正か。
福利厚生費	福利厚生費について、給与に該当するものはないか。
(法)交際費	交際費等の隣接科目につき、取引内容を確認・検討しているか。
固定資産・修繕費	現場を確認し、適正に資本的支出と修繕費に区分して処理しているか。
減価償却費	内容を検討し、減価償却対象となるか、経費になるかを検討しているか。 特別償却についても検討しているか。
固定資産除却損	具体的な除却損の内容及び確認をしているか。(消費税にも連動)
その他	その他の科目についても内容の確認を行っているか。

(2)(1)のうち顕著な増減事項

- ・ 当期における売上の増加・減少及び原価勘定(利益率)の増加・低下の原因を具体的に検討・確認しているか。
- ・ 顕著な増減のあった勘定科目について、その理由を確認し、その内容が具体的に記載しているか。

(3)(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項

- ・ なぜ会計処理を変更したのか、どのような理由から、どのように変更したのか具体的に記載しているか。

(3面) **(4) 相談に応じた事項**

- ・ 相談に応じた事項及び指導した事項をその状況及びその具体的な内容項目を記載し、かつ、そのてん末まで記載することにより適正指導の結果につながる。

(5) その他

- ・ 総合所見について記載する。納税者と税理士の関与状況等を記載することにより、税務官公署が納税者のレベルや記帳状況について把握することが可能となる。また、計算し、整理した事項、主な増減事項・会計処理方法の変更等や相談に応じた事項で書ききれない場合やプロセスを開示するなどアピールする欄でもある。また、項目全般にわたって業務チェックリスト等で確認したことを記載する。

(2) 消費税

(2 面) 3 . 計算し、整理した主な事項

(簡易課税)

- 課税売上高 控除・相殺項目についても課税売上として確認・計上しているか。
また、雑収入及び下取りについても課税売上として確認・計上しているか。
- 課税区分 簡易課税事業者として適正に事業区分を検討・確認しているか。
- みなし仕入率 原則通りの加重平均で算出しているか。
また、75%ルールとの比較検討をしているか。

(本則課税)

- 課税売上 } 課税売上、非課税売上・不課税売上及び課税売上割合の確認しているか。
非課税売上 }
- 課税取引の判定 紛らわしい取引は証憑類で確認判定しているか。
- 各科目 誤りの多い科目について、明細書等にて検討・確認しているか。
(交際費・会費・軽油引取税・リサイクル料・ゴルフ場利用税等)

(2) (1) のうち顕著な増減事項

- ・ 課税売上割合の増減等具体的な確認をしているか。

(3) (1) のうち会計処理方法に変更等があった事項

- ・ 税込経理方式より税抜経理方式に変更等具体的な内容を記載しているか。

(3 面) (4) 相談に応じた事項

- ・ 改正消費税による簡易課税及び原則課税の判定の説明・指導・計算方法の説明や予定納税のシミュレーション等、納税者が適切な助言によって理解したことや翌期において適切な指導を行っていること等。

(5) その他

- ・ 課税方式や経理処理方式の説明、届出書関係の検討・確認、課税・非課税取引の取引ごとのチェックの検討・確認、帳簿・請求書の保存状況の確認を行っているか、その他総合所見等関与状況。

(3) 相続税

(1面) 作成記入の基礎となった書類等

相続財産確定のベースになり、確認の基礎となる。

(2面) 3. 計算し、整理した主な事項

土地(評価)

家屋(評価)

土地及び家屋等の評価計算について、具体的に現況確認を行い、利用状況を確認した事項や実測等による計算根拠を記載しているか。

有価証券

(上場株式)

端株、現物保有株式、先代・家族名義株式など、その検討内容・確認状況を具体的に記載しているか。

(取引相場のない株式)

取引相場のない株式の評価計算について、具体的に確認した事項やその計算の根拠が記載しているか。

預貯金等

家族名義預金の帰属について検討し、具体的に確認した事項やその判断の根拠が記載しているか。また、既経過利息の計上も正しいか。

また、預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の大口の動きを確認しているか。

さらに、相続開始直前に大口現金の引出しの確認をし、残高を手許現金として計上しているか。

相次相続及び先代からの相続関係

以前の相続からの財産の流れを、検討・確認しているか。

事業用財産

事業用財産又は農業用財産の有無の確認を行い決算書との確認を行っているか。

家庭用財産

家庭用財産の確認はしているか。

生命保険金・退職手当金等

生命保険金及び生命保険契約に関する権利の確認を行なっているか。また、契約者と保険料負担者の確認も行っているか。

退職手当金及び弔慰金等、退職金等に該当するものの有無の確認を行っているか。

その他の財産

・ 未収金(給与・配当・年金・地代等)及び貸付金・前払金等の有無の確認を行っているか。

・ 庭園設備、自動車・バイク及び船舶等の有無の確認を行っているか。

・ 貴金属、書画、骨董及び電話加入権の有無の確認を行っているか。

・ 特許権、著作権や営業権等の有無の確認を行っているか。

・ 未収穫の農産物等の確認はしているか。

・ 所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無の確認を行っているか。

生前贈与財産の相続財産への加算

・ 相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の有無の確認を行っているか。

・ 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の有無の確認を行っているか。

債務・葬式費用

・ 借入金等の確認はしているか(連帯債務・保証債務を含む)。

- ・ 未納の税金等の確認はしているか。
- ・ 預り保証金（敷金）等の確認はしているか。
- ・ 相続放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していないか確認をしているか。
- ・ 法要や香典返し等に要した費用を含めていないか確認をしているか。
- ・ 墓石や仏壇の購入費用を含めていないか確認をしているか。

(3 面) **4 . 相談に応じた事項**

具体的な相談内容とそのてん末を記載

- ・ 小規模宅地等(特例)の適用
- ・ 3年以内の贈与加算
- ・ 名義の異なる財産の帰属
- ・ 同族法人が支払う退職金・弔慰金
- ・ 納税関係の指導とそのてん末
- ・ 納税猶予(株・土地)の特例の適用

(5) その他

- ・ 総合所見
- ・ 相続人よりの依頼関係
- ・ 相続財産確定に当たっての経緯
- ・ その他の項目における業務チェックリスト又は国税庁様式「相続税の申告のためのチェックシート」による確認

(4) 贈与税

(1 面) **作成記入の基礎となった書類等**

- ・ 贈与財産確定のベースになり、内容の確認及び価額・評価の基礎となる。

(2 面) **3 . 計算し、整理した主な事項**

- ・ 申告内容に関する事項として、贈与者と受贈者との関係を確認しているか。
- ・ 適用項目の特例の適用の確認をしているか。
 相続時精算課税適用の場合
 同上 (住宅取得等のための金銭の贈与の場合)
 配偶者控除適用の場合
 納税猶予(株・土地)特例の適用の場合
- ・ 贈与財産の内容の確認事項や課税時期における内容・評価計算について、具体的に確認した事項や計算根拠の記載を行っているか。

(3 面) **4 . 相談に応じた事項**

- ・ 相談に応じた事項及び税理士が適用項目を検討し、相談内容を具体的に記載することにより適正と判断できる。

5 . その他

- ・ 納税者からの依頼関係や、贈与者と受贈者に対して適用項目についての説明や今後の特例・制度の取扱い、書類等（届出書類含む）保管の説明等、その他総合所見。

(5) 所得税 (分離譲渡)

(1 面) 作成記入の基礎となった書類等

- ・ 譲渡所得の収入金額・取得費・譲渡費用や各措置法等の確認のベースとなる。

(2 面) 3. 計算し、整理した主な事項

- ・ 譲渡所得の計算の基礎となる譲渡価額及び取得費・譲渡費用等について具体的に確認した事項やその計算根拠が記載されているか。
- ・ 譲渡所得の特例適用について、具体的に確認した事項やその検討事項が記載しているか。

(3 面) 4. 相談に応じた事項

- ・ 納付関係に係る指導事項等や特例適用に係る繰延べの趣旨等の説明を具体的に記載することにより適正と判断できる。

5. その他

- ・ 税理士が相談を受けた上で適切に指導し、基礎資料の確認ができ適正性がうかがえる。総合所見等。
- ・ 各措置法等については譲渡所得のチェックシートで確認したか。

以上

Ⅲ 書面添付制度の積極的な活用

1．意見聴取の目的と留意点	1
2．書面添付制度の積極的な活用	3
3．書面添付制度に関する相談窓口について	4
4．書面添付制度の更なる普及・定着に向けて（むすび）	10

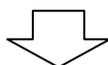
1 . 意見聴取の目的と留意点

平成 13 年の税理士法改正において創設された「事前通知前の意見聴取制度（法第 35 条第 1 項）」は、法第 33 条の 2 の添付書面が申告書に添付されている場合、委嘱者に税務調査の日時等を予め通知（調査の事前通知）する際に、法第 30 条の税務代理権限証書を提出している税理士に対して、事前通知前に添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会（意見聴取）を与えることとされ、書面添付制度を飛躍的に拡充させました。

書面添付制度の育成には、書面の記載内容の充実とともに積極的な意見聴取が必要です。税理士にとっても、税務官公署にとっても意見聴取の機会を積極的に活用することが期待されます。

適用要件

税務代理権限証書（法第 30 条）の提出
添付書面（法第 33 条の 2 第 1 項・第 2 項）の提出
事前通知を行なって実地調査を予定している場合



税務官公署の対応

事前通知をする前に
税務代理権限証書（法第 30 条）の提出税理士又は税理士法人に意見聴取（法第 35 条第 1 項）の機会を与えなければならない。

意見聴取（法第 35 条第 1 項）は、申告書に添付書面（法第 33 条の 2 第 1 項・第 2 項）が添付され、税務代理権限証書（法第 30 条）が提出されている場合、その税務代理権限証書（法第 30 条）を提出した税理士又は税理士法人に対して行われます。ただし、事前通知対象外（無予告調査）については、除外されています。

事前通知前の意見聴取の対象は、申告書の内容の是非ではなく添付書面の記載事項として

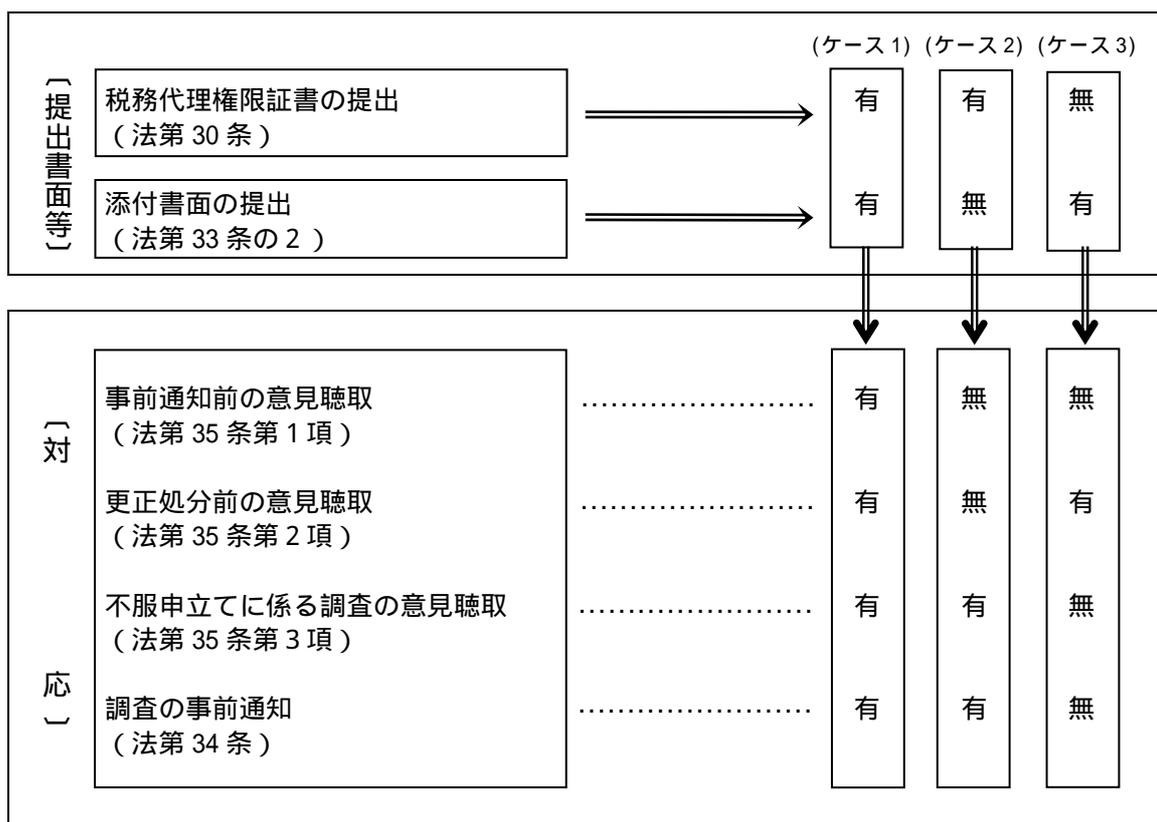
いるものであることから、意見聴取は質問検査権の行使に当たらないものと考えられます。

このことから、税理士が委嘱者から委嘱を受けた範囲において、自ら行った業務に関する税務の専門家としての意見を税務官公署に対して表明する制度であり、一方、税務官公署は申告書の審理や調査対象の選定・実地調査の実施に当たって、これらの制度を通じて表明された税理士の意見を尊重し、税務行政の円滑化、簡素化に資することになります。

意見聴取の目的は、質問検査権の要件の租税に関する「調査について必要があるとき」とは異なり、税理士により作成された申告書又は税理士が審査した申告書の内容を確認するために行われるものと考えられます。

したがって、この制度を普及・定着させていくためには、税理士及び税務官公署が互いに立法趣旨に沿った運用に努めなければならず、信頼関係が「カギ」となります。

【提出書面等とその対応ケース】



2 . 書面添付制度の積極的な活用

税務の専門家である税理士に付与された書面添付制度を積極的に活用するためのポイントを以下に挙げましたので、参考としてください。

- (1) 書面添付制度は、法第 1 条の「税理士の使命」を具現化したものであり、税理士の立場を尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図るものである。
- (2) 意見聴取は、税務の専門家である税理士に対して付与された権利の一つであり、事前通知前の意見聴取は、税務代理権限証書を提出した税理士に対して行われるものである。
- (3) 書面添付制度の育成のためには、書面の記載内容の充実と積極的な意見聴取が必要であり、制度の趣旨・目的を踏まえ、個別・具体的な意見や回答を行うなど意見聴取の機会の積極的な活用が期待される。
- (4) 関与先納税者の概況や経営状態を税理士がどの程度把握しているかをアピールし、書面に記載されている確認事項の正確性を表明するものである。
- (5) 税理士の関与度合い及び税理士が計算し、整理した主な事項の記載内容には、税理士業務のチェック体制及び正確性が表れる。
- (6) 顕著な増減事項の記載内容には、税理士の分析状況と検討事項の解明が行われているかが表れる。
- (7) 顕著な増減事項については、その勘定科目に連動して増減する科目や関連する税目についても確認する。又、てん末についても記載する。
- (8) 会計処理方法に変更等があった事項については、利益調整に結びつきやすい項目であるため、変更の理由及び妥当性の検討を確認する。
- (9) 書面の記載事項が少なかった場合や、記入しなかったものに対しても意見聴取においては個別・具体的な説明を行う。
- (10) 法第 33 条の 2 に規定する添付書面については、事前通知前の意見聴取だけに限らず、申告書の審理や調査の要否の判断においても活用される。

3 . 書面添付制度に関する相談窓口について

日税連と国税庁の「書面添付制度の普及・定着」に関する合意の一つに、「調査省略通知を円滑に実施するため、税理士会内に調査省略通知に関する相談窓口等の設置」があります。これを受けて、近畿税理士会では、意見聴取を含む書面添付制度全般にわたる会員からの相談に対応する窓口を設置しています。

日税連・国税庁合意事項「書面添付制度の普及・定着」抄（平成20年6月13日）

2 調査省略通知関係

記載内容が良好な添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合には、文書による調査省略通知(以下「調査省略通知」という。)を行う。

(注)次の場合は調査省略通知の対象とならない。

- ・記載内容が良好でない添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合
- ・記載内容が良好な添付書面であっても、意見聴取を行わない場合

調査省略通知は、次の準備が整い次第、実施する。

イ 調査省略通知実施要領(通知書様式を含む。)の作成

ロ 調査省略通知を円滑に実施するため、税理士会内に調査省略通知に関する相談窓口等を設置

ハ 職員及び税理士に対する書面添付制度及び調査省略通知の実施に関する考え方等の周知

税理士の権利である書面添付制度の概要、添付書面の記載方法及び意見聴取の積極的な活用に向けて、会員が常に相談・照会できる体制を整備することによって、会員が円滑に書面添付を实践でき、この制度の普及・定着が図られることを目的としています。

具体的な相談にあたっては、「書面添付制度に係る相談票」を利用してお問合せください。

また、近畿税理士会では意見聴取のてん末を記録する任意の帳簿として、「書面添付に係る意見聴取実績整理簿」も整備しています。この整理簿には、意見聴取のてん末のみでなく、意見聴取を通じて得た心証も記入できるようにしています。この整理簿は、委嘱者への今後の指導・添付書面作成の参考資料として活用することができますので、ご利用ください。

(近畿税理士会・業務対策部 行)

近畿税理士会「書面添付制度に係る相談票」

会 員	氏名又は名称	(登録番号)				
	事務所所在地	(支部)				
	連絡先	(TEL)	-	-	(FAX)	-

1. 書面添付制度の概要又は書面の記載方法に係る相談事項

相 談 事 項
<p style="text-align: right;">本書に記載しきれない場合は、別紙を添付してください。</p>

2. 意見聴取又は調査省略通知等に係る相談事項

(1) 記載・確認事項			
税務代理権限証書	税理士法第30条に規定する書面提出 (有 ・ 無)		
添 付 区 分	1. 法第33条の2第1項(9号様式)	2. 法第33条の2第2項(10号様式)	
添付書面に係る 記載内容の有無	1欄 (有・無)		2欄 (有・無)
	3(1)欄 (有・無)	3(2)欄 (有・無)	3(3)欄 (有・無)
	4欄 (有・無)		5欄 (有・無)
業務チェックリストの作成・保管	(有 ・ 無)		
(2) 相 談 事 項			
<p style="text-align: right;">本書に記載しきれない場合は、別紙を添付してください。</p>			

(提出先) 近畿税理士会・業務対策部
住 所: 〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館4階
TEL: (06) 6941-6886 FAX: (06) 6942-2182

書面添付に係る意見聴取実績整理簿

整理番号

税理士名・税理士法人名 ()

依頼者	氏名又は名称			業種				
	住所又は所在地							
税務代理権限証書添付区分		税理士法第30条に規定する書面提出 (有 ・ 無)						
添付書面に係る記載内容の有無		1. 法第33条の2第1項(9号様式)		2. 法第33条の2第2項(10号様式)				
		1欄 (有 ・ 無)		2欄 (有 ・ 無)				
		3(1)欄 (有 ・ 無)	3(2)欄 (有 ・ 無)	3(3)欄 (有 ・ 無)				
		4欄 (有 ・ 無)		5欄 (有 ・ 無)				
業務チェックリストの作成・保管		(有 ・ 無)						
対象区分		区分	対象区分	法人・個人	申告区分	青色・白色		
		税目	法人税・消費税・所得税・相続税・()税					
		年分等	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			平成 年度分		
		書面提出日	平成 年 月 日 提出					
意見聴取者		局 税務署		課税 第 部門				
		特別国税調査官 ()	統括国税調査官 ()	()	()	()		
連絡		連絡日	平成 年 月 日					
		連絡方法	口頭(電話)・()					
実施方法・日時		面接	平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分 (時間 分)				
		電話	平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分 (時間 分)				
		文書	平成 年 月 日	依頼文書(有 ・ 無) 追加文書(有 ・ 無)				
意見聴取された項目								
意見聴取結果 連絡日		調査省略	現時点では調査に移行しない旨の連絡		平成 年 月 日			
			書面・口頭(電話)・()		(担当官)			
		調査移行	事前通知日		平成 年 月 日			
			調査実施日		平成 年 月 日			
			調査期間		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
			意見聴取以外の調査項目		(有 ・ 無)			
調査の結果		是認・指導・修正・更正						
依頼者への結果報告		報告日	平成 年 月 日		報告方法	書面・口頭(電話)		
所見・てん末等								

(記録欄)

整理番号

-

税理士名・税理士法人名(

)

事 項	書面記載の有無	意 見 聴 取 の 内 容
事 項	書面記載の有無	意 見 陳 述 の 内 容
事 項	提 示 し た 資 料	
事 項	提 出 し た 資 料	

(追加記録欄)

整理番号 - 税理士名・税理士法人名 ()

事 項	書面記載の有無	意見 (聴取 ・ 陳述) の内容
事 項	(提 示 ・ 提 出) し た 資 料	

書面添付に係る意見聴取実績整理簿の記載要領

1. この整理簿は、税理士法第 33 条の 2 に基づき申告書に添付した書面に対して、税務官公署より税理士法第 35 条第 1 項に基づき意見聴取された場合に、その経過とてん末等を整理する任意の帳簿として、適宜、ご活用ください。
2. この整理簿は、書面を添付した「法人・個人」別及び「税目」並びに「年分等」ごとに作成ください。
3. 「意見聴取された項目」欄は、意見聴取及び陳述の内容について要点のみ記載し、詳細は、次葉の「記録」欄及び「追加記録」欄に、意見聴取に当たったの聴取と陳述の経過及び結果を記載ください。
4. 「記録」欄及び「追加記録」欄に係る「意見聴取の内容」「意見陳述の内容」の各欄は、対比して記入するなど、意見聴取・陳述の内容を詳しく記録ください。
5. 「所見・てん末等」欄は、意見聴取に当たったの総合所見や今後の検討の資料と資するよう、適宜、記録を行い、該当欄が不足する場合は別紙を以って補完及び整備ください。
6. 記載内容は、適宜、追加、削除及び修正のうえ、ご使用ください。

4 . 書面添付制度の更なる普及・定着に向けて（むすび）

書面添付制度は、平成 13 年の税理士法改正において創設された「事前通知前の意見聴取（法第 35 条第 1 項）」に連動して飛躍的に拡充し、税理士法で付与された「税理士の権利」として、平成 14 年 4 月 1 日から運用が開始されています。

本書では、書面添付制度について、添付書面の効果と留意点及び「事前通知前の意見聴取」の取扱いなど、制度の変遷を踏まえて、実務的対応を中心に解説しています。

なお、税理士法における添付書面の作成は任意であり、申告書に書面を添付するかどうか、また、添付書面への記載内容も全て税理士の裁量に委ねられています。

書面添付制度の活用の状況は、平成 13 年の税理士法改正後、年々徐々に向上しているものの、全国ベースで 6.0%（法人税申告・平成 20 事務年度）と、現在、醸成段階にあります。

税理士が書面添付制度を積極的に活用することの必然性、その本質は、昭和 55 年の税理士法改正において日本の「租税法律主義」と「申告納税制度」を具現化した税理士法第 1 条の「税理士の使命」にあります。

租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るためには、申告納税制度の理念に沿った納税義務者の自発的かつ適正な申告と納税に立脚しなければならず、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に応えることができるのは、税務並びに会計いずれにも精通した高度専門家である我々税理士です。こうした立法趣旨に照らし合わせたとき、最も効果的にその役割を実現することができる手段は、書面添付制度を活用することにあるといえます。

今後も、税理士の社会的地位の一層の向上と信頼される税理士制度の確立のため、積極的な書面添付制度の実践と意見聴取の活用をお願いいたします。

IV 業務チェックリストの有効活用 (参考例)

税理士は申告書等を作成するにあたって、納税義務の基礎となる事実の認定や租税法の解釈を行う、税務の専門家としての責任と権限を有しています。したがって、個々の税理士が、租税債務を確定するまでに行った判断は尊重されなければなりません。

書面添付制度は、税理士業務の適正性を主張するため、税務官公署に意見を表明し、これを税務官公署が尊重するという制度です。添付書面は、申告書作成に係る税理士の心証を含め、どの程度の内容にまで関与したのか、どのように調製したのかなどを、個々の税理士の裁量で記載するものです。

本章では、税理士が業務チェックリスト集の「主な項目」を確認した際に、添付書面の各欄にどのような意見が書き入れられるか、「摘要」欄に一例を取りまとめました。

これらの記述はあくまでも参考例です。添付書面の作成にあたっては、実際に行った税理士業務に基づいて、添付書面に記載すべき事項を自ら判断し、具体的かつ正確に記載してください。

(参考例) 業務チェックリスト〔法人税用〕	1
(参考例) 業務チェックリスト〔所得税(事業)用〕	16
(参考例) 業務チェックリスト〔所得税(土地・建物分離譲渡)用〕	29
(参考例) 業務チェックリスト〔消費税用〕	32
(参考例) 業務チェックリスト〔相続税用〕	38
(参考例) 業務チェックリスト〔贈与税用〕	47

この参考例は、「業務チェックリスト集<平成22年版>」を使用し、平成22年7月現在の法令・制度に基づき作成しております。

業務チェックリストの有効活用（参考例）

業務チェックリスト
〔法人税用〕

所 轄	
法 人 名	
事 業 年 度	平成 年 月 日～平成 年 月 日
法 33 条 の 2	有 ・ 無

年 月 日

税 理 士					
-------------	--	--	--	--	--

I 会計チェックリスト

■ 会計基準等に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 目 要
	H22 001	会社計算規則及び中小企業の会計に関する指針に準拠した会計処理を行っているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 002	建設業会計、学校法人会計、病院会計等の会計に関する法令による会計処理を行っているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

II 法人税決算チェックリスト

■ 決算業務準備に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 目 要
	H22 003	電子申告を行っている場合、メッセージボックスの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 004	定款の目的、代表者、資本金、本店所在地等の登記事項を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「5 その他」 【営業内容の説明、遵法経営など所見評価の記載資料】
	H22 005	株主総会、取締役会、監査役会あるいは三委員会等、会計参与、会計監査人など会社の内部統制組織等の確認、検討をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【規定作成や整備などの相談を受けたケースの記載資料】 「5 その他」 ・取締役会、株主総会が開催され、内部統制組織が機能している。 ・内部統制組織が整備され、各種規定に基づいて法令遵守で業務が行われている。 ・〇〇規定が整備され、内部牽制が行われている。 ・〇〇規定に基づいて業務が行われている。
	H22 006	諸規定（総会議事録、取締役会議事録、就業規則、給与規定、退職金規定、経理規定、旅費規定等）が整備されているか。また、変更等があった場合にはその内容を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 007	株主名簿を検討し、株主・役員間の同族関係を確認したか。また、株主異動の有無を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 「5 その他」 ・株主の異動状況を確認している。 【異動があった場合には適正に行われたかを記載】 「4 相談に応じた事項」 【株主の異動（増減資を含む）など相談を受けたケースの記載資料 〔参考〕 申告書別表2の記載資料】
	H22 008	親・子会社（連結）の株式との関係を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 009	納品書、請求書、領収書等の証憑書類は適切に保存されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 010	前期以前の修正申告及び更正処分の内容を検討し、当期の会計処理は正確、妥当に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 前回の税務調査による指摘事項〇〇〇〇の改善状況を確認し、当期決算では適正に計上できていることを確認した。 【備考欄に】 ・ 前回の税務調査による指摘事項に留意した。 「5 その他」 ・ 前回の税務調査で受けた指摘事項〇〇〇〇に対し、当期では適正に決算調整を行った。【改善状況などできるだけ詳細に記載】
	H22 011	代表者、経理責任者に当該決算期の概況、市況等を質問し、決算の参考に供したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)への記載資料】 「5 その他」 【当期の営業成績の概要など総合評価等の記載資料】
	H22 012	商品等の販売に至る経路(仕入から販売まで)や販売方法、取引の特異性などを聴取したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【営業内容の説明や取引の検討確認の記載資料(取引の特異性などを記載)】 「5 その他」 【営業内容の説明など所見評価の記載資料】
	H22 013	消費税等の経理処理方式について確認したか。 ・ 免税事業者の場合は、すべての取引につき税込方式を採用しているか。 ・ 課税事業者の場合は、税抜方式又は税込方式のいずれか選択適用、併用している場合には要件を満たしているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(会計処理方法に変更等があった事項欄)(変更等の理由欄)の記載資料】

■ 貸借対照表関係(資産の部)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 現金	H22 014	現金出納帳の残高は、実査又は現金の収支を示す証拠資料との照合確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 現金有高表で現金実査が行われたことを確認した。
	H22 015	現金出納帳の推移から見て、異常な入出金や残高(マイナス残高等)については原因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 大きな入出金については、入金先や支払先を証憑等により確認した。 【備考欄に】 ・ 現金の動き、推移に留意した。
	H22 016	現金過不足の処理は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 預貯金	H22 017	残高証明書、あるいは預金通帳の残高と照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 残高証明書と照合した。 ・ 預金通帳の残高と照合した。
	H22 018	預金名義・口座番号の確認をしたか。名義が異なる場合にはその理由を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【名義が異なる場合にはその理由を記載】
	H22 019	預金通帳、預金証書などの現物あるいは預り証の有無、担保差入の有無を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 預金通帳、預金証書などの保管状況を確認した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 020	当座預金については、銀行残高調整表の作成を指導し検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・銀行残高調整表により残高の確認・照合を行った。 ・当座預金については、当座預金照合表で確認しているが、決算時には銀行残高調整表の作成を指導した。
	H22 021	定期預金については、期日を確認し、受取利息と利子源泉所得税等の処理を適正にしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・受取利息・源泉所得税との関連性を確認した。
	H22 022	外貨預金の評価方法が、届出された方法で換算されているか。また、届出されていない場合、法定の評価方法によっているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・法定換算法である〇〇〇〇法によっていることを確認した。 ・外貨預金については、法定換算法により円換算し、差額は為替差益(損)として計上した。
3 受取手形	H22 023	手形帳の残高と個別に照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・手形帳と取立依頼書、割引手形依頼書とを個別に照合した。
	H22 024	手持手形、取立依頼手形、割引手形、裏書譲渡手形等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 025	不渡手形は区分し、その内容を検討したか。併せて、不渡相手先に対する売掛金や貸付金等についても区分し、その内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	(総合的に)		<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
4 売掛金	H22 026	期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高とを個別に照合し、計上漏れのないことを検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高とを個別に照合し、計上漏れがないことを確認した。
	H22 027	貸方残高の相手先については、内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 028	滞留売掛金は、貸倒償却、貸倒引当金等と関連づけて検討したか。また、適切な勘定科目に振替えたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・滞留売掛金である〇〇〇〇について回収可能性を検討した結果、個別貸倒引当金の設定条件を満たしており、繰入対象となることを確認した。
	H22 029	締切日から決算日までの計上漏れはないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・締切日から決算日までの計上漏れがないか納品書控により確認した。
	H22 030	売掛金として口座を設けてない一時貸しなどの売掛金の有無について検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・(株)〇〇の専属下請け会社であり、得意先は(株)〇〇のみである。
	H22 031	翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、売上、返品、値引等の計上漏れのないことを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、当期に関連するものの有無を検討した。 ・期末及び翌期の納品書控の納品日と運送伝票控の発送日をチェックし、計上漏れがないか確認した。
	(総合的に)		<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・補助簿から相手先別残高一覧表を作成して試算表残高と照合し、内容、回収日、貸倒の危険性について検討した。 ・毎月補助簿から作成する売上及び売上値引等を記入した相手先別一覧表により残高チェックを行った。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
5 棚卸資産	H22 032	実地棚卸を確認したか。その原始記録は保存されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実地棚卸が行われたこと及び原始記録が保存されていることを確認した。
	H22 033	実地棚卸と帳簿棚卸が相違する場合は検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実地棚卸との差額は原因等を確認の上、棚卸減耗損として売上原価の内訳科目とした。
	H22 034	実地棚卸の時期を確認したか。その時期が決算期末日でない場合、数量修正の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実地棚卸日と決算日とが異なっていたので、期末棚卸金額への修正計算が正確であるか検討した。
	H22 035	期末直前・直後の売上、仕入及び期末在庫の関連を検討したか。特に、売上値引戻り、仕入値引戻し等の異常が在庫に影響していないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末直前、直後の売上、仕入等と期末在庫の関連を検討した。
	H22 036	商品・原材料等の期末棚卸金額の計算にあたり、届出された評価方法又は法定の評価方法で計算されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末棚卸金額は、法定評価方法あるいは届出評価方法である〇〇〇〇法によっていること、計算が適正であることを確認した。
	H22 037	製品、仕掛品、未成工事、自社製造品等の評価方法は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末棚卸資産の評価方法が適正か検討した。 ・未成工事は、工事台帳により現場別に適正な処理がなされているか確認した。
	H22 038	預り品、預け品、積送品、未着商品・返品商品等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・預け在庫の計上漏れがないか確認した。
	H22 039	貯蔵品の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末における貯蔵品の検討を行い、適正に処理されていることを確認した。
6 前払費用	H22 040	支払日から1年を超えて役務の提供を受ける部分はないか。(保証料・保険料など)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期の期間に対応するものを費用処理し、翌期以降に該当するものは前払費用に計上した。
	H22 041	リース料のうち前払費用となる部分はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書からリース料のうち前払費用となるものがないか検討した。
7 仮払金・前渡金	H22 042	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 043	代表者及びその家族、役員や株主・子会社等に対する仮払の有無及び内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者への長期滞留仮払金に対し、銀行借入金等の平均利率〇%により認定利息を計上した。
	H22 044	他勘定への振替の要否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・相手別、内容別に分類して個別に管理し、決算時において他勘定への振替の要否を検討した。
	H22 045	損益勘定に振替した場合には、その内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 046	仮払金のうち、租税公課で損金処理、申告加算すべきものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・仮払金残高のうち、租税公課にかかるものの申告調整処理をした。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
8 貸付金	H22 047	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 048	受取利息が正しく計上されているか、併せて他勘定の実質貸付金についても検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・債務者が債務超過に陥り、督促したにもかかわらずこの1年間元本利子とも全く入金がないので基通2-1-25に該当していることを確認した。
	H22 049	代表者及びその家族、役員や株主等に対する貸付の有無及び内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者への貸付金については、その手続きと契約書等を検討し、貸付利率及び利息が適正に計上されていることを確認した。
	H22 050	滞留債権等の内容を確認し、債権の保全対策等を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 051	代表者、その家族、役員や株主に対する貸付金に対して認定利息を計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・役員・株主等への貸付金については、その貸付手続きと契約書等を検討し、貸付利率及び利息が適正に計上されていることを確認した。
9 立替金	H22 052	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
10 未収収益・未収入金	H22 053	計上すべき未収収益・未収入金はないか。また、未収収益と未収入金の区別は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期に対応する未収収益を検討した結果、未収手数料と未収家賃を計上した。
	H22 054	役員貸付金に対する未収利息を適正に計上したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・役員に対する貸付金はない。
	H22 055	滞留している未収収益・未収入金は、貸倒償却、貸倒引当金等と関連付けて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・回収可能性を検討した結果、個別貸倒引当金の設定条件を満たしており、繰入対象となることを確認した。
11 その他の流動資産	H22 056	相手先、金額、内容等について個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 057	長期滞留のもの、他勘定に振替えるものはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
12 有形固定資産	H22 058	期末現在高の確認(帳簿と現物の突合)をしたか。あわせて用途の確認もしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・資産台帳計上資産と現物との突合せを行い、その存在を確認した。
	H22 059	① 登記事項証明書等により、所有権移転の事実を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・依頼者に現物の写真を依頼し、請求書等との確認をした。 ・期中に取得した資産〇〇については、売買契約書または請求書、納品書、領収書その他付随費用の証憑等により取得の事実及び取得価額を確認した。 ・一括購入した土地建物については、それぞれ適正な価額を算定し、取得価額の合計額を按分して計上した。 ・期末に取得した資産〇〇については、検収書と作業日報により事業年度内に事業の用に供したことを確認した。
		② 自社製作について原価を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		③ 計上の時期、取得価額(取得の為の付随費用の加算)の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
④ 収用等、国庫補助金の交付があった場合に取得した資産について、取得価額は正しく計算されているか。		<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No		

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
		⑤ 国庫補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳等の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<ul style="list-style-type: none"> ・資産〇〇に対する修繕について、令132条、基通7-8-1から5に基づき、工事明細書によって資本的支出と修繕費に区分した。 ・耐用年数、償却率の適用について検討した。 ・中古資産の耐用年数は簡便法により適正に行われている。 ・平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については新定率法により償却していることを確認した。 ・取得価額が10万円以上30万円未満のものについては、措置法67条の5の規定を適用し、明細書を添付した。また、総額が300万円以下であることを確認した。 <p>「4 相談に応じた事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮記帳について適用要件・効果等を説明したうえで適用した。 <p>【取得価額や資本的支出と修繕費、耐用年数の適用、特別償却の適用など相談を受けたケースの記載資料】</p>
		⑥ 資本的支出と修繕費の区分について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑦ 償却方法、耐用年数、償却率について検討したか。計上の時期、金額の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑧ 特別償却できるかどうか検討したか。また、税額控除ができるものについては、その選択の有利不利の判定をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑨ 平成19年4月1日以降の取得分について、新定率法・新定額法により償却しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑩ 取得価額が10万円以上20万円未満のものについて、一括償却資産としての選択を検討したか。選択した場合には明細書を添付したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑪ 取得価額が10万円以上30万円未満のものについては、措置法67条の5の規定の適用を検討したか。適用した場合には明細書を添付したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 060	期中減少 ① 売却、廃棄、事故等による処分損益が正しく記録されているか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中に減少したものについては、売買契約書あるいは証憑等により処分の事実、処分価額を確認した。 <p>「4 相談に応じた事項」</p> <p>【売却価額とその処理、除却処理などの相談を受けたケースの記載資料】</p>
		② 処分収入について、関係書類と突合し妥当性を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 061	リース資産 所有権移転外ファイナンスリース等、売買があったものとされるリース契約がないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書確認時に、償却方法はリース期間定額法に限られることを依頼者に説明のうえ、適正に処理をした。
13 無形固定資産	H22 062	営業権やソフトウェアなど適正な科目により処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月1日以降取得した無形固定資産は定額法で償却されていることを確認した。
	H22 063	期末残高及び期中の増減について、その金額の正否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <p>【有形固定資産参照。】</p>
	H22 064	償却の可否を区分し、償却すべきものは、償却計算の正否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <p>【有形固定資産参照】</p>
14 有価証券・出資金	H22 065	手許保管有価証券について実査したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手許保管の有価証券を実査するとともに、預り証により保護預け中、担保提供中のものを確認した。
	H22 066	期中増減がある場合は、証拠書類等により確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期中増減したものについて、証憑書類により理由及び取得価額を確認した。
	H22 067	期中購入取得した場合、購入手数料を取得価額に加算したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した有価証券の取得価額には購入手数料を加算していることを確認した。
	H22 068	保護預け中、担保提供中、名義書換中、売却依頼中のもの等については預り証により確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	<p>「3 計算し、整理した主な事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社の預り証、あるいは証憑類により銘柄、数量、金額の確認を行った。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 069	有価証券の保有目的別区分(①売買目的有価証券②満期保有目的有価証券③子会社株式及び関連会社株式④その他有価証券)による適切な勘定科目表示、流動資産と固定資産の区分表示は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・その保有目的により勘定科目は適正であるか、流動・固定資産表示は適正であるか確認した。
	H22 070	評価額の計算は、選定した方法により継続して適正に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・評価額の計算は、選定した方法により継続して適正に行われているか確認した。
	H22 071	受取配当金等の計上は適正か、漏れはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・受取配当金は通知書あるいは計算書と受取口座の入金額を確認した。
15 投資・その他の資産	H22 072	投資有価証券、ゴルフ会員権、保険積立金など適正な科目により処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書あるいは証書、その他証憑書類により内容を確認した。
	H22 073	相手先、金額、内容等について、契約書、権利書等の書類をもとに個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【取得や売却に関する処理などの相談を受けたケースの記載資料】
16 繰延資産	H22 074	税法上の繰延資産は長期前払費用により処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期中取得した〇〇については、証憑等により取得の事実と内容及び取得価額を確認した。 「4 相談に応じた事項」 【税務の取扱について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 075	当期支出の計上額について、計上の適否、金額の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期中取得した〇〇については、証憑等により取得の事実と内容及び取得価額を確認した。 「4 相談に応じた事項」 【税務の取扱について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 076	償却額について、計算の正確性を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 貸借対照表関係(負債・純資産の部)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 支払手形	H22 077	期末残高と手形記入帳、手形振出控えと個別に照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・支払記入帳と手形振出控えと個別に照合した。
	H22 078	手形の内容について検討し、流動負債と固定負債、営業取引によるものとそれ以外のものの区分表示は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・支払手形の振り出しの内容を確認し、流動・固定負債区分について確認した。
2 買掛金	H22 079	補助簿の残高と個別に照合したか。特に、長期間未決済のものについては検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高とを個別に照合し、計上漏れがないことを確認した。
	H22 080	締切日から決算日までの計上漏れはないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・納品書控により締切日から決算日までの計上漏れはないか確認した。
	H22 081	翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、仕入、返品、値引等の計上漏れのないことを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、当期に関連するものの有無を検討した。
	H22 082	借方残高の相手先については、内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
		(総合的に)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・補助簿から相手先別残高一覧表を作成して試算表残高と照合し、内容、支払日、長期滞留債務について検討した。
3 借入金	H22 083	残高証明書と照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・残高証明書と照合した。
	H22 084	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末残高について証憑書類により相手先、金額、用途等を個別に確認した。
	H22 085	利息の計上は妥当か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・借入利率及び利息が適正に計上されているか確認した。
	H22 086	代表者及びその家族、親族、役員、株主からの借入は個別に確認し、資金源を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者及びその家族、親族、役員等からの借入は個別に検討し、資金源についても確認した。
4 未払金・未払費用	H22 087	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。特に、長期間未払のものについては検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 088	計上漏れがないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書締後の帳端についても納品書、翌月の請求書明細で確認して計上している。
	H22 089	期末以降の支払を調査して期末計上の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・翌期の支払により期末残高が適正であることを確認した。
5 前受金	H22 090	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 091	他勘定振替の要否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 仮受金	H22 092	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 093	代表者及びその家族、役員、株主からの仮受の有無及び内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者及びその家族からの一時借入金については、銀行からの借入金と区別するために仮受金勘定で処理しており、個別に検討し資金源についても確認した。
	H22 094	他勘定振替の要否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 預り金	H22 095	相手先、金額及び内容を個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 096	代表者及びその家族、役員、株主からの預り金の有無及び内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者及びその家族からの一時借入金については、銀行からの借入金と区別するために預り金勘定で処理しており、個別に検討し資金源についても確認した。
	H22 097	源泉所得税等の預り金は関係帳簿と突合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・源泉所得税について、給与台帳、源泉徴収簿等と突合せ照合した。
	H22 098	他勘定振替の要否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 099	預り保証金のうち、返還が不要なものを収益計上したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約内容を確認し、返還不要のものは収益に計上した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
8 リース債務	H22 100	売買があったものとされるリース契約について、リース債務の計上は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書、リース支払明細と照合し、期末残高を確認した。
9 貸倒引当金	H22 101	貸金の範囲は正しいか。特に債権・債務両取引のある相手先について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実質的に債権とみられないものについて確認した。
	H22 102	個別評価による繰入額は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇商事(株)は民事再生手続き開始の申立てがあったので、売掛金〇〇円の50%〇〇円を繰入れた。
	H22 103	繰入率に誤りはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・2事業を兼営しているが、売上や所得金額、事業規模等総合勘案の結果、小売業を主たる事業として繰入率を適用している。
10 退職給付引当金	H22 104	大法人及び一定の法人とそれ以外の中小法人に応じて取り崩しは正しく行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・法令の規定に基づき正しく取り崩しが行われていることを確認した。
11 未払法人税等	H22 105	期末の未払法人税等の金額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・未払法人税等、未収還付法人税等、法人税等の科目と別表処理につき確認した。
12 株主資本、評価・換算差額等	H22 106	増資減資の状況を確認し、増資払込金については、その価格や資金出所等を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・増資(減資)の状況について確認し、その価格及び資金出所について確認した。
	H22 107	株主等の異動を確認し、その内容について検討したか。(みなし配当の有無)(贈与に当たらないか)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・株主の異動に伴うみなし配当及び贈与税の負担について説明した。
	H22 108	資本剰余金と利益剰余金の区分は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 109	自己株式の取得、または処分の処理は正しいか。(みなし配当の有無)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 損益計算書関係

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 売上	H22 110	売上(収益)計上基準を確認したか、引渡し基準以外の売上基準を採用している場合には、当該基準の適用が事実に基づいているかどうか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上については出荷基準により計上している。 ・法令に規定する長期割賦販売契約に該当する売上については、延払基準の方法により計上していることを確認した。 「5 その他」 【営業内容の説明など所見評価の記載資料】
	H22 111	決算日前後の納品書等は点検したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日前後の納品書をチェックし、売上の計上漏れがないか確認した。
	H22 112	前々期、前期と対比し、増減の要因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)の記載資料】
	H22 113	決算後の売上入金等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日以後の売上入金について当期のものがないか検討した。
	H22 114	役員等個人の消費分の計上漏れはないか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・役員等個人の消費の計上漏れがないか検討した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 115	請求書、領収書等の控えとの検討はしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書、領収書等の控とチェックし、売上の計上漏れがないか確認した。
	H22 116	レジのロールペーパーとのチェック、商品出入帳とのチェックはしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 117	仕入、売上、棚卸しという紐付きの検討はしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上と仕入と棚卸しについてはすべて個別対応させて収益費用の計上をしている。
2 売上原価・製造原価・工事原価	H22 118	仕入について決算日前後の納品書等は点検し、仕入計上方法の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日前後の納品書をチェックし、仕入等の計上の妥当性を検討した。
	H22 119	外注費等の重要項目については、証拠と突合わせて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書、領収書等とチェックし、外注費の計上を確認した。
	H22 120	売上原価率について、前々期、前期と対比し、変動とその要因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・原価率について前々期・前期と対比し、変動とその要因を検討した。 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)の記載資料】
	H22 121	仕入、材料費、消耗品費などから固定資産などに振替える必要はないか検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
3 売上・仕入の返品及び値引	H22 122	決算日前後の値引、返品、相殺の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日前後の値引・返品・相殺の処理が適正に行われていることを確認した。
4 売上・仕入の割戻し	H22 123	通知書等で計上日の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上割戻の計上額と計上日について、先方への割戻通知書等を確認のうえ、計上した。
5 役員給与	H22 124	役員給与の損金不算入に該当するものはなかったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期においては役員報酬の増減はない。
	H22 125	職務内容、使用人に対する給料の支給状況等からみて支給額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・職務内容、事業規模、使用人給料等から検討した結果、適正金額であると判断した。
	H22 126	株主総会、取締役会の議事録等に基づいて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・株主総会議事録、取締役会議事録を確認した。
	H22 127	経済的利益の享受の有無を確かめ、かつ、損金算入・損金不算入を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・役員との取引における経済的利益の有無等を検討し、問題がないことを確認した。
	H22 128	定期同額給与であることを検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 129	期中変動がある場合に、その改定事由を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・上半期の業績が著しく悪化したため、年度の途中であるが、株主との関係上、定期給与の減額を相談され、業績悪化改定事由に該当するので、取締役会で減額決議し、事業年度終了の日まで同額であることを確認した。
	H22 130	給与の額及び支給日が事前の届出通りであることを検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 131	事前確定届出給与の届出書の提出を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
6 役員退職金	H22 132	職務内容、従事した期間、事業規模等からみて支給額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・退職金規定、職務内容、事業規模等から検討した結果、適正金額であると判断した。
	H22 133	株主総会の議事録等を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・株主総会議事録、取締役会議事録を確認した。
	H22 134	形式のみならず実質的にも退職したことを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・登記簿謄本・執務状況・過去からの報酬額等の確認をした。
7 給料・賞与	H22 135	タイムカードとのチェックはしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・タイムカードや出勤簿などの有無、源泉徴収簿や扶養控除申告書を確認した。
	H22 136	源泉徴収簿、扶養控除等(異動)申告書、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等を精査し、処理が正しいか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 137	給与に計上すべきもので、他の経費に含まれたものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・他勘定を精査し、給与に計上すべきものがないか確認した。
	H22 138	現物給与(経済的利益)の検討をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 139	役員と特殊な関係にある使用人に対する給与のうち過大給与に該当するものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・職務内容、事業規模、使用人給料等から検討した結果、適正金額であると判断した。
	H22 140	損金に算入する未払賞与は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 旅費	H22 141	海外渡航費について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・海外渡航費については、業務の遂行上必要であるか否か判定し、基通9-7-6により処理している。 「4 相談に応じた事項」 【海外渡航費の税務取扱について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 142	渡切旅費の有無とその処理について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・渡し切りの旅費があったので内容を確認し、社員に対するものは源泉対象とし、取引先に対するものは交際費として指導処理した。
	H22 143	精算書等は整理・保存されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・従業員の旅費については、精算書等定型の書類に記載され、保存状態も良好である。
	H22 144	旅費規定に則っているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・旅費規定により処理されている。
9 交際費	H22 145	使途不明のもの、渡切のものの有無を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・使途不明(費途不明)の〇〇円は交際費から除外し、使途秘匿金課税とした。
	H22 146	代表者及びその家族、役員、株主が負担すべきものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者が負担すべきものが〇〇円含まれていたため、立替金勘定に振り替えた。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 147	交際費以外の科目への混入の有無を確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・他科目交際費について検討した結果、○ ○費とした一部に交際費等に該当するもの が含まれていたので申告調整した。
	H22 148	1人あたり5,000円以下の飲食費を区分したか。またその明細が保存されていることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・明細に、飲食日・得意先名・人数・飲食店名・所在地が記載されていることを確認した。
10 諸会費	H22 149	資産性のものがないかどうか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・入会金について返還の有無を確認し、返還される金額は預け金として資産計上した。
	H22 150	代表者及びその家族、役員、株主が負担すべきものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者等に帰属するものがないか確認した。
11 貸借料	H22 151	契約書を確認し、支払別に、支払内容・金額・期間を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書を確認し、支払先別、支払内容、金額、期間を検討した。
	H22 152	敷金、権利金等は含まれていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・敷金、保証金の返還額の有無を契約書により検討し、返還される金額は保証金として資産計上した。
12 リース料	H22 153	契約書により支払先別の支払金額及び対象期間について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書を確認し、支払先別、支払内容、金額、期間を検討した。
	H22 154	リース取引の損金性について検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
13 減価償却費	H22 155	耐用年数、取得価額、事業供用日は確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業供用日について、代表者に確認した。
	H22 156	取得価額が10万円以上20万円未満のものにつき、選択した方法により適正に償却しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	【「貸借対照表関係(資産の部)12 有形固定資産 及び 13 無形固定資産」(H22 058～064)参照。】
	H22 157	取得価額が30万円未満のものにつき、その処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 158	措置法適用誤りはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
14 修繕費	H22 159	資本的支出がないか検討したか。(60万円基準、取得価額の10%基準など)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・資本的支出について検討し、証憑書類及び修繕箇所を確認した結果、基通7-8-2から7-8-5に該当することを確認した。
15 保険料	H22 160	資産性のものがないか検討したか。(契約者、受取人、被保険者の別、掛捨て(定期)か、満期受取り(養老)か、解約返戻金があるか等)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・保険証書、契約書等により、契約者、受取人等を確認した。
16 租税公課	H22 161	損金に算入される項目とならない項目の検討をしたか。(労災保険、社会保険の追徴金や延滞金は損金算入可)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・税目税種別に明細を作成し、損金不算入となるものを検討した。
	H22 162	納付状況等について確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・納付状況については、納付書と総勘定元帳とで確認した。
17 福利厚生費	H22 163	給与になるものはないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現物給与、経済的利益など源泉徴収の対象になるものがないことを確認した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 164	交際費との関連を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・社内行事について、その行事目的や内容等 等を検討し、世間一般的なものであり、一 律に供与される通常程度の費用であること を確認した。
18 貸倒損失	H22 165	税務上の貸倒要件を確認したか。 (法律上、事実上、形式上のいずれに 該当しているか)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・債務者〇〇につき、破産終結の通知が届 き、回収できないことが判明したので損金 経理を行った。
19 雑益・ 雑収入	H22 166	未収リベート等の有無、及び計上に ついて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・入金額だけでなく、相殺についても通知 書等により確認した。 【未収収益参照。】
	H22 167	業種固有の雑収入の計上内容につ いて検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 168	積立金等に計上すべき配当金等につ いて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・通知書等により、配当金を確認した。
	H22 169	受贈益の有無について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・会社記念行事において仕入先から受領し たお祝い金を雑収入に計上した。
	H22 170	還付金の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・利子割還付の処理は、充当計算書により 適正に処理した。
20 資産売却	H22 171	契約書等証憑により、売却代金・売 却先・引渡日などを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売買契約書により売却代金・売却先・引 渡日を確認し、売却代金の適正性につ いては不動産鑑定士の評価額、あるいは相続税 評価による時価換算により検討した。
	H22 172	売却代金の適正性、売却方法、売却 理由等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 173	売却原価及び売却費用の処理は適正 か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

III 申告調整関係チェックリスト

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 税額計算	H22 174	税率の適用は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 175	留保金額に対する税額は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 税額控除	H22 176	所得税額の控除は適正か。また、所 得に加算されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 177	その他の税額控除は適正か。特別償 却できるものについては、その選択 の有利不利の判定をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・購入資産(リース資産)が措置法〇条〇に 該当することを請求書及び領収書(契約書 及び関係書類)により確認した。
3 繰越欠損金	H22 178	控除される欠損金は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 179	欠損金の繰戻還付は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
4 グループ 法人税制	H22 180	グループ会社がある場合には、資産 の譲渡による損益、寄付金の損金不 算入計算等、適正に行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・グループ法人に対する該当資産の譲渡は ない。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
5 連結納税	H22 181	連結納税制度を採用している場合には、適正な手続きと処理を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 中小法人の特例適用	H22 182	親会社が大法人の場合に適用していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・親会社の資本金の額、従業員基準について確認し適用した。
7 受取配当金	H22 183	益金不算入の計算は適正か。(自己株式の配当)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 交際費の損金不算入額の計算	H22 184	交際費科目以外の科目で交際費に該当するものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・他科目交際費について検討した結果、〇〇費とした一部に交際費等に該当するものが含まれていたので申告調整した。
	H22 185	損金算入となる1人当たり5,000円以下(役職員間の飲食費は除く。)の飲食費に該当するものは除外したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
9 役員給与	H22 186	役員給与等で所得に加算すべきものはなかったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・社長以下役付役員及び監査役に対する損金計上賞与(事前確定届出分役員給与を除く)の全額を加算した。
	H22 187	届出等その他損金不算入額の計算は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
10 寄付金	H22 188	寄付金科目以外の科目で寄付金に該当するものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇費とした一部に寄付金に該当するものが含まれていたため、その他の寄付金として申告調整した。
	H22 189	未払計上されている寄付金がないかどうか検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
11 圧縮記帳	H22 190	交換、取用換地、特定資産の買換等による取得資産の圧縮の計算は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 191	必要な証明書は添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
12 引当金・準備金	H22 192	各引当金、準備金の繰入超過額、積立超過額の加算をしたか。戻入処理は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
13 減価償却額	H22 193	減価償却費等の償却超過額は加算したか。また、過去の償却超過額の認容は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 194	明細書・特別償却の付表は添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
14 所得の特別控除	H22 195	取用換地等による特別控除は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 196	必要な証明書は添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
15 還付金	H22 197	法人税額から控除できなかった所得税額の還付の処理は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
16 地方税	H22 198	都道府県、市町村の該当する税率、均等割額に誤りはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 199	分割基準は適正か。分割先の漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 200	事業税の地方法人特別税は適正に計算したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 201	地方税から控除できなかった源泉税の還付の処理は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 202	地方税特有の税額免除規定は検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
17 修正事項等の受入	H22 203	前期に修正申告又は更正があった場合、否認事項の受入れの処理をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・前回の税務調査により修正申告した〇〇〇〇を雑益に受入れたので、申告調整により減算した。なお、当期では決算調整において適正に計上できていることを確認した。
18 株主資本 (資本金等と利益積立金)	H22 204	利益積立金と資本金等との区分は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 205	増資、減資、その他資本等取引があった場合、それらの記載をしているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

業務チェックリストの有効活用(参考例)

業務チェックリスト
〔所得税(事業)用〕

所 轄	
納 税 者 名	
平成 年分	
法 33 条 の 2	有 ・ 無

年 月 日

税 理 士					
-------------	--	--	--	--	--

I 所得税決算チェックリスト

■ 決算業務準備に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 001	電子申告を行っている場合、メッセージボックスの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 002	業種・業態、事務所・事業所の有無について確認したか。また、前年に比し、業種・業態に変化がなかったか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)への記載資料】 「5 その他」 【当期の営業成績の概要など総合評価等の記載資料】
	H22 003	諸規定(就業規則、給与規定、退職金規定、経理規定、旅費規定等)が整備されているか。また、変更等があった場合にはその内容を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【規定作成や整備などの相談を受けたケースの記載資料】 「5 その他」 ・〇〇規定が整備され、規定に基づいて業務が行われている。
	H22 004	配偶者・扶養親族・事業専従者等の変更がなかったか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・源泉徴収票により扶養親族の合計所得金額を確認した。
	H22 005	納品書、請求書、領収書等の証憑書類は適切に保存されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【保存期間や保存方法など相談を受けたケースの記載資料】 「5 その他」 ・納品書、請求書、領収書等の保存状況は適正に行われている。 ・証憑書類の保存状況は良好である。
	H22 006	前年以前の修正申告及び更正処分の内容を検討し、当年の会計処理は正確、妥当に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・前回の税務調査による指摘事項〇〇〇〇の改善状況を確認し、当期決算では適正に計上できていることを確認した。 (備考欄に) 前回の税務調査による指摘事項に留意した。 「5 その他」 ・前回の税務調査で受けた指摘事項〇〇〇〇に対し、納税者は謙虚に反省して現金管理・帳簿管理に細心の注意を払っており、当期では適正に決算調整を行った。 【改善状況などできるだけ詳細に記載】

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 007	事業主、経理責任者に当該決算期の概況、市況等を質問し、決算の参考に供したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)への記載資料】 「5 その他」 【当期の営業成績の概要など総合評価等の記載資料】
	H22 008	消費税等の経理処理方式について確認したか。 ・免税事業者の場合は、すべての取引につき税込方式を採用しているか。 ・課税事業者の場合は、税抜方式又は税込方式のいずれか選択適用、併用している場合には要件を満たしているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(会計処理方法に変更等があった事項欄)(変更等の理由欄)の記載資料】
	H22 009	臨時所得・変動所得に該当するものはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■貸借対照表関係 (資産の部)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 現金	H22 010	現金出納帳の残高は、実査または現金の収支を示す証拠資料との照合確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現金有高表で現金実査が行われたことを確認した。
	H22 011	現金出納帳の推移から見て、異常な入出金や残高(マイナス残高等)については原因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業主勘定からの入金について、その内容を確認した。
	H22 012	現金過不足の処理は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 預貯金	H22 013	残高証明書、あるいは預金通帳の残高と照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・残高証明書と照合した。 ・預金通帳の残高と照合した。
	H22 014	預金名義の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業用預貯金と生活用預貯金と区分している。
	H22 015	相手先、金額、内容等について個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 016	当座預金については、銀行残高調整表の作成を指導し検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・銀行残高調整表により残高の確認・照合を行った。 ・当座預金については、当座預金照合表で確認しているが、決算時には銀行残高調整表の作成を指導した。
	H22 017	諸預金の受取利息を事業主勘定で処理したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
3 受取手形	H22 018	手形帳の残高と個別に照合したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 019	手許手形、取立依頼手形、割引手形、差入手形等について検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 020	不渡手形は区分し、その内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・個別貸倒引当金の設定条件を満たしているため繰入対象となるため、法令の規定どおり繰入した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
		(総合的に)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・受取手形一覧表を作成して残高照合を行い、個別に内容を確認した。
4 売掛金	H22 021	期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高とを個別に照合し、計上漏れのないことを検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高を個別に照合し、計上漏れがないことを確認した。
	H22 022	貸方残高の相手先については、内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 023	滞留売掛金は、貸倒償却、貸倒引当金等と関連づけて検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 024	締切日から決算日までの計上漏れはないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・締切日から決算日までの計上漏れがないか確認した。
	H22 025	売掛金として口座を設けてない一時貸しなどの売掛金の有無について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・一時貸しの小口売掛金についても計上漏れがないか確認した。
	H22 026	翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、売上、返品、値引等の計上漏れのないことを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末及び翌期の納品書控の納品日と運送伝票控の発送日をチェックし、計上漏れがないか確認した。
		(総合的に)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・補助簿から相手先別残高一覧表を作成して試算表残高と照合し、内容、回収日、貸倒の危険性について検討した。
5 棚卸資産	H22 027	実地棚卸を確認したか。その原始記録は保存されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実地棚卸が行われたこと及び原始記録が保存されていることを確認した。
	H22 028	実地棚卸の時期を確認したか。その時期が決算期末日でない場合の期末棚卸金額・換算の妥当性を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 029	期末直前・直後の売上、仕入及び期末在庫の関連を検討したか。特に、売上値引戻り、仕入値引戻し等の異常が在庫に影響していないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末直前、直後の売上、仕入等と期末在庫の関連を検討した。
	H22 030	製品、仕掛品、未成工事、自社製造品等の評価方法は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期末棚卸資産の評価方法が適正か検討した。 ・未成工事は、工事台帳により現場別に適正な処理がなされているか確認した。
	H22 031	預り品、預け品、積送品、未着商品等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・預け在庫の計上漏れがないか確認した。
6 前払費用	H22 032	支払日から1年を超えて役務の提供を受ける部分はないか。(保証料、保険料など)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期の期間に対応するものを費用処理し、翌期以降に該当するものは前払費用に計上した。
	H22 033	リース料のうち前払費用となる部分はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書からリース料のうち前払費用となるものがないか検討した。
7 仮払金・前渡金	H22 034	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・個別に内容を検討し、他勘定への振替を適正に行った。
	H22 035	他勘定への振替の要否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・相手別、内容別に分類して個別に管理し、決算時において他勘定への振替の要否を検討した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
8 貸付金	H22 036	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書等の有無、内容、回収可能性を確認した。
	H22 037	貸付利息は事業所得と雑所得とに正しく区分計上されているか検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・貸付金は全て外注先に対するものである。
	H22 038	滞留債権等の内容を確認し、債権の保全対策等の検討をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
9 立替金	H22 039	相手先及び金額内容は個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・内容を個別に検討し、貸付金あるいは他勘定へ振替えるべきものがないか確認した。
10 未収収益・未収入金	H22 040	計上すべき未収収益はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期に対応する未収収益を翌期の入金状況と照合のうえ計上した。
11 その他の流動資産	H22 041	相手先、金額、内容等について個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 042	長期滞留のもの、他勘定に振替えるものはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
12 有形固定資産	H22 043	期末現在高の確認(帳簿と現物の突合)をしたか。あわせて用途の確認もしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・資産台帳計上資産と現物との突合せを行い、その存在を確認した。
	H22 044	① 登記事項証明書等により、所有権移転の事実を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・依頼者に現物の写真を依頼し、請求書等との確認をした。 ・期中に取得した資産〇〇については、売買契約書または請求書、納品書、領収書その他付随費用の証憑等により取得の事実及び取得価額を確認した。 ・一括購入した土地建物については、それぞれ適正な価額を算定し、取得価額の合計額を按分して計上した。 ・居住用兼事業用建物については、登記簿謄本など証憑等に基づく床面積を、現況の利用状況によって按分して取得価額を算出した。 ・期末に取得した資産〇〇については、検収書と作業日報により事業年度内に事業の用に供したことを確認した。 ・事業用買替資産に付すべき取得価額は、譲渡資産の取得費及び譲渡費用に基づいて適正に計算されている。 ・〇〇に対する修繕について、令181条、基通37-10から14の2に基づき、工事明細書によって資本的支出と修繕費に区分した。 ・耐用年数、償却率の適用について検討した。 ・中古資産の耐用年数は簡便法により適正に行われている。
		② 自社製作について原価を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		③ 計上の時期、取得価額(取得の為の付随費用の加算)の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		④ 収用等、国庫補助金の交付があった場合に取得した資産について、取得価額は正しく計算されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑤ 国庫補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳等の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑥ 資本的支出と修繕費の区分について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑦ 償却方法、耐用年数、償却率について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑧ 特別償却できるかどうか検討したか。また、税額控除ができるものについては、その選択の有利不利の判定をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑨ 平成19年4月1日以降の取得分について、新定率法・新定額法により償却しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
⑩ 取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、一括償却資産としての選択を検討したか。選択した場合には明細書を添付したか。		<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・圧縮記帳について適用要件・効果等を説明したうえで、適用した。 【取得価額や資本的支出と修繕費、耐用年数の適用、特別償却の適用など相談を受けたケースの記載資料】	

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
		⑪ 取得価額が10万円以上30万円未満のものについては、措置法28条の2の規定を適用を検討したか。適用した場合には明細書を添付したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 045	期中減少 ① 売却、廃棄、事故等による処分損益が正しく記録されているか確かめたか。 ② 処分収入について、関係書類と突合し妥当性を確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期中に減少したものについては売却であるか廃棄であるかを検討し、売却したものは売買契約書あるいは証憑等により処分の事実、処分価額を確認して譲渡所得に計上した。廃棄したものは使用期間、使用状況と処分の妥当性及び処理業者の証憑等を確認して事業所得の必要経費に計上した。 「4 相談に応じた事項」 【売却価額とその処理、除却処理などの相談を受けたケースの記載資料】
	H22 046	リース資産 所有権移転外ファイナンスリース等、売買があったものとされるリース契約がないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書確認時に償却方法はリース期間定額法に限られることを依頼者に説明のうえ、適正に処理をした。
13 無形固定資産	H22 047	営業権やソフトウェアなど適正な科目により処理されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 048	期末残高及び期中の増減について、その金額の正否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【有形固定資産参照。】
	H22 049	償却の可否を区分し、償却すべきものは、償却計算の正否を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【有形固定資産参照。】
14 有価証券・出資金	H22 050	保有する有価証券の確認を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・手許保管中のものをはじめ、証券会社の預り証など証憑により、保護預け中、担保提供中のものを確認した。
	H22 051	受取配当金等(配当所得)はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・所有する有価証券につき受取配当等がないかを確認した。
15 繰延資産	H22 052	当期支出の計上額について、計上の適否、金額の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・期中取得した〇〇については、証憑等により取得の事実と内容及び取得価額を確認した。 「4 相談に応じた事項」 【税務の取扱について相談を受けたケースの記載資料。】
	H22 053	償却額について、計算の正確性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・償却期間について適正であることを確認した。

■ 貸借対照表関係 (負債・元入金の一部)

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
1 支払手形	H22 054	期末残高と手形記入帳、手形振出控えと個別に照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・支払記入帳と手形振出控えと個別に照合した。
	H22 055	手形の内容について検討し、流動負債と固定負債、営業取引によるものとそれ以外のものの区分表示は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
2 買掛金	H22 056	補助簿の残高と個別に照合したか。特に、長期間未決済のものについては検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 期末残高と補助簿の残高及び請求書の残高とを個別に照合し、計上漏れがないことを確認した。
	H22 057	締切日から決算日までの計上漏れはないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 納品書により締切日から決算日までの計上漏れがないか確認した。
	H22 058	翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、仕入、返品、値引等の計上漏れのないことを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 翌期の補助簿を約1ヶ月程度確認し、当期に関連するものの有無を検討した。
	H22 059	借方残高の相手先については、内容を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		(総合的に)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 補助簿から相手先別残高一覧表を作成して試算表残高と照合し、内容、支払日、長期滞留債務について検討した。
3 借入金	H22 060	残高証明書と照合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 残高証明書と照合した。
	H22 061	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 借入金の用途について確認した。
	H22 062	利息の計上は妥当か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 借入利率及び利息が適正に計上されているか確認した。
	H22 063	事業主の家族からの借入金は個別に確認し、資金源を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 事業主及びその家族等からの借入は、個別に検討し、資金源についても確認した。
4 未払金・未払費用	H22 064	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。特に、長期間未払のものについては検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 期末計上額については、証憑書類により相手先、金額及び内容を個別に確認した。
	H22 065	計上漏れがないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 請求書締後の帳端についても納品書、翌月の請求書明細で確認して計上している。
	H22 066	期末以降の支払を調査して期末計上の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 翌期の支払により期末残高が適正であることを確認した。
5 前受金	H22 067	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 068	他勘定振替の可否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 仮受金	H22 069	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 070	事業主及びその家族からの仮受勘定を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 代表者及びその家族からの一時借入金については、銀行からの借入金と区別するために仮受金勘定で処理しており、個別に検討し資金源についても確認した。
	H22 071	他勘定振替の可否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 預り金	H22 072	相手先、金額及び内容は個別に検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 073	事業主及びその家族からの預り金は検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・代表者及びその家族からの一時借入金については、銀行からの借入金と区別するために預り金勘定で処理しており、個別に検討し資金源についても確認した。
	H22 074	源泉所得税等の預り金は関係帳簿と突合したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・源泉所得税について、給与台帳・源泉徴収簿等と突合せ照合した。
	H22 075	他勘定振替の要否を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 リース債務	H22 076	売買があったものとされるリース契約について、リース債務の計上は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書、リース支払明細と照合し、期末残高を確認した。
9 貸倒引当金	H22 077	貸金の範囲は正しいか。特に債権・債務両取引のある相手先について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・実質的に債権とみられないものについて確認した。
	H22 078	洗替処理は正しくされているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 079	個別評価による繰入額は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 080	繰入率に誤りはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
10 その他の負債	H22 081	相手先、金額、内容等について個別に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・相手先別に検討し、事業遂行上のものであるか確認した。
11 元入金	H22 082	元入金の額は正しく計算されていることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業開業時の元入金の資金出所を個人口座により確認した。 「4 相談に応じた事項」 【開業時や事業拡張など設備投資において自己資金を利用する場合の税務取扱について相談を受けたケースの記載資料】

■ 損益計算書関係

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 売上	H22 083	売上(収益)計上基準を確認したか、引渡し基準以外の売上基準を採用している場合には、当該基準の適用が事実に基づいているかどうか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上については出荷基準により計上している。 ・計算基準、決済基準、入金管理状況により売上計上漏れが無い確認している。 「5 その他」 【営業内容の説明など所見評価の記載資料】
	H22 084	決算日前後の納品書等は点検したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日(年末)前後の納品書をチェックし、売上の計上漏れがないか検討した。
	H22 085	前々期、前期と対比し、増減の要因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)の記載資料】
	H22 086	決算後の売上入金等について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日以後の売上入金について当期のものがないか検討した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 087	自家消費分の計上漏れはないか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・自家消費については、消費数量に仕入原価を乗じて計上しており、この価額が通常販売価額の70%を超えていることを確認した。
2 雑収入	H22 088	事業付随収入の漏れがないか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・作業くずの売却代金を計上し、買取業者の明細通知書にて確認している。
	H22 089	税抜方式で経理処理している場合、仮受消費税と仮払消費税の差額処理が出来ているか確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 090	事業所得以外の収入が混在していないか確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 091	未収計上すべきものがないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日以後の雑収入入金について当期のものがないか検討した。
3 売上原価・製造原価・工事原価	H22 092	仕入について決算日前後の納品書等は点検し、仕入計上方法の妥当性を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日(年末)前後の納品書をチェックし、仕入等の計上の妥当性を検討した。
	H22 093	外注費等の重要項目については、証拠と突合わせて検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書、領収書等とチェックし外注費の計上を確認した。
	H22 094	売上原価率について、前々期、前期と対比し、変動とその要因を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・原価率について前々期・前期と対比し、変動とその要因を検討した。 【(顕著な増減事項欄)(増減理由欄)の記載資料】
	H22 095	仕入、材料費、消耗品費などから固定資産などに振替る必要はないか検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		(総合的に)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・仕入等で月次の増加が大きいものについては、自家消費が含まれていないか検討した。
4 売上・仕入の返品及び値引	H22 096	決算日前後の値引、返品、相殺の処理は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算日前後の値引・返品・相殺の処理が適正に行われていることを確認した。
5 租税公課	H22 097	所得税、住民税、附帯税、国民年金保険料等が含まれていないか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・税目税種別に明細を作成し、必要経費としないものを事業主勘定に振り替えた。
	H22 098	事業の用に供されていない資産に係る固定資産税、自動車税等が含まれていないか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・固定資産税、自動車諸税等は、家事用と事業用を使用面積及び使用割合による按分計算により算出し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
	H22 099	建物、自動車等の事業供用分の按分計算は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 水道光熱費 旅費交通費 通信費	H22 100	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。また、家事関連費が含まれている場合、合理的な基準に基づいて按分計算を行っているか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・水道代・電気代・ガス代はそれぞれ利用割合に応じて適正に按分計算している。 ・家族の携帯電話の電話代が通信費に含まれていないかを確認した。
	H22 101	家事関連費に該当する部分について事業主勘定に振替えられていることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・電気代は、動力分以外の一般分は使用時間や事業所面積により合理的に事業割合を算出し、家事関連費分は事業主勘定に振り替えた。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 102	海外渡航費についてその内容を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・海外渡航費については、その旅程表等から経費性を確認した。
	H22 103	旅費精算書等は整理・保存されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・従業員の出張旅費は、仮払精算書と領収書が整理保存され、その都度適正に精算されている。 ・旅費精算書等が整理・保存されていることを確認し、その内容についても家事関連費に該当する分がないかを確認し、家事関連費分は事業主勘定に振り替えた。
7 接待交際費	H22 104	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
	H22 105	接待の相手先の氏名等が明瞭であることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・支出の経費性を検討し、領収書やレシートに誰と何のための支出なのかを記載することを指導するとともに、個人的な支出がないことを確認した。
8 損害保険料	H22 106	積立保険料、事業主及び家族を被保険者とする生命保険料等が含まれていないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・保険証書を確認し、損害保険料のうち積立保険料に該当するものがないか確認した。
	H22 107	未経過保険料が含まれていないか確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・業績悪化により長期損害保険契約を解約した。
	H22 108	建物、自動車等の事業供用分の按分計算は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・自動車保険及び火災保険について、保険証券から事業用と家事用及び積立部分と費用部分を検討し、自宅兼店舗部分のうち自宅部分の保険料は按分して事業主勘定へ振り替えた。
9 修繕費	H22 109	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現場を確認し、家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
	H22 110	資本的支出がないか検討したか。 (60万円基準、取得価額の10%基準など)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請負契約書、請求書により資本的支出について検討した結果、基通37-13に該当すると判断し、必要経費に算入した。
	H22 111	建物、自動車等の事業供用分の按分計算は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・自動車の修繕費は、家事用と事業用を使用割合による按分計算により算出した。
10 消耗品費	H22 112	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
	H22 113	1組の支出金額が10万円以上の資産の取得費が含まれていないことを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・経費明細及び証憑によって1組の支出金額が少額減価償却資産または一括償却資産、措置法28条の2中小企業者の少額減価償却資産あるいは減価償却資産に該当するか検討し、それぞれ適正に処理した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
11 減価償却費	H22 114	耐用年数、取得価額、事業供用日、供用割合は確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取得の事実及び取得価額は、売買契約書または請求書、納品書、領収書その他付随費用の証憑等により、事業供用日についても合わせて確認し、耐用年数及び事業専用割合を検討して減価償却費を算出した。 【取得価額、耐用年数、事業供用日、事業専用割合を検討した結果、適正に処理されていることを確認した。】
	H22 115	取得価額が10万円以上20万円未満のものにつき、選択した方法により適正に償却しているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 116	取得価額が30万円未満のものにつき、その処理は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 117	措置法適用誤りはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・採用した特別償却につき、適用要件、対象資産の条件、添付資料、他の特別償却との併用等を検討した。 「4 相談に応じた事項」 【取得価額や資本的支出と修繕費、耐用年数の適用、特別償却の適用など相談を受けたケースの記載資料】
12 福利厚生費	H22 118	事業主及び家族の生活費とされるべき医療費、飲食代等の家事関連費が含まれていないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・領収書等から事業主及び家族の生活費となる飲食代、医療費等家事関連費が含まれていないか確認した。
	H22 119	従業員を被保険者とした保険契約等に基づいて支払った生命保険料等について、その内容に応じて会計処理を行っているか。また、給与所得とすべきものについては源泉徴収を適切に行っているか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現物給与、経済的利益など源泉徴収の対象となるものがないか、また従業員負担分が適正に徴収されているかを検討した。あった場合には、対象となるものがあつたので課税処理した。
13 給料賃金	H22 120	源泉徴収簿、扶養控除等異動申告書、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等を精査し、処理が正しいか確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・タイムカードや出勤簿などの有無、源泉徴収簿や扶養控除申告書を確認した。
	H22 121	給与に計上すべきもので、他の経費に含まれたものはないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現物給与、経済的利益など源泉徴収の対象となるものがないか検討した。あった場合には、対象となるものがあつたので課税処理した。
	H22 122	現物給与の検討をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
14 利子割引料	H22 123	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・個人的使用の借入金利息がないか確認した。
	H22 124	事業供用分の按分計算は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・居住用兼店舗用建物にかかる借入金に対する利息は、床面積・利用区分により適正に按分計算している。
15 地代家賃	H22 125	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
	H22 126	事業供用分の按分計算は正しいか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・支出した地代家賃のうち事業使用割合のより適正に按分計算されていることを確認した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
16 貸倒金	H22 127	税務上の貸倒れの要件を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業の遂行上生じた債権であり、裁判所の通知書により基通51-11の要件を満たしていることを確認した。 ・事業の遂行上生じた債権であり、内容証明送付控により債権放棄通知を確認した。
	H22 128	事業に関連する債権であるか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
17 リース料	H22 129	全ての支出が事業に必要と認められるものであることを確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。 「3 計算し、整理した主な事項」 ・契約書を確認し、支払先別、支払内容、金額、期間を検討した。 「3 計算し、整理した主な事項」 ・リース取引の損金性について確認した。
	H22 130	契約書により支払先別の支払金額及び対象期間について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 131	リース取引の必要経費性について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
18 事業用資産の損失	H22 132	保険金等により補填されたものはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・保険金等により補填された金額は、資産損失の金額から控除した。 「3 計算し、整理した主な事項」 ・使用を廃止した事業用固定資産である〇〇〇〇の除却損失は、適正に償却された後の未償却残高によっていることを確認した。
	H22 133	未償却残高が適切に算定されているか確認したか。(個人事業者については減価償却は強制償却である)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
19 その他の必要経費	H22 134	家事関連費に該当する支出が含まれていないか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・家事費部分を検討し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。
20 事業主勘定	H22 135	事業主勘定の内容につき、前年と比較検討し、家計費の支出が所得と照らして妥当であるか検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 136	事業主借勘定への多額な受け入れにつき、その資金源泉を確かめたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業主借勘定に事業所得以外の所得がないかを確認し、適正に他の所得に計上した。
	H22 137	事業所得以外の所得につき、事業主勘定で処理している場合、その内容を関係書類等で確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
21 専従者給与	H22 138	青色事業専従者給与に関する届出書の提出の有無と、支給額が届出基準に準拠していることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・専従者給与届出書に記載された金額の範囲内であることを確認し、未届けの親族への支給がないか確認した。 「3 計算し、整理した主な事項」 ・専従者給与が〇月より変更になっているので、変更届出書の提出を確認し、支給額が他の従業員と比較して労務の対価として妥当で、かつその届出書の範囲内であり、昇給の基準も満たしていることを確認した。
	H22 139	労務に従事した期間、労務の性質や提供の程度からして労務の対価として相当であることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 140	経営の実態、収益の状況、従業員の給与等から相当であることを検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 141	確定申告書に専従者に関する記載があるか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
22 青色申告特別控除	H22 142	青色申告特別控除の適用について記帳の状況、その他要件は満たしているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・65万円の青色申告特別控除の適用については、すべての取引を複式簿記により記録した総勘定元帳を備え付けていること、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書が作成されていることを確認した。
	H22 143	不動産所得、事業所得の順に控除しているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 144	青色申告決算書に控除を受ける金額の計算に関する事項を記載しているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 145	確定申告書にこの規定の適用を受けようとする旨の記載があるか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
23 消費税等の処理	H22 146	税込経理方式を採用している場合の処理は適正になされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・消費税は税込経理方式を採用し、確定消費税額を期末に継続して未払金計上している。
	H22 147	税抜経理方式を採用している場合には、 ① 仮受消費税等と仮払消費税等との差額処理は適正になされているか。 ② 控除対象外消費税額等の処理は適正になされているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

II 申告関係チェックリスト

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
1 納税地	H22 148	納税地は、住所地であるか、居所地であるか、事業所所在地であるか、確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 149	納税地の変更の有無を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 申告所得	H22 150	各種所得の区分に応じ適正に計算してあることを確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業所得の計算上、雑所得・給与所得に区分すべきものは事業主勘定として区分し、申告所得の金額と照合した。
	H22 151	損益通算に誤りはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 152	前年からの繰越損失額は正しい順序で控除したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 153	一時所得、雑所得、配当所得等の漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
3 所得控除	H22 154	各種所得控除は関係書類等から金額が適正か確認したか。 (障害者手帳等)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・配偶者控除、扶養控除については家族の収入金額を○年分の源泉徴収票により確認した。
	H22 155	限度額が定められているものの控除額の計算は正しく行われているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 156	所得要件のある寡婦(夫)控除、配偶者特別控除の適用に誤りはないか確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 157	扶養控除の適用に関しては、各人の所得及び年齢・同居の状態につき確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 158	添付すべき書類の漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 159	旧長期損害保険料と地震保険料の区分を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
4 税額計算	H22 160	税率の適用は正しいか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
5 税額控除	H22 161	税額控除は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 162	住宅借入金等特別控除、配当控除等 税額控除漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 163	添付すべき書類の記載漏れはない か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 164	e-Taxを利用した場合に、税額控除の 適用について確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 源泉徴収 税額	H22 165	源泉徴収税額の漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 166	源泉徴収票の添付漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 167	未納付の源泉徴収税額を記載した か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 予定納税額	H22 168	予定納税額の記載は正しいか確認し たか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 申告納税額 第3期分の 税額	H22 169	申告納税額・第3期分税額の計算に 誤りはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
9 納税方法	H22 170	延納申請の有無を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 171	振替納税の有無を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
10 特例適用 条文	H22 172	措置法など特例を適用した場合、条 文の記載漏れはないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
11 添付書類	H22 173	財産債務の明細書添付に留意する。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 174	e-Taxの場合、第三者作成書類の添付 を省略する場合の記載内容は適切 か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
12 記載項目	H22 175	住民税に関する記載を行っている か。(寄附金・配当割・譲渡所得割 等)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 176	事業税に関する記載を行っているか。 (開廃業・非課税所得・不動産所得 等)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

業務チェックリストの有効活用（参考例）

業務チェックリスト 〔 所得 税 （ 土 地 ・ 建 物 分 離 譲 渡 ） 用 〕

所 轄		年	月	日
納 税 者 名				
平成	年分			
法 33 条 の 2	有 ・ 無	税 理 士		

■ 申告準備に関する事項

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 001	電子申告を行っている場合、メッセージボックスの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 収入金額

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 002	時価をもって収入金額とみなされる場合に該当しないか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 低額譲渡に該当したため、事務所にて時価に関する資料を揃え依頼者に説明のうえ、時価をもって収入金額とした。
H22 003	時価額を適正に検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	・ 譲渡価額について契約書等により確認した。
H22 004	譲渡代金の未収金や土地の実測精算金等の精算金がある場合、これらが譲渡価額に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 譲渡にかかる売買契約書・領収書により譲渡価額及び入金状況について確認した。
H22 005	譲渡代金の一部について、売主が負担すべき他の費用や借入金等と相殺されている場合、その相殺された金額が譲渡価額に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 売買契約書・領収書の内容を検討し、譲渡価額の適正性を確認した。
H22 006	貸付用資産（賃貸用マンションやアパートなど）を譲渡し、その敷金（保証金）が持ち回りとなっている場合に、その持ち回り保証金が譲渡価額に計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 売買契約書を検討し、さらに不動産所得の決算書により預り保証金の有無を確認し、譲渡価額の適正性を確認した。

■ 取得費

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 007	売却した不動産は、購入時に買換えや交換等の特例の適用を受けていないか。 (これらの特例を受けている場合は、実際の取得価額ではなく引継取得価額を基に取得費を計算する)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 譲渡者に取得時の事情を聴取し、取得時の特例適用について確認した。
H22 008	一括購入した土地の一部を譲渡した場合に、面積によるあん分計算をしているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 土地の取得時の購入代金と購入面積を確認し、売却する土地の面積と突き合わせを行い、譲渡原価の正当性を検討した。
H22 009	取得費について、概算取得費（譲渡価額×5%）と実際に支払った費用（造成費、改良費等）とを二重に計上していないか。 (いずれか高い金額の方が取得費となる)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 実際に支払った取得費の内容を確認し、概算取得費と比較のうえ、〇〇〇を取得費とした。
H22 010	マンションなど建物と土地を一括購入している場合の建物の減価償却費の計算は適正か。 (土地と建物の取得価額の区分は適正か)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・ 売却する建物の内容・価額を検討し、耐用年数の正当性を確認するとともに減価償却計算の適正性を確認した。

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 011	固定資産税や修繕費等の維持管理費用を取得費に含めていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取得費の内容を検討し、維持管理費用が算入されていないかどうかを確認した。
H22 012	訴訟費用や弁護士費用を取得費に含めるか検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取得費の内容を検討し、裁判費用等が算入されていないかどうかを確認した。
H22 013	借入金利息がある場合において、使用開始日以降の利息が取得費に計上されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取得費の内容を検討し、使用開始日以降の借入金利息が算入されていないかどうかを確認した。

■ 譲渡費用

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 014	訴訟費用や弁護士費用について検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・譲渡費用の内容を検討し、譲渡費用に該当しない弁護士費用等が算入されていないかどうかを確認した。
H22 015	概算取得費を適用するとともに、造成費、改良費等が譲渡費用に計上されていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・概算取得費を適用したうえ、造成費・改良費等が譲渡費用に算入されていないかどうかを確認した。
H22 016	固定資産税や修繕費等の維持管理費用を譲渡費用に含めていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・譲渡費用の内容を検討し、維持管理費等が算入されていないかどうかを確認した。
H22 017	借家人に対する立退料や建物の取壊し費用は、売却のために直接要した費用のみが計上されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・譲渡費用の内容を検討し、土地等売却のために直接要した立退料や建物の取壊し費用の譲渡費用としての正当性を確認した。

■ 検討項目（土地・建物）

No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
H22 018	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)〔土地・建物用〕を添付しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・譲渡所得の内訳書を作成し、内容の吟味を行い、申告書に添付した。
H22 019	譲渡所得の長期・短期の区分を誤っていないか。 (長期) 譲渡をした日の属する年の1月1日において引き続き所有していた期間が5年を超えるもの (短期) 上記期間が5年以下のもの 【注】 ①相続・贈与により取得した資産の場合は、被相続人・贈与者が取得した日から計算 ②過去に収用代替えの特例(措法33)・固定資産の交換の特例(所法58)の特例の適用を受けた代替資産・交換取得資産の場合は、収用された(交換譲渡した)資産の取得の日から計算 ③過去に居住用・事業用資産の買換えの特例(措法36の2等)の適用を受けた買換取得資産の場合は、実際の取得の日から計算(取得時期は引き継がない。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売却不動産の登記簿謄本を確認し、長期譲渡・短期譲渡の区分の正当性を検討した。 ・売却不動産が、相続したもの、収用や交換により取得したもの、資産の買換えの為に取得したものについては取得費の引継ぎに留意し、長期譲渡・短期譲渡の区分の正当性を検討し慎重に確認した。
H22 020	共有の場合、各共有者の譲渡所得の計算は、共有持分に応じてなされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売却不動産が共有物件の場合には共有持分に基づく計算の適正性を検討した。

No.	主 な 項 目	チエック	摘 要
H22 021	適用税率や税額計算に誤りはないか。 ・所有期間10年以下の場合に、居住用軽減税率(措法31の3)を適用していないか。 ・建物の譲渡所得について、優良住宅地の軽減税率(措法31の2)を適用していないか等。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売却不動産は所有期間10年以下であり、居住用軽減税率は適用していない。
H22 022	居住用の3,000万円控除(措法35)や買換え特例(措法36の2)を受けた上で、買換え資産について住宅借入金等特別控除を受けていないか(併用適用不可)。 ※居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41の5)又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41の5の2)と住宅借入金等特別控除との併用は可能である。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・居住用3,000万円控除の適用を受けた場合には、住宅借入金により買い換えた住宅にかかる住宅借入金等特別控除の適用がないことを説明した。
H22 023	先行取得土地がある場合には、所定の手続きを行っているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
H22 024	合計所得金額(特別控除前)が1,000万円を超えているのに、配偶者特別控除を適用していないか。(居住用・収用などの特別控除の場合は要注意。寡夫控除等にも所得制限あり)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ 平成22年分用として作成しております。
各措置法等については譲渡所得のチェックシートもご利用ください。

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

業務チェックリストの有効活用（参考例）

業務チェックリスト
〔消費税用〕

所 轄	
納 税 者 名 (法人名)	
課 税 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
法 33 条 の 2	有 ・ 無

年 月 日

税 理 士					
-------------	--	--	--	--	--

■ 決算業務準備に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 001	電子申告を行っている場合、メッセージボックスの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 002	簡易課税を選択しているかの確認はできているか。 (基準期間の課税売上高が、5,000万円以下であることを確認したか。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間の課税売上高が〇〇〇万円であることを確認し、簡易課税の選択の適否を確認した。
	H22 003	届出書の提出について検討し、提出期限までに適正に提出されているか。 課税事業者選択届出書・簡易課税制度選択届出書・課税期間特例選択(変更)届出書他	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税事業者選択届出書がその提出期限までに適正に提出されていることを確認した。
	H22 004	届出書の提出について検討し、提出期限までに適正に提出されているか。 課税事業者選択不適用届出書・納税義務者でなくなった旨の届出書・簡易課税制度選択不適用届出書他	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税事業者選択不適用届出書がその提出期限までに適正に提出されていることを確認した。
	H22 005	調整対象固定資産に係る調整制度により免税事業者となることができない課税期間の確認をしたか。 (当該課税期間は、簡易課税を選択できない。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書により調整対象固定資産の取得価額を確認した。

■ 本則課税の場合

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
1 課税事業者の判定	H22 006	課税期間の基準期間における課税売上高は、いくらか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事務所保管の過年度決算資料により、基準期間の課税売上高が〇〇〇〇円であることを確認した。
	H22 007	事業年度を変更している場合、基準期間を確認したか。(法人の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当該事業年度開始の日から前2年以内に事業年度を変更しているため、基準期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の事業年度〇ヶ月となる。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 008	基準期間が1年でない場合、課税売上高を1年に換算したか。(法人の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間が設立事業年度のため、あるいは、事業年度を変更しているため1年に満たないので、1年分に換算して課税売上高を〇〇〇〇円計算した。【数字による具体的な計算式を記載するのもよい】
	H22 009	資本金1,000万円以上の新設法人か。(社会福祉法人他、一定のものを除く)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 「4 相談に応じた事項」 【取り扱いや適用選択とその手続き等について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 010	輸出免税も課税売上高に含めたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間の課税売上高は、輸出免税売上を含めて計算している。
	H22 011	基準期間が免税事業者であった場合、課税売上高を税込金額で判断したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間が免税事業者であったため、課税売上高は税込みで計算している。
	H22 012	相続、合併又は分割があった場合の基準期間の課税売上高の計算は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・平成〇年〇月〇日被相続人より事業承継したもので、被相続人の基準期間の課税売上高が〇〇〇〇円で1,000万円超のため、相続開始の日から課税事業者であると判定した。
2 課税標準額 (課税判定と課税売上高)	H22 013	国内、国外の取引の区分はできているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔税理士が判定している場合〕 課税売上、非課税売上、不課税売上の判定は、当事務所が仕訳伝票を作成する際に行い、その区分を仕訳伝票に表示してコンピューター入力(システム名称などを記載)し、仕訳データと連動した消費税課税区分計算書(具体的名称を記載)を作成している。
	H22 014	対価性のない取引を課税対象から除外したか。 (例) 受取保険金、補助金、助成金、受取配当金等	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	・〔依頼者が判定している場合〕 課税売上、非課税売上、不課税売上の判定は、依頼者が仕訳伝票を作成する際に行い、仕訳伝票に表示されたその区分を当事務所でチェックしたうえコンピューター入力(システム名称などを記載)して仕訳データと連動した消費税課税区分計算書(具体的名称を記載)を作成している。
	H22 015	課税売上・不課税売上・非課税売上の判定は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 016	雑収入及び雑益等について課税、非課税、不課税の区分はできているか。 個人事業者の場合、雑所得等事業所得以外の所得を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 017	固定資産等の売却収入の計上はできているか。 個人事業者の場合、譲渡所得を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・車両購入時の下取り車両について、車両見積書、請求書等で確認した。
	H22 018	土地・建物一括譲渡の場合の対価の額の区分等、課税資産の譲渡等の対価の額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・土地と建物の一括譲渡における合理的な区分方法は、譲渡時における時価の比率によっている。なお、時価の算定に当たっては相続税評価額を参考とした。
	H22 019	一括比例配分方式は2年間継続適用であることを説明したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・当期は選択2年目のため、一括比例配分方式により計算した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 020	相殺・交換のような同額の両落ちがある場合の課税売上上の計上は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔法人の場合〕 法50条による資産の交換があったので、交換取得資産の時価〇〇〇〇円を課税売上に、あるいは非課税売上に算入した。（取得資産が課税仕入に該当する場合は、〇〇〇〇円を課税仕入に算入した。）
	H22 021	みなし譲渡に該当する場合は適正に処理したか。 (法人では役員に対する低額譲渡、個人事業者では家事消費・転用)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔個人事業者の場合〕 家事消費については通常販売価額の50%相当額か仕入原価のいずれか高い金額を売上計上した。
3 課税売上割合の計算	H22 022	課税売上については、分母・分子ともに税抜金額によっているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税売上割合が適正に計算されていることを確認した。【数字による具体的な計算式を記載した方がよい】
	H22 023	分母・分子ともに対価の返還等を控除しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税売上割合の計算において、課税売上は税抜で、分母には非課税売上が算入されていることを確認した。
	H22 024	分母・分子ともに国外取引の対価は除かれているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 025	有価証券等の譲渡の対価は5%として計算されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・有価証券の譲渡計算書により譲渡収入を確認のうえ、譲渡収入の5%を非課税売上として課税売上割合を計算した。
4 控除税額 (仕入税額控除、対価の返還等、貸倒)	H22 026	記帳、記録及び請求書等の保存ができているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・請求書及び領収書と所定の事項が記載された各種帳簿が保存されていることを確認した。 「5 その他」 ・帳簿書類及び請求書等両方の保存状況は良好である。
	H22 027	課税売上割合が95%以上であり全額控除が可能であるか確認できているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔依頼者が判定している場合〕 課税仕入、非課税仕入、不課税仕入の判定は、依頼者が仕訳伝票を作成する際に行い、仕分伝票に表示されたその区分を当事務所でチェックしたうえ、コンピューター入力（システム名称などを記載）して仕分データと連動した消費税課税区分計算書（具体的な名称を記載）を作成している。
	H22 028	国内、国外の取引の区分はできているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 029	非課税、不課税仕入を控除していないか。 課税仕入・不課税仕入・非課税仕入の判定は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 030	課税仕入等の計上時期は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・建設仮勘定については、建築物の完成引渡しの日を課税仕入の時期としている。
	H22 031	課税売上割合が95%未満の場合の仕入控除税額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税売上割合が適正に計算されていることを確認した。【数字による具体的な計算式を記載した方がよい】
	H22 032	個別対応方式及び一括比例配分方式の選択は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・控除対象仕入税額の計算には、課税仕入を課税対応、非課税対応、共通対応に3区分し、共通対応は課税売上割合による個別対応方式を適用した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 033	免税事業者から課税事業者、又は課税事業者から免税事業者となった場合の棚卸資産に係る仕入控除税額の調整はできているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔免税事業者が課税事業者となった場合〕 期首在庫については、全部が免税期間中の課税仕入であるため、期首棚卸資産に係る消費税を仕入税額控除の対象とした。
	H22 034	調整対象固定資産を転用した場合における調整計算はできているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・過年度において調整対象固定資産に係る課税仕入を行ったり、その仕入税額控除につき、個別対応方式により課税対応又は非課税対応として計算していたが、その取得の日から3年以内(具体的な日付を記入)に非課税業務又は課税業務の用に供したので、所定の調整を行った。
	H22 035	課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に係る仕入控除税額の調整はできているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税売上割合の著しい変動に該当するか検討した結果、該当しなかったので控除対象仕入税額を調整する必要がないことを確認した。 【課税売上割合の変動及び調整税額の算式を示す。】
	H22 036	売上値引、返品等は継続適用により売上控除で、あるいは売上に係る対価の返還等として適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上値引等は、継続適用により売上高を直接調整する方法によっている。
	H22 037	貸倒れがあった場合の税額控除は適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上先である(株)〇〇商店が経営破綻し、債権者集会の協議により債権売掛金の一部が切り捨てになったので、切り捨てとなった売掛金に係る消費税につき税額控除の対象とした。
	H22 038	課税貨物に係る消費税は支払を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・課税貨物に係る消費税については、〇〇(証憑)により支払いの事実を確認した。
	H22 039	国、地方公共団体、公共法人等の場合、特定収入に係る調整はできているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
5 その他	H22 040	基準期間の課税売上高を確認し、かつ、申告書への記載はされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【適用選択とその手続き等について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 041	前期以前の税務調査等における指摘事項について、当期では適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【前回の税務調査により指摘を受けた事項及びその指摘に対して改善した内容を記載】
	H22 042	確定申告書に計算表(附表)が添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 043	還付申告の場合に、「仕入控除税額に関する明細書」は添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 044	課税標準に対する消費税及び仕入控除税額の端数処理は適正か。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 簡易課税の場合

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 簡易課税事業者の判定	H22 045	前課税期間以前に「簡易課税制度選択届出書」を提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・平成〇年〇月〇日に簡易課税選択届出書を提出し、その後のいずれの日においても簡易課税制度選択不適用届出書を提出していないことを確認した。
	H22 046	新設法人で、今課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 047	調整対象固定資産に係る調整制度により簡易課税を選択することができない課税期間を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 048	基準期間が簡易課税制度を選択できる課税売上高か。 (基準期間の課税売上高が、5,000万円以下であることを確認したか。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事務所保管の過年度決算資料により、基準期間の課税売上高が〇〇〇〇円であることを確認した。
	H22 049	輸出免税も課税売上高に含めたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間の課税売上高は、輸出免税売上を含めて計算している。
	H22 050	基準期間が免税であった場合、課税売上高を税込金額で判断したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・基準期間が免税事業者であったため、課税売上高は税込みで計算している。
	H22 051	基準期間が1年でない場合、課税売上高を1年に換算したか。(法人の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔法人の場合〕 基準期間が設立事業年度のため、あるいは、事業年度を変更しているため1年に満たないので、1年分に換算して課税売上高を〇〇〇〇円計算した。【数字による具体的な計算式を記載するのよ】
2 課税標準と控除対象仕入税額(事業区分の判定とみなし仕入率)	H22 052	「事業区分」の適用及びそれらの課税売上区分は明確か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・依頼者は〇〇業を営んでいるので、みなし仕入率の適用における事業区分は第〇種事業に該当すると判断した。
	H22 053	事業区分毎の「みなし仕入率」の適用は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・依頼者は第〇種事業に該当する〇〇業と第〇種事業に該当する△△業を兼業しているので、みなし仕入率は原則どおり加重平均により算出した。
		①第1種事業(卸売業) 【みなし仕入率90%】 商品の性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売している。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		②第2種事業(小売業) 【みなし仕入率80%】 商品その性質及び形状を変更しないで他の事業者以外に販売している。(消費者または販売先不明の場合)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	③第3種事業(製造業等) 【みなし仕入率70%】 農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業に該当する加工賃等を対価とする役務の提供(第4種)ではないこと。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No		

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
		④第4種事業(その他の事業) 【みなし仕入率60%】 飲食店業、金融・保険業等、加工賃を対価とする役務の提供、固定資産等の売却等に該当する。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
		⑤第5種事業(不動産業等) 【みなし仕入率50%】 不動産業、運輸通信業及びサービス業(飲食店業を除く)に該当する。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 054	2以上の事業を営む場合 個々の課税売上について適用、あるいは1つの事業の課税売上高が全体の100分の75以上を占める場合、特例の適用を検討したか。 また、2つの事業の課税売上高が全体の100分の75以上を占める場合、特例の適用を検討したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・各事業の事業区分を判定し、それぞれの事業区分による課税売上高の計算が適正にされていることを確認し、75%以上を占める第○種事業のみなし仕入率を全体に適用した。
	H22 055	固定資産等の売却収入の計上は適正か。 個人事業者の場合、譲渡所得を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・固定資産の売却については、売買契約書を確認のうえ売却収入額を適正に計上している。
	H22 056	土地・建物一括譲渡の場合の対価の額の区分等、課税資産の譲渡等の対価の額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・土地と建物の一括譲渡における合理的な区分方法は、譲渡時における時価の比率によっている。なお、時価の算定に当たっては相続税評価額を参考とした。
	H22 057	相殺・交換のような同額の両落ちがある場合の課税売上の計上は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔法人の場合〕 法50条による資産の交換があったので、交換取得資産の時価○○○○円を課税売上に、あるいは非課税売上に算入した。
	H22 058	みなし譲渡に該当する場合は適正に処理したか。 (法人では役員に対する低額譲渡、個人事業者では家事消費・転用)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〔個人事業者の場合〕 家事消費については通常販売価額の50%相当額か仕入原価のいずれか高い金額を売上計上した。
	H22 059	売上値引、返品等は継続適用により売上控除で、あるいは売上に係る対価の返還等として適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上値引等は、継続適用により売上高を直接調整する方法によっている。
	H22 060	貸倒れがあった場合の控除は適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・売上先である(株)○○商店が経営破綻し、債権者集会の協議により債権売掛金の一部が切り捨てになったので、切り捨てとなった売掛金に係る消費税につき税額控除の対象とした。
3 その他	H22 061	基準期間の課税売上高を確認し、かつ、申告書への記載はされているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 【適用選択とその手続き等について相談を受けたケースの記載資料】
	H22 062	前期以前の税務調査等における指摘事項について、当期では適正に処理されているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 【前回の税務調査により指摘を受けた事項及びその指摘に対して改善した内容を記載】
	H22 063	確定申告書に計算表(附表)が添付されているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

業務チェックリストの有効活用（参考例）

業務チェックリスト
〔 相続税 用 〕

所 轄		
被 相 続 人		
相 続 開 始 平成 年 月 日	申 告 期 限 平成 年 月 日	
相 続 人 等 (続 柄)		
法 33 条 の 2	有	無

年 月 日

税 理 士					
-------------	--	--	--	--	--

■ 申告準備に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 001	戸籍謄本で相続人の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・被相続人の改製原戸籍謄本、戸籍(除籍)謄本等をもとに相続関係説明図を作成し、法定相続人を把握し、各人の法定相続分を確認した。
	H22 002	遺言書の有無を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・公正証書による遺言書の内容を確認した。
	H22 003	相続放棄、限定承認、遺贈等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・平成〇年〇月〇日相続人〇〇〇〇が〇〇家庭裁判所に相続放棄を申述したことを確認した。
	H22 004	遺産分割協議書の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 005	相続人全員の印鑑証明書はそろっているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 006	相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の確認をしたか。基礎控除額以下の贈与についても確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・贈与税申告書控から贈与財産の贈与年月日、財産、金額を確認して、相続開始前3年以内の贈与財産を加算した。 「 4 相談に応じた事項」 ・相続人から相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産(財産名を具体的に記載)について相談を受けたので、相続財産に加算する必要があることを説明し、その事実を基礎控除以下の贈与も含め確認したうえで、適正に処理した。
	H22 007	・相続人の中の未成年者の有無の確認をしたか。 ・未成年者の相続税額から引き切れない未成年者控除額を、その未成年者の扶養義務者の相続税額から控除しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「 3 計算し、整理した主な事項」 ・被相続人の戸籍謄本により相続人〇〇〇〇が未成年者であることを確認した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 008	・相続人の中の障害者の有無の確認をしたか。 ・障害者の相続税額から引き切れない障害者控除額を、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・障害者手帳等で確認した。
	H22 009	相次相続控除の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・平成〇年〇月〇日に1次相続があり、今回は2次相続として相次相続控除ができることを1次相続の相続税申告書控で確認し、適正に計算した。
	H22 010	在外財産に対する相続税額の控除の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・海外にある相続財産(具体的に名称記載)に対し、相続税に相当する税が課されたので、課税通知書等により確認したうえで外国税額控除の対象とした。
	H22 011	相続時精算課税選択届出書の有無の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・特定贈与者から贈与を受けた財産を確認し、平成〇年〇月〇日に提出されている相続時精算課税届出書により贈与時の価額で相続財産に加算した。

■ 検討項目 (相続財産)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 不動産 (土地・建物)	H22 012	未登記の不動産の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・不動産登記簿謄本(登記事項証明書)と固定資産税評価証明書、あるいは納税通知書と照合し、未登記物件や共有物件に留意して確認した。
	H22 013	不動産の中の共有物の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 014	先代名義の未分割不動産の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 015	他の都道府県、市町村に所在する不動産の確認をしたか。また、国外に所有する不動産の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 016	借地権・耕作権等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 017	借地権の設定等がある土地について「土地の無償返還に関する届出書」の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 018	農地・山林等の縄延びの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇森林組合の山林現況証明に基づいて台帳面と照合し、山林の縄延びの確認をし、適正に計算した。
	2 事業(農業)用 財産	H22 019	事業用財産・農業用財産の確認をしたか。 (未収穫の農産物等の確認をしたか。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
3 有価証券	H22 020	株式・出資金・公社債・貸付信託等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・株式、出資金は発行会社から送付される株主総会招集通知や配当支払明細などの資料と照合確認した。 ・家族名義となっている有価証券について、家族名義の原因、利息配当等の受取状況、登録印鑑などを確認し、相続財産に加算すべきものとそうでないものを区分した。
	H22 021	増資等による株式の増加分・端株の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 022	新株引受権、配当期待権の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 023	被相続人に帰属する有価証券等の確認をしたか。(被相続人の名義でないものおよび無記名のものを含む)	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
4 現金・預貯金	H22 024	銀行預金・郵便貯金等について、相続開始日現在の残高の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・相続開始日現在の銀行残高証明書と預金通帳及び預金証書を照合確認し、定期預金については経過利息を計算した。 ・預金通帳により相続開始前〇年間の動きを確認し、大口出金については用途などの検討を行った。 ・家族名義となっている預貯金について、管理状況を確認し、相続財産に加算すべきものとそうでないものを区分した。
	H22 025	既経過利息の計算の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 026	被相続人に帰属する現金・預貯金の確認をしたか。(被相続人の名義でないものを含む)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 027	相続開始前の現金・預貯金の動きを確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
5 家庭用財産	H22 028	家庭用財産の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・被相続人の自宅にある備品等の現況を確認し、取得時期及び取得価額を聴取して計上した。
6 生命保険金・退職手当金等	H22 029	生命保険金の確認及び受取人の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・生命保険金は、受取人と受取金額を生命保険証券と保険会社からの支払通知書により確認するとともに、保険料を被相続人が負担していたことを確認した。
	H22 030	生命保険契約に関する権利の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 031	被相続人が保険料を負担していた家族名義等の生命保険契約の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 032	退職金の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 033	退職金に準ずる弔慰金等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 立木	H22 034	樹種・樹齢等の標準価額の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇森林組合の山林現況証明に基づいて整理した。
8 その他の財産	H22 035	貸付金、前払金等の確認をしたか。(主宰会社との取引に注意。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・所得税確定申告書及び決算書の控により貸付金の有無を確認した。
	H22 036	自動車・バイク・船舶等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現物と車検証あるいは証明書類等を確認し、取得時期及び取得価額を聴取して計上した。
	H22 037	貴金属・書画・骨董等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・精通者(具体的な名称を記載するとよい)の意見書に基づいて評価した。
	H22 038	ゴルフ会員権・リゾートクラブ会員権等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・会員証書、預託金証書等を確認して、会員権等の形態に応じて評価した。
	H22 039	庭園設備の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現況を確認し、写真を整理して精通者の意見に基づいて計上した。
	H22 040	未収給与・未収配当金・未収年金の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・相続開始前の預金通帳の入金状況を検討し、未収金の有無を確認した。
	H22 041	未収地代・未収家賃・未収入院給付金等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 042	電話加入権の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 043	著作権・特許権・営業権等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・所得税確定申告書により有無を確認した。
	H22 044	準確定申告の還付金の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・国税還付金振込通知書等により還付金を確認した。
	H22 045	損害保険契約の保険積立金の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・損害保険会社より計算書を取り寄せ確認し、あわせて保険料負担者も確認した。
	H22 046	その他の財産の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 検討項目（債務・葬式費用）

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 債務	H22 047	借入金・未払金等の債務の確認をしたか。 (主宰会社との取引に注意。)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・クレジットカードの利用明細書によって未払金及び借入金を確認した。
	H22 048	連帯債務の場合はその負担割合を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 049	未納税金等の確認をしたか。 (準確定申告の所得税等)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・未納税金等は、納税通知書及び納付した領収書により確認した。
	H22 050	預り金(敷金・保証金等)の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・預り保証金は、賃貸借契約書により確認した。
2 葬式費用	H22 051	葬式費用の範囲と計上した金額は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・通夜及び葬式費用は領収書によって確認し、香典返戻費用や法要費用は除外した。
3 その他	H22 052	回収不能になっている保証債務の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 053	未履行の贈与契約の目的となっている財産はないか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

■ 検討項目（財産評価）

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 土地	H22 054	土地の現況地目の判定は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地で現況地目及び利用状況を確認した。
	H22 055	実測面積での評価の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 「5 その他」 【税理士として見解を述べる内容も多く、記載すべきケースが多い。】
	H22 056	路線価・倍率方式での評価地の場所の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 宅地	H22 057	貸宅地の場合、その土地に存する権利に基づいた評価を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・賃貸借契約書を確認し、借地権割合を検討し、評価を行った。
	H22 058	貸家建付地の借地権割合及び借家権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 059	借地権の借地権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 060	地上権の法定地上権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 061	2以上の路線に面する場合、正面路線の判定は奥行価格補正率を乗じた後に行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地で地積、地形及び利用状況を確認し、公図と実測図により判定して評価した。
	H22 062	地区の異なる2路線に面する場合の正面路線の判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 063	間口が狭い宅地等や奥行が長大な宅地の「間口狭小補正率」「奥行長大補正率」の調整率の判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 064	不整形地は、かげ地割合等に基づき「不整形地補正率」により判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・不整形地については現状と測量図を確認し、不整形地補正率と間口狭小補正率、奥行長大補正率の併用との比較検討を行い評価した。
	H22 065	無道路地やがけ地の評価の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 066	私道に関しては、道路の現況より利用状況にて判定を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 067	セットバックの可否について判定を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 068	倍率方式による評価は評価倍率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 069	広大地の評価は要件を満たしているか確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 070	都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価は補正率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 071	特定路線価の設定に当たって、「特定路線価設定申出書」の提出を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 072	棚卸資産である不動産の評価は適正であるか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
3 農地 (田・畑)	H22 073	農地(田・畑)の区分、都市計画法による区分及び農地法等による区分にて評価上の区分確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇市役所において都市計画法あるいは農地法の確認を行った。
	H22 074	市街地農地は、宅地造成費相当額を控除したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・市街地農地に該当することを現況確認し、宅地造成費相当額を控除した。
	H22 075	市街地周辺農地は、20%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 076	中間農地・純農地は、評価倍率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 077	生産緑地は、規定に基づく減額等を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 078	貸し付けられている農地は、耕作権又は永小作権等の価額を控除したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 079	耕作権は、農地法の許可を受けているかの確認後、減額を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 080	永小作権は、永小作権割合を乗じて行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 081	農業投資価格の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
4 山林 (原野・牧場・池沼)	H22 082	市街地山林は、宅地造成費相当額を控除したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 083	中間・純山林は、評価倍率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 084	保安林・貸し付けられている山林・分収林等の評価方法の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
5 鉱泉地	H22 085	固定資産税評価額の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
6 雑種地	H22 086	評価地の状況を確認し類似する付近の土地の価額との確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 087	貸し付けられている雑種地の評価にあたって、賃貸借契約の内容及び利用状況等の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 その他の土地	H22 088	ゴルフ場用地、評価地が市街化区域であるか又はそれに近接するか等の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 089	遊園地、運動場、競馬場その他これらに類似する施設の用に供する土地についてそれぞれの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 家屋・構築物	H22 090	固定資産税評価額の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・登記事項証明書等と固定資産税評価証明書、あるいは納税通知書と照合し、現地で利用状況を確認して評価した。
	H22 091	貸家について、借家権割合の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・貸家について課税時期の貸付割合を確認し、借家権割合の評価減の可否を検討し、評価を行った。
	H22 092	借家権について、その権利が取引される慣行である地域かの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 093	建築中の家屋は、費用現価の確認及び30%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 094	門・塀等の設備は、再建築価額の算定及び定率法による減価償却控除を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 095	庭園設備等は、調達価額の確認及び30%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
9 事業(農業)用財産	H22 096	決算書に基づき確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業はすでに子どもに承継しており、被相続人の相続財産に該当しない。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
10 有価証券	H22 097	(上場株式等) ・課税時期の終値及び3ヶ月の終値の月平均額との低い価額を選択したか。 ・利付債・割引債を額面で評価していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・上場株式等については、課税時期の終値及び3ヶ月の終値の月平均額との低い価額を選択した。
	H22 098	(取引相場のない株式(出資)) ・会社の規模及び株主の態様に応じ評価方式の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取引相場のない株式については、(株)○ ○会社の決算書・法人税申告書・株主名簿等を確認し、その態様に応じて株式の評価を行った。
	H22 099	自社株式の保有の有無について確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・○○○○により確認し、評価方式の規定に基づいて評価した。
	H22 100	特定評価会社の該当について確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	【自己株式の場合であれば、株主名簿あるいは貸借対照表及びその明細により確認し、……。】
	H22 101	類似業種の業種区分の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	【評価作業におけるポイントとなる事項について、何を、何のために、いかに確認したのか、具体的に記載する。】
	H22 102	法人資産として計上されていない借地権等がないかの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 103	機械等に係る割増償却額の修正計上を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 104	法人の受取生命保険金及び生命保険の権利評価の資産計上を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 105	繰延資産を資産計上していないか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 106	準備金、引当金を負債計上していないか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 107	死亡退職金が負債計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 108	受取生命保険金の保険差益について、法人税相当額が負債計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 109	未納租税公課が負債計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 110	3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・不動産鑑定士の評価に基づいて計上していることを確認した。
H22 111	営業権の計上について確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No		
11 立木	H22 112	評価に当たっては、森林地の地積調査を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・○○森林組合の山林現況証明に基づいて評価した。
	H22 113	森林地域ごとの標準価額を基に評価している確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 114	立木価額の85%相当額によって評価している確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 115	森林法等に基づき制限を受ける保安林等の立木については伐採区分により控除を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
12 ゴルフ 会員権等	H22 116	会員権の種類に応じた区分を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 117	取引相場のあるもののうち、預託金等の返還を受ける時期に応じた区分により計算を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 118	通常の取引価格の70%相当額を計上しているか、又、通常の取引価格の確認を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 119	取引相場のないもののうち、株主会員については、財産評価基本通達に基づいて評価した株式の価額で行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 120	プレー権しかないものについては、評価の対象から除いたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 121	その他の会員権も確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
13 抵当証券	H22 122	抵当証券業者が販売するものと、それ以外のものとに区分して評価したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
14 書画骨董品	H22 123	販売業者の有するものは棚卸商品として計上したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 棚卸明細書と照合確認した。
	H22 124	売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 125	骨董品・美術品台帳を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
15 生命保険契約 に関する権利	H22 126	解約返戻金の額により評価したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 保険会社の計算書類で返戻金を確認し、あわせて預金通帳により保険料負担者も確認した。
	H22 127	解約返戻金以外に支払われることとなる前納保険料額、剰余金の分配額を合計したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
16 定期金に 関する権利	H22 128	定期金給付事由が発生している場合、発生していない場合等に応じて、解約返戻金相当額と一時金相当額等との比較が適正に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 定期金給付事由が発生していないことを確認して、解約返戻金相当額を評価額とした。

■ 検討項目（特例）

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
1 小規模宅地等	H22 129	相続人等が申告期限まで事業や居住を継続しない宅地に特例を適用していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・ どの宅地を選択すべきかについて相談を受け、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が居住又は事業の用に供していた宅地について検討し、「特定居住用宅地等」「特定同族会社事業用宅地等」の適用を受けられるかどうか検討し、必要な書類が整っているかを確認した。
	H22 130	一の宅地の共同相続の場合は取得者ごとに適用要件を判定したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 131	宅地の上に存する一棟の建物のうち居住用と貸付用とがある場合は用途ごとに適用要件を判定したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 132	不動産貸付用(不動産業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業)の宅地等について、特定事業用宅地等として80%減をしていないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・小規模宅地等の適用については、居住用と事業用の選択を説明した結果、取得者、継続条件等も含め相続人が選択した。 ・被相続人が営んでいた不動産賃貸業は、小規模宅地等の適用において事業に該当すると判断した。 【判断理由等も記載すべき】
	H22 133	特定居住用宅地は主として居住の用に供されていた一の宅地等にのみ適用したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 134	面積制限の計算を適正にしているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 135	未分割の宅地を適用していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 136	特例の適用を受ける場合は必要な書類を添付しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 特定事業用資産	H22 137	特例を適用する場合に必要な書類を添付しているか。	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・事業はすでに子どもに承継しており、被相続人の相続財産に該当しない。
3 納税猶予	H22 138	贈与税の納税猶予の特例を受けた非上場株式等の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 139	非上場株式等について相続税の納税猶予の特例適用要件を確認し、適用を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 140	贈与税の納税猶予の特例を受けた農地等の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 141	農地等について相続税の納税猶予の特例適用要件を確認し、適用を検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

業務チェックリストの有効活用（参考例）

業務チェックリスト
〔 贈 与 税 用 〕

所 轄	
納 税 者 名 (受 贈 者)	
平成 年分	(贈与日) 平成 年 月 日
贈与者 (続柄)	
平成 年分	(贈与日) 平成 年 月 日
贈与者 (続柄)	
法 33条 の 2	有 ・ 無

年 月 日

税 理 士					
-------------	--	--	--	--	--

■ 申告準備に関する事項

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 001	複数の者から贈与を受けていないかの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 002	贈与者と受贈者との関係をもとに適用法令の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 贈与者と受贈者のお互いの関係を戸籍謄本・住民票により確認した。
	H22 003	受贈者がその財産を取得したときにおいて、日本国内に住所があるかどうか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 受贈時の住所を住民票・パスポートで確認し、贈与の時に日本国内に住所があったことを確認した。
	H22 004	登記済証・贈与証書等により贈与事実の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 贈与証書・登記済証・通帳等で贈与事実の確認をした。
	H22 005	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度について検討したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
配偶者控除適用の場合	H22 006	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間が通算20年以上であることの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 戸籍謄本(抄本)を入手し、婚姻期間20年以上の事実確認をした。
	H22 007	居住用不動産の贈与であることの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 居住用不動産の取得の事実を登記簿謄本・住民票等で確認した。
	H22 008	金銭贈与の場合、居住用不動産の取得に充てられていることの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 贈与された資金の動きを通帳・振込明細書により確認し、居住用不動産の取得に充当されたことを確認した。
相続時精算課税適用の場合	H22 009	「住宅取得等資金の贈与の特例(暦年課税)」を適用していないことの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 暦年課税と相続時精算課税の取扱を説明し、過去における贈与税の申告の有無及び内容を確認した。
	H22 010	受贈者が贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で贈与者の子である推定相続人(代襲相続人を含む)であることの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・ 戸籍謄本・住民票等で受贈者の年齢が20歳以上であることを確認した。

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 011	贈与者が贈与をした年の1月1日において65歳以上であることの確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合は不要)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・戸籍謄本、住民票等で、贈与者が65歳以上であることを確認した
	H22 012	新築又は増築等をした住宅用家屋の登記簿上の床面積は50㎡以上であることの確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・新築物件または増築物件の登記簿謄本(登記事項証明書)を検討し、床面積が50㎡以上であることを確認した。
	H22 013	取得した住宅用家屋は建築後使用されたことのないもの又はその取得の日前20年以内(耐火建築物は25年以内)に建築されたものかの確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・建物登記簿謄本・請負契約書等を検討し、20年(または25年)以内に建築されたものかどうかを確認した。
	H22 014	取得した住宅用家屋が築後20年(25年)を超えている場合、新耐震基準適合住宅であることの確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・耐震基準適合証書を検討し、新耐震基準適合建物であることを確認した。
	H22 015	増改築等の工事の内容について確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・増改築等をした工事について、建築基準法の条文に該当する要件、大規模の模様替え等であることを検討し確認した。
	H22 016	増改築等の工事に要した費用の額が100万円以上であることの確認をしたか。 (住宅取得等資金特別控除の特例を適用する場合のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・増改築等に係る見積書、請求書、領収書を検討し、費用の額が100万円以上であることを確認した。
	H22 017	「相続時精算課税選択届出書」は作成されているか確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・添付書類である「相続時精算課税選択届出書」の内容を検討確認した。

■ 検討項目 (財産評価)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 土地	H22 018	土地の現況地目の判定は適正か。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地で現況地目及び利用状況を確認した。
	H22 019	実測面積での評価の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 020	路線価・倍率方式での評価地の場所の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
2 宅地	H22 021	貸宅地の場合、その土地に存する権利に基づいた評価を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・賃貸借契約書を確認し、借地権割合を検討し、評価を行なった。
	H22 022	貸家建付地の借地権割合及び借家権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 023	借地権の借地権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 024	地上権の法定地上権割合の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 025	2以上の路線に面する場合、正面路線の判定は奥行価格補正率を乗じた後に行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地で地積、地形及び利用状況を確認し、公図と実測図により判定して評価した。
	H22 026	地区の異なる2路線に面する場合の正面路線の判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 027	間口が狭い宅地等や奥行が長大な宅地の「間口狭小補正率」「奥行長大補正率」の調整率の判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 028	不整形地はかげ地割合等に基づき「不整形地補正率」により判定を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・不整形地については現状と測量図を確認し、不整形地補正率と間口狭小補正率・奥行長大補正率の併用との比較検討を行い評価した。
	H22 029	無道路地やがけ地の評価の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 030	私道に関しては、道路の現況より利用状況にて判定を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 031	セットバックの可否について判定を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 032	倍率方式による評価は評価倍率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 033	広大地の評価は要件を満たしているか確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 034	都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価は補正率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 035	特定路線価の設定に当たって、「特定路線価設定申出書」の提出を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 036	棚卸資産である不動産の評価は適正であるか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
3 農地 (田・畑)	H22 037	農地(田・畑)の区分、都市計画法による区分及び農地法等による区分にて評価上の区分確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇市役所において都市計画法あるいは農地法の確認を行った。
	H22 038	市街地農地は、宅地造成費相当額を控除したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・市街地農地に該当することを現況確認し、宅地造成費相当額を控除した。
	H22 039	市街地周辺農地は、20%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 040	中間農地・純農地は、評価倍率の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 041	生産緑地は、規定に基づく減額等を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 042	貸し付けられている農地は、耕作権又は永小作権等の価額を控除したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 043	耕作権は、農地法の許可を受けているかの確認後、減額を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 044	永小作権は、永小作権割合を乗じて行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 045	農業投資価格の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
4 山林 (原野・牧場・池沼)	H22 046	市街地山林は、宅地造成費相当額を控除したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地確認を行い、現況に応じた評価を行った。
	H22 047	中間・純山林は、評価倍率の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 048	保安林・貸し付けられている山林・分収林等の評価方法の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
5 鉱泉地	H22 049	固定資産税評価額の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・鉱泉地としての確認を行い評価計算を行った。
6 雑種地	H22 050	評価地の状況を確認し類似する付近の土地の価額との確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地確認を行い、現況に応じた評価を行った。
	H22 051	貸し付けられている雑種地の評価に当たって、賃貸借契約の内容及び利用状況等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
7 その他の土地	H22 052	ゴルフ場用地、評価地が市街化区域であるか又はそれに近接するか等の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・現地確認を行い、現況に応じた評価を行った。
	H22 053	遊園地、運動場、競馬場その他これらに類似する施設の用に供する土地についてそれぞれの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
8 家屋・構築物	H22 054	固定資産税評価額の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・登記事項証明書等と固定資産税評価証明書、あるいは納税通知書と照合し、現地で利用状況を確認して評価した。
	H22 055	貸家について、借家権割合の確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 056	借家権について、その権利が取引される慣行である地域かの確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 057	建築中の家屋は、費用現価の確認及び30%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 058	門・塀等の設備は、再建築価額の算定及び定率法による減価償却控除を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 059	庭園設備等は、調達価額の確認及び30%評価減を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 060	決算書に基づき確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
9 事業(農業)用財産	H22 060	決算書に基づき確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・決算書の内容を検討し財産としての評価を行った。
10 有価証券	H22 061	(上場株式等) ・課税時期の終値及び3ヶ月の終値の月平均額との低い価額を選択したか。 ・利付債・割引債を額面で評価していないか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・上場株式等については、課税時期の終値及び3ヶ月の終値の月平均額との低い価額を選択した。

科目等	No.	主 な 項 目	チェック	摘 要
	H22 062	(取引相場のない株式(出資)) ・会社の規模及び株主の態様に 応じ評価方式の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・取引相場のない株式については、(株)〇〇会社の決算書・法人税申告書・株主名簿等を確認し、その態様に 応じて株式の評価を行った。 ・取引相場のない株式については、発行会社である(株)〇〇会社に依頼して株式評価を行った。
	H22 063	自社株式の保有の有無について確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇〇〇により確認し、評価方式の規定に基づいて評価した。
	H22 064	特定評価会社の該当について確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	【自己株式の場合であれば、株主名簿あるいは貸借対照表及びその明細により確認し、……。】
	H22 065	類似業種の業種区分の確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	【評価作業におけるポイントとなる事項について、何を、何のために、いかに確認したのか、具体的に記載する。】
	H22 066	法人資産として計上されていない借地権等がないかの確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 067	機械等に係る割増償却額の修正計上を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 068	法人の受取生命保険金及び生命保険の権利評価の資産計上を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 069	繰延資産を資産計上していないか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 070	準備金、引当金を負債計上していないか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 071	未納租税公課が負債計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 072	3年以内に取得した土地建物等は、「通常の取引価額」で計上されているか確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・不動産鑑定士の評価に基づいて計上していることを確認した。
	H22 073	営業権の計上について確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
11 立木	H22 074	評価に当たっては、森林地の地積調査を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・〇〇森林組合の山林現況証明に基づいて評価した。
	H22 075	森林地域ごとの標準価額を基に評価している確認をしたか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 076	森林法等に基づき制限を受ける保安林等の立木については伐採区分により控除を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
12 ゴルフ 会員権等	H22 077	会員権の種類に応じた区分を確認したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・会員証書・預託金証書等を確認して、会員権等の形態に応じて評価した。
	H22 078	取引相場のあるもののうち、預託金等の返還を受ける時期に応じた区分により計算を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 079	通常の取引価格の70%相当額を計上しているか、また、通常の取引価格の確認を行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
	H22 080	取引相場のないもののうち、株主会員については、財産評価基本通達に基づいて評価した株式の価額で行ったか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 081	プレー権しかないものについては、評価の対象から除いたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 082	その他の会員権も確認をしたか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
13 抵当証券	H22 083	抵当証券業者が販売するものと、それ以外のものとに区分して評価したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
14 書画骨董品	H22 084	販売業者の有するものは棚卸商品として計上したか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・棚卸明細書と照合確認した。
	H22 085	売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
	H22 086	骨董品・美術品台帳を確認したか。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	
15 保険契約等	H22 087	課税時期(満期・解約したとき)の払戻金相当額の確認を行ったか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・保険会社の計算書類で返戻金を確認し、あわせて預金通帳にて保険料負担者も確認した。
16 定期金に関する権利	H22 088	定期金給付事由が発生している場合、発生していない場合等に応じて、解約返戻金相当額と一時金相当額等との比較が適正に行われているか。	<input checked="" type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No	「3 計算し、整理した主な事項」 ・定期金給付が発生している有期定期金であることを確認し、 ① 解約返戻金 ○○円 ② 一時金の給付金額 ○○円 ③ 予定利率による金額 ○○円 のうち、多い解約返戻金の額を評価額とした。

■ 検討項目 (特例)

科目等	No.	主な項目	チェック	摘要
1 納税猶予	H22 089	非上場株式等の贈与税の納税猶予制度について適用要件を確認したか。 (一定の事前確認・認定が必要)	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	「4 相談に応じた事項」 ・対象となる資産の贈与ではない。
	H22 090	農地等の贈与税の納税猶予制度について適用要件を確認したか。 (農業委員会への申請等)	<input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	

※ このチェックリスト以外の項目についてもご検討ください。

添付書面記載事例集

「<増補改訂版>書面添付制度実務マニュアル」更新

税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の記載事例を税目別に例示しております。

税理士は申告書等を作成するにあたって、納税義務の基礎となる事実の認定や租税法の解釈を行う、税務の専門家としての責任と権限を有しています。したがって、個々の税理士が、租税債務を確定するまでに行った判断は尊重されなければなりません。

書面添付制度は、税理士業務の適正性を主張するため、税務官公署に意見を表明し、これを税務官公署が尊重するという制度です。添付書面は、申告書作成に係る税理士の心証を含め、どの程度の内容にまで関与したのか、どのように調製したのかなどを、個々の税理士の裁量で記載するものです。

掲載の記載例はあくまでも事例に基づいた参考例です。添付書面の作成にあたっては、実際に行った税理士業務に基づいて、添付書面の各欄に記載すべき事項を自ら判断し、具体的かつ正確に記載してください。

事例	税目	業種		頁
事例 1	所得税	不動産賃貸業	(賃貸マンション及び賃貸ガレージ)	1
事例 2	所得税	医業	(歯科医師)	6
事例 3	所得税 消費税	飲食業	(親子丼専門店)	12
事例 4	所得税 消費税	クリーニング業	(クリーニング店)	21
事例 5	法人税 消費税	紙加工品製造業	(化粧品箱等の紙製品の印刷製造業)	30
事例 6	法人税 消費税	金属製品製造業	(鉄工所)	39
事例 7	法人税 消費税	設備工事業	(電気工事業)	48
事例 8	所得税 (分離譲渡所得)			57
事例 9	所得税 (分離譲渡所得)			62
事例 10	相続税			67
事例 11	相続税			72
事例 12	贈与税			77

上記の事例は、設定された事業年度における法令等に基づいて作成されたものです。

当該事業年度以降の措置法改正等による引用条項の変更にご留意願います。

【税目】 所得税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

不動産賃貸業（賃貸マンション及び賃貸ガレージ）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

賃貸収入 34,234 千円

所得金額 8,580 千円

元入金 25,000 千円

青色専従者 1 名

消費税に関する事項 免税事業者に該当

3. 事業及び決算に関する状況

入居斡旋から契約等は不動産会社に委託している。

賃貸収入は、入居者が現金持参するものと銀行振込によるものがあり、その整理及び管理は専従者が行っている。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

家賃受取明細、振替伝票、現金出納帳、口座振替出納状況一覧表
賃貸借契約書綴

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

総勘定元帳、試算表、その他資料

(3) その他

依頼者が月一回事務所への資料持参による整理と記帳入力
年末調整業務

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎

書面作成に係る税理士 税理士 近 税 太 郎

所得 税 確 定 申 告 書 (2 1 年 分 ・ 年 月 日 事 業 年 度 分 ・) に 係 る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2

22年3月15日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		(有) (所得税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所 の 所 在 地	京都市 - - 電話 (075) -
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳、試算表、青色決算書、 固定資産台帳、源泉徴収簿、家賃集計表		現金出納帳、預金通帳、家賃受取明細、口座振替出納状況一覧表、振替伝票、領収書、請求書、給与明細、借入金返済予定表、賃貸借契約書
2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」と同じ		賃貸借契約書綴のうち当年入退居以外の賃貸借契約書

事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	賃貸料収入 ガレージ収入 礼金更新料	家賃の受取明細を検討し、口座振替出納状況一覧表、預金通帳を確認のうえ、家賃集計表を作成して当年の収入金額を適正に計上した。 また、年度末における前受分、未収分についても確認のうえ、適正に処理した。	家賃受取明細 現金出納帳 預金通帳
	雑収入	契約時における退去時未返還分の保証金、解約引分については、契約書を確認のうえ、当年の収入金額を適正に計上した。	賃貸借契約書 現金出納帳 預金通帳
	修繕費	請求書にて内容を精査し、資本的支出に該当しないか確認のうえ、適正に処理した。	請求書 領収書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

4 相談に応じた事項									
事 項	相 談 の 要 旨								
なし									
5 その他									
<p>専従者が家賃の管理及び入退居の管理を行い、家賃の受取明細、振替伝票を作成している。 また、毎月、依頼者が当事務所へ来所され、その都度、相談に応じている。</p> <p>申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認しており、証憑書類の保管、整理状況並びに記帳内容も良好である。</p> <p>なお、消費税の課税取引判定も慎重に行った結果、売上高の内、課税売上・非課税売上は次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当年における売上高</td> <td style="text-align: right;">34,234,238円</td> </tr> <tr> <td>内)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税売上高</td> <td style="text-align: right;">8,579,500円</td> </tr> <tr> <td>非課税売上高</td> <td style="text-align: right;">25,654,738円</td> </tr> </table>		当年における売上高	34,234,238円	内)		課税売上高	8,579,500円	非課税売上高	25,654,738円
当年における売上高	34,234,238円								
内)									
課税売上高	8,579,500円								
非課税売上高	25,654,738円								

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
家事関連費用	自動車関係、自宅関係分等の家事関連費用については、本年の事業用割合を依頼者に確認のうえ、必要経費から事業主勘定に振替えた。	

* 追加記載する事項

A

B	C	D

【税目】 所得税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

歯科医師

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

収入	41,500 千円		
	内訳	社会保険診療報酬	34,000 千円
		自由診療報酬	7,000 千円
		物品販売	500 千円
所得金額	17,000 千円		
元入金	24,000 千円		
従業員数	4 名 (青色専従者 1 名、従業員 3 名 内 1 名はパート)		
消費税に関する事項	免税事業者に該当		

3. 事業及び決算に関する状況

1 階が診療所、2 階が自宅になっている。

診療所兼自宅による家事関連費は、床面積あるいは利用割合による按分処理をした。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

現金出納帳、銀行帳、収入日報、棚卸明細表
給与台帳

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

上記 (1) の資料及び原始資料により仕訳帳試算表
総勘定元帳
決算書類

(3) その他

毎月 1 回訪問し、税務相談や記帳指導を行い、各種書類を整理している。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎
書面作成に係る税理士 税理士 近 税 太 郎

所得 税 確 定 申 告 書 (2 1 年 分 ・ 年 月 日 事 業 年 度 分 ・) に 係 る

受 付 印

税 理 士 法 第 3 3 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 添 付 書 面

3 3 の 2

2 2 年 3 月 1 5 日

税 務 署 長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (所得 税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	歯科医院
	住所又は事務所 の 所 在 地	大阪市 - - 電話 (0 6) -

私 (当 法 人) が 申 告 書 の 作 成 に 関 し 、 計 算 し 、 整 理 し 、 又 は 相 談 に 応 じ た 事 項 は 、 下 記 の 1 から 4 に 掲 げ る 事 項 で あ り ま す 。

1 自 ら 作 成 記 入 し た 帳 簿 書 類 に 記 載 さ れ て い る 事 項

帳 簿 書 類 の 名 称	作 成 記 入 の 基 礎 と な っ た 書 類 等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、青色申告書、源泉徴収簿、固定資産台帳	現金出納帳、銀行帳、普通預金通帳、棚卸明細表、給与台帳、収入日報、請求書綴、領収書綴

2 提 示 を 受 け た 帳 簿 書 類 (備 考 欄 の 帳 簿 書 類 を 除 く 。) に 記 載 さ れ て い る 事 項

帳 簿 書 類 の 名 称	備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、社会保険診療報酬支払基金からの振込通知書・支払調書、国民健康保険団体連合会からの振込通知書・合計書	

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	収入	患者負担金と物品販売等の窓口収入は、現金出納帳と収入日報を確認して適正に区分し、さらに自由診療収入の計上漏れがないか留意した上で適正に計上した。 社会保険診療報酬については、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会からの振込通知書と預金通帳の入金を確認し、控除されている源泉所得税に留意して計上した。	収入日報、現金出納帳、振込通知書、支払調書、合計書 自費収入の計上漏れがないか留意した。 源泉徴収された所得税に留意した。
	仕入高、委託費	薬品等の年度末の仕入は、請求書を確認して帳端分に留意して計上した。	請求書等 帳端分に留意した。
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	収入の減少	新規開業者が近隣に増加した為、前年と比べ診療報酬等が、千円減少した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
青色専従者給与の金額について	<p>現在、業務に従事している配偶者への適正給与額について相談を受けた。</p> <p>青色事業専従者給与に関する届出書で届け出ている給与の金額を確認した上で、青色専従者給与の意味内容を再度説明し、診療所の診療収入の増減及び妻が従事する業務内容を確認し、他の従業員の給与及び診療所の収入や事業規模等総合的に検討した結果、現在支給している金額で問題ない旨回答した。</p> <p>依頼者は理解した。</p>
社会保険診療報酬に係る必要経費の選択適用について	<p>措置法 26 条の概算経費率の適用について相談を受けたので、実額経費と措置法 26 条の概算経費の適用要件等を説明し、依頼者の理解を得たうえで、実額経費を選択した。</p>

5 その他	
<p>現金出納帳などの記帳と書類整理は主に青色事業専従者である妻が担当し、記帳内容は良好であり、原始資料の保存も確実である。</p> <p>なお、申告書及び添付書面の作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い、項目全般にわたって確認している。</p>	
当年における収入	41,500,000 円
内) 社会保険診療報酬	34,000,000 円
自由診療報酬	7,000,000 円
物品販売	500,000 円

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項		
B 帳簿書類の名称	C 備考	D
給与所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書		

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区分	C 事項	D 備考
付随収入等	報酬の支払調書・源泉徴収票を確認のうえ、それぞれ事業所得（雑収入）給与所得として計上した。	給与所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

(4 / 4)

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区分	C 事項	D 備考
家事関連費		依頼者に確認の上、事業用と家事用を区分する基準に留意した。 証憑書類等
水道光熱費	電気代については、診療所の使用(動力等)が多いため 85%を事業用、他の水道光熱費は 25%を事業用とした。	
通信費	電話は使用割合により 50%を事業用とした。	
接待交際費	領収書の内容を確認し、家事費部分は事業主勘定に振り替えた。	領収書

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区分	C 事項	D 備考
減価償却費	建物本体は床面積按分により事業用とし、車両は往診もあるので 80%を事業用とした。	
固定資産税	土地・建物については、それぞれ面積按分により事業用とした。	
火災保険料	建物については、床面積按分により事業用とした。	

(4 / 4)

【税目】 所得税及び消費税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

飲食業（親子丼専門店）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

売上高 70,000 千円

所得金額 8,500 千円

元入金 7,000 千円

従業員数 7 名（青色専従者 2 名、正社員 1 名、アルバイト 4 名）

消費税に関する事項

- ・ 基準期間（19 年分）の課税売上 47,000 千円
- ・ 簡易課税を選択。22 年分以降は、基準期間（20 年分）の課税売上が 5,000 万円を超えるため原則課税
- ・ 税込経理方式から税抜経理方式に変更

3. 事業及び決算に関する状況

店は親子丼専門店で、“安くてうまい店”と関西地区で高い評判がある。店には常に行列ができ、マスコミの取材も時折受ける。食材についてもかなりのこだわりがある。

店舗は賃貸物件で、住居とは別である。

売上としての自家消費は計上なし。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

収支日記帳、食券販売機から打出す売上日報

給与台帳

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

上記資料に基づくコンピューター入力による総勘定元帳、試算表

決算書類

源泉徴収簿

(3) その他

試算表は、毎月作成し、報告している。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎

書面作成に係る税理士 税理士 近 税 太 郎

所得 税 確 定 申 告 書 (2 1 年 分 ・ 年 月 日 事 業 年 度 分 ・) に 係 る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2

22年3月15日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (所得 税 ・ 消 費 税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	うまい井
	住所又は事務所 の 所 在 地	神戸市 - - 電話 (078) -

私 (当 法 人) が 申 告 書 の 作 成 に 関 し、 計 算 し、 整 理 し、 又 は 相 談 に 応 じ た 事 項 は、 下 記 の 1 から 4 に 掲 げ る 事 項 で あ り ま す。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、青色決算書、源泉徴収簿、固定資産減価償却内訳書	収支日記帳、預金通帳、食券販売機から打出される売上日報、請求書綴、領収書綴、棚卸明細書、給与台帳、借入金返済明細、カードご利用代金明細書

2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記1の「作成記入の基礎となった書類等」と同じ	

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			.	.		.

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売 上 現 金	食券販売機の売上日報により計上している。掛売りは一切なく、すべて食券販売機によっており、売上金は2日ごとに普通預金に入金し、入金後の手許現金がつり銭を含め20万円として管理していることを確認した。	収支日記帳、売上日報、預金通帳
	仕入高	12月締後の納品分を納品書等により計上した。また、毎年の計上方法の継続性もあわせて確認した。	21年12月納品書・請求書 22年1月納品書・請求書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上の増加	6月より、創作親子丼のメニューを加えた結果、特に女性客にヒットし、下半期に売上が増加。	
	売上総利益率の低下	鳥インフルエンザの影響により“より信用ある”鶏肉を仕入れるため、仕入先を変更した結果、仕入単価が上昇。	
給料賃金の減少 青色専従者給与の増加	4月より長男 への専従者給与の支給による増加と、アルバイト2名の削減による給料賃金の減少。		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	税込経理方式より 税抜経理方式に変更	22年分より簡易課税不適用となること、損益とは別に消費税を預り金として認識したいという理由で、21年分より、従来の税込経理から税抜経理に変更した。	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
青色専従者給与の支給について	<p>4月より長男 が、店の仕事をする事になったため、給料の適正額について相談があった。経験年数と業務内容、また他の従業員の給料や世間相場を考慮し、当初は月額20万円、賞与は夏1ヶ月冬2ヶ月ぐらいが適正ではないかと回答し、「青色専従者給与に関する届出書」を作成し、提出した。</p> <p>高校生の長女 が、休日に店を手伝っているので、アルバイト料の支給について相談があった。所得税法57条1項の青色専従者給与の意義を説明し、支給しても経費とならない旨説明した。</p>
5 その他	
<p>店主の経営方針により、掛売りを一切しない親子丼専門店である。現金管理、証憑書類の保管、整理状況も良好であり、店舗と自宅が分かれていることから、事業費用と家事関連費が区分されている。</p> <p>専従者である が毎日収支日記帳の記帳を行い、翌月の5日前後に事務所へ資料等を持参。当事務所はそれによって試算表を作成、10日前後に自宅に郵送している。月々の疑問点もその時点で、すぐに解決している。</p> <p>なお、親子丼という単品商売をしていることから、家族や従業員は「飽き飽きしている」ので試食以外に食することがないため、売上としての自家消費は計上していない。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
棚卸資産	年未年始(12/28~1/3)は休業するため、主要材料(鶏肉、卵、玉ねぎ等)の在庫を持たず、調味料(砂糖、醤油、油)のみの計上である。	棚卸明細書
通信費	事業用の預金通帳から引落とされる携帯電話代の中にファミリー割引を利用するため長女の分が含まれていたため、その部分を事業主勘定として処理した。	携帯電話代請求内訳

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
減価償却費 固定資産除却損	期中に買換え取得した食器洗浄器を措置法28条の2中小企業者の少額減価償却資産として処理した。 以前からの洗浄器は廃棄し、その処理料を含めて未償却残高を除却損として計上した。	請求書・領収書

(4 / 4)



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 3 月 15 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (所得稅・消費稅) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	うまい井
	住所又は事務所 の 所 在 地	神戸市 - - 電話 (078) -

私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、青色決算書、 固定資産減価償却内訳書	収支日記帳、預金通帳、食券販売機から打出される 売上日報、請求書綴、領収書綴、棚卸明細書、給与 台帳、借入金返済明細、カードご利用代金明細書、 棚卸明細書

2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 と同じ	

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			.	.		.

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	事業区分	<p>店内での飲食は4種事業で、持帰り弁当については3種事業として、それぞれ課税売上を計算した。</p> <p>事業区分については、食券販売機から打ち出される売上日報及び収支日記帳により、確認した。</p>	食券販売機から打ち出される売上日報
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	<p>税込経理方式より 税抜経理方式に変更</p>	<p>22年分より簡易課税不適用となること、損益とは別に消費税を預り金として認識したいという理由で、21年分より、従来の税込経理から税抜経理に変更した。</p>	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
消費税額の負担について	平成 20 年分の売上が 5,000 万円を超えるため、22 年分より簡易課税方式から原則課税方式により計算することとなることを説明した。 負担額についての質問があったので、計算方法のしくみについて解説し、予定納税額のシミュレーションを作成し回答した。
5 その他	
簡易課税方式及び期末一括税抜経理方式を選択。 請求書等の保存状況は良好であり、22 年分よりの準備はできている。	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)

【税目】 所得税及び消費税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

クリーニング業（クリーニング店）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

売上高	31,800 千円		
	内訳	クリーニング売上	31,500 千円
		自販機手数料	300 千円

所得金額 3,050 千円

元入金 18,500 千円

従業員数 4 名（青色専従者 1 名、従業員 1 名、パート 2 名）

消費税に関する事項

- ・ 基準期間の課税売上高 35,000 千円
- ・ 税込経理方式
- ・ 簡易課税制度選択届出書提出済

3. 事業及び決算に関する状況

配偶者に専従者給与として 2,400 千円支払っている。

自販機の飲料は手数料のみの収入である。

クリーニングドライ機を 120 万円で買い換えし、旧機械を下取処分している。

店舗は自宅と区分され、別物件である。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

現金出納帳及び銀行勘定帳、クリーニング顧客受払帳、請求書及び領収書

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

現金出納帳及び銀行勘定帳からの入力による総勘定元帳及び試算表
決算書類

(3) その他

月次では現金基準により処理し、決算において発生基準による。

書面作成税理士

〔パターン 2 開業税理士とその補助税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎

書面作成に係る税理士 補助税理士 近 税 花 子

所得 税 確 定 申 告 書 (2 1 年 分 ・ 年 月 日 事 業 年 度 分 ・) に 係 る

受 付 印

税 理 士 法 第 3 3 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 添 付 書 面

3 3 の 2

2 2 年 3 月 1 5 日

税 務 署 長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	補助税理士 近 税 花 子
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (所得 税 ・ 消 費 税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	クリーニング店
	住所又は事務所 の 所 在 地	奈良市 - - 電話 (0 7 4 2) -
私 (当 法 人) が 申 告 書 の 作 成 に 関 し 、 計 算 し 、 整 理 し 、 又 は 相 談 に 応 じ た 事 項 は 、 下 記 の 1 から 4 に 掲 げ る 事 項 で あ り ま す 。		
1 自 ら 作 成 記 入 し た 帳 簿 書 類 に 記 載 さ れ て い る 事 項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、固定資産台帳、青色決算書		現金出納帳、銀行勘定帳、預金通帳、請求書及び領収書、レジペーパー、クリーニング顧客受払帳、自販機手数料通知書、棚卸明細書
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、銀行残高証明書、飲料業者との契約書		

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高	〔クリーニング売上〕 現金入金は、レジペーパーと現金出納帳を照合し、普通預金の振込入金は預金通帳を確認して計上している。期末の売掛金は、顧客受払帳で確認して計上している。 〔飲料自販機手数料〕 飲料業者との契約書を確認し、毎月の通知書と入金状況を照合して計上している。期末未収金も適正に計上している。	翌期の入金状況に留意した。 期末の未収入金に留意した。
	貯蔵品	期末の洗剤等消耗品については毎年実地棚卸を行い貯蔵品として適正に計上している。	棚卸明細書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	退職金	20年勤務した従業員の退職により発生した。	
	機械装置・事業用資産損失	クリーニングドライ機1台の買い換えにより発生した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
機械の取得と下取処分	<p>クリーニングドライ機購入による買い換えとそれに伴う税務について相談を受けた。</p> <p>新規購入機械が1台160万円以上の場合には特別償却あるいは税額控除の適用があること、下取処分する機械はスクラップ化したことから、下取価額を雑収入に計上し、未償却残額が事業用資産損失として必要経費となることを回答した。</p> <p>その結果、購入機械の取得価額は120万円のため特別償却等の適用はなく、旧機械の事業用資産損失が 円発生した。</p>
5 その他	
<p>月次処理では現金及び預金管理にウエイトを置いて処理し、決算処理において売掛金・買掛金・未収金・未払金を計上する方式、月次は現金基準で、決算では発生基準により処理している。</p> <p>店舗は自宅と別物件であり、減価償却資産や支出費用は事業用と家事用が明確に区分されているので家事関連費の発生はない。</p> <p>申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
機械装置・ 事業用資産損失	取得価額は請求書を確認し、据付費を含めて適正に計上している。下取処分した機械はスクラップ化したことを確認したので、下取価額を雑収入に計上し、未償却残額を資産損失として適正に計上している。	スクラップ化していることに留意した。
青色専従者給与	妻の専従者給与は届出の範囲内での適正な金額を計上している。	
営業経費	期末の買掛金・未払金は、請求書を確認して計上している。	翌期の支払状況に留意した。

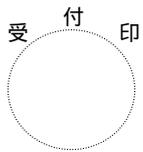
* 追加記載する事項

A

B C D

--	--	--

消費 税 確定 申告書 (年分 ・ 平成 21 年 1 月 1 日 事業年度分 ・) に係る
平成 21 年 12 月 31 日



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 3 月 15 日

税務署長 殿

整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	補助税理士 近 税 花 子
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (所得税 ・ 消費税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	クリーニング店
	住所又は事務所 の 所 在 地	奈良市 - - 電話 (0742) -
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
仕訳帳、総勘定元帳、試算表、固定資産台帳、貸借対照表、損益計算書		現金出納帳、銀行勘定帳、預金通帳、請求書及び領収書、レジペーパー、クリーニング顧客受払帳、自販機手数料通知書
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、銀行残高証明書、飲料業者との契約書		

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	課税売上高	売上について控除・相殺される経費があったので、課税売上高を加算修正した。	
	課税区分	クリーニングの売上は第5種事業に該当 自販機手数料収入は第5種事業に該当 機械下取処分金額は第4種事業に該当	
	みなし仕入率	みなし仕入率は原則どおり加重平均により算出した。	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

(2 / 4)

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
なし	
5 その他	
<p>新規購入機械があったが、簡易課税制度を選択しているため仕入税額控除の適用がないこと及び制度の仕組みについても再度説明し理解を求めた。今後、他の事業用資産購入のこともあり簡易課税制度選択不適用届出書の提出を検討することとした。</p> <p>申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)

【税目】 法人税及び消費税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

紙加工品製造業（化粧品箱等の紙製品の印刷製造業）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

売上高 300,000 千円

所得金額 6,000 千円

資本金 10,000 千円

従業員数 16 名

決算期 5 月末

消費税に関する事項

・ 基準期間の課税売上高 290,000 千円

・ 税抜経理方式

3. 事業及び決算に関する状況

設備（機械）が増加した。

自己株式の取得・消却があった。

子会社株式の売却があった。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

現金出納帳・売掛金元帳・仕入買掛金元帳・賃金台帳・受取手形帳、支払一覧表、棚卸表

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

振替伝票・決算書類・総勘定元帳・銀行帳・年末調整業務

(3) その他

試算表は毎月作成して、報告している。

書面作成税理士

〔パターン 2 開業税理士とその補助税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎

書面作成に係る税理士 補助税理士 近 税 花 子

法人 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 6 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 5 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 7 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎					
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -					
書面作成に 係る税理士	氏 名	補助税理士 近 税 花 子					
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -					
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号					
税務代理権限証書の提出		有 (法人税・消費税・源泉所得税) ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 代表取締役					
	住所又は事務所 の 所 在 地	大阪市 - - 電話 (06) -					
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。							
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項							
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等					
振替伝票、銀行帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳書、減価償却資産一覧表、法人事業概況説明書、個別注記表		現金出納帳、当座照合表、預金通帳、支払一覧表、売掛金元帳及び一覧表、賃金台帳、棚卸表、受取手形帳、仕入買掛金元帳、売上に係る請求書 (控) 及び納品書 (控)、株式譲渡契約書					
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項							
帳簿書類の名称		備 考					
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、銀行残高証明書、社内外注進状況表の 5/31 日分、借入返済予定表、タイムカード、取得資産に係る証憑書類							
事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売 上	期末の帳端分については、翌月分の請求書に計上されている売上のうち、決算日までに納品があったものを売上に計上した。	請求書(控)及び納品書(控)
	仕入・外注・製造経費	期末の帳端分については、翌月分に計上されている仕入等のうち、決算日までに納品等があったものを仕入等に計上した。	仕入・買掛金元帳
	棚卸資産	決算日において実地棚卸があったことを確認し、整理された棚卸表により報告を受けて計上した。	預け品に留意した。 棚卸表
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	租税公課の増加	不動産の購入により、登記費用(登録免許税等)642,800円と不動産取得税727,400円が発生し、また、固定資産税も増加した為。	
	資本金の減少	3,000,000円の減資、「4 相談に応じた事項」に記載したとおり。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

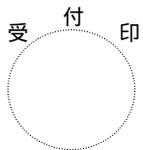
4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
自己株式の取得・消却	自己株式の取得と消却に関し、買取価額の相談があったので、株式評価により適正価額を計算した結果、3,000株で34,815,000円となること、それに伴い、みなし配当が発生し、源泉徴収しなければならない旨説明した。この説明に基づき、平成 年 月 日自己株式 3,000株を上記価額により購入し、同日、同株式を資本金 3,000,000円の減少により消却し、配当の源泉所得税を期限内納付している。
(株)の株式売却	子会社である (株)の株式 3,000株を売却するに際し、売却価額の相談があったので、株式評価により適正価額を計算した結果、3,000株で5,946,000円となることを説明した。これにより、平成 年 月 日に同株式 3,000株を上記金額により売却した。
5 その他	
<p>証憑書類の保管、整理状況は良好であり、毎月15日前後には試算表を作成することができるので、決算処理もスムーズに行うことができる。</p> <p>申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
給与・賃金手当	タイムカードと賃金台帳を突合せし、正しく処理されているか確認した。	タイムカード、賃金台帳
減価償却費	請求書より取得価額及びその資産の種類等の確認をしたうえで耐用年数表に基づき適正な耐用年数を適用し計算を行った。	請求書等
特別税額控除	<p>1. 機械の購入について、租税特別措置法 42 条の 6 の条件を満たしているか確認し、税額控除の計算を行った。</p> <p>2. 電子計算機等の購入について、租税特別措置法 42 条の 7 の条件を満たしているか確認し、税額控除の計算を行った。</p>	<p>請求書等</p> <p>請求書・見積書等</p>

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
有価証券売却益	「4 相談に応じた事項」に記載したとおり	
資本金の減少	同 上	

消費 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 6 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 5 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33 の 2

22 年 7 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎					
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -					
書面作成に 係る税理士	氏 名	補助税理士 近 税 花 子					
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -					
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号					
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (法人税・消費税) ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 代表取締役					
	住所又は事務所 の 所 在 地	大阪市 - - 電話 (06) -					
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。							
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項							
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等					
振替伝票、銀行帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳書、消費税課税区分計算書		現金出納帳、当座照合表、預金通帳、支払一覧表、売掛金元帳及び一覧表、貸金台帳、棚卸表、受取手形帳、仕入・買掛金元帳、売上に係る請求書 (控) 及び納品書 (控)、株式譲渡契約書					
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項							
帳簿書類の名称		備 考					
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、銀行残高証明書、社内外注進行状況表の 5/31 日分、借入返済予定表、タイムカード、取得資産に係る証憑書類		売上に係る納品書 (控) のうち 7 月分 ~ 4 月分					
事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	車両費	軽油代のうち、軽油引取税については課税仕入から除外されていることを確認した。	請求書
	投資有価証券譲渡額	株式の譲渡があったので、売却額の5%を非課税売上として処理していることを確認した。	株式譲渡契約書
	土地の取得	土地の取得価額のうち、仲介手数料等の課税仕入と非課税仕入が適正に処理されていることを確認した。	契約書、領収書等
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

(2 / 4)

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項	
------------	--

事 項	相 談 の 要 旨
-----	-----------

なし	
----	--

5 その他

証憑書類の保管、整理状況は良好であり、毎月 15 日前後には試算表を作成することができるので、決算処理もスムーズに行うことができる。

申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。

(3 / 4)

【税目】 法人税及び消費税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

金属製品製造業業（鉄工所）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

売上高 342,742 千円

所得金額 23,360 千円

資本金 10,000 千円

従業員数 24 名（役員 5 名、従業員 19 名）

決算期 3 月末

消費税に関する事項

- ・ 基準期間の課税売上高 319,455 千円
- ・ 税込経理方式

3. 事業及び決算に関する状況

鋼材等の材料費が高騰し、材料費比率が増加した。

建物改修工事を行い、社員用の食堂と休憩室を設けた。

社員用の食堂と休憩室を設けた際、備品関係の費用が増加した。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

金銭出納帳、銀行勘定帳、振替伝票、売掛金元帳、買掛金元帳

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

総勘定元帳、試算表（振替伝票からコンピューター入力）

決算書類

年末調整業務

(3) その他

毎月訪問し、月次処理により総勘定元帳、試算表を作成して報告している。

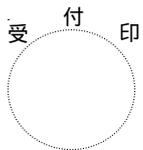
書面作成税理士

〔パターン 3 税理士法人とその社員税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士法人

書面作成に係る税理士 税理士 近 税 一 郎

法人 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 4 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 3 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 5 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 一 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (有) (法人税・消費税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 鉄工所 代表取締役
	住所又は事務所 の 所 在 地	大津市 - - 電話 (077) -
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳書、減価償却資産の計算書、法人事業概況説明書、個別注記表		振替伝票、金銭出納帳、銀行勘定帳、請求書 (控) 及び納品書 (控)、領収書及び請求書綴、当座預金照合表、売掛金元帳、買掛金元帳、賃金台帳
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、議事録、契約書、見積書		

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高	請求書等により発生基準にて起票している振替伝票を毎月確認している。	請求書（控）等、売掛金元帳
	仕入高・外注費	請求書等により発生基準にて起票している振替伝票を毎月確認している。	請求書等、買掛金元帳
	製造原価	製造原価と販売費・一般管理費との区分が適正か検討した。	
	役員報酬	不相当に高額な部分はないか検討した。	株主総会及び取締役会議事録
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	材料仕入の増加	鋼材等の価格が上昇し、材料仕入高が増加した。 材料仕入価格上昇分を売上に転嫁できなかった部分が、材料比率を上昇させる結果となった。	
	消耗品費の増加	建物改修により従業員の食堂・休憩所を設けた際に購入した備品関係が増加した（少額減価償却資産等）。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
建物改修	既存建物の内部の改修を行った際の処理について一時の損金になるかどうかの相談を受け、税務上の規定を説明し、破損箇所の修理部分と新たに食堂・休憩室を造った部分とに明確に区分して経理処理を行った。
設備投資	機械装置及び車両運搬具の購入の際、税制上の優遇措置の説明を行った。
5 その他	
<p>毎月訪問し、証憑書類を基に取引内容を確認の上、処理方法について指導している。又毎月試算表等の資料を基に取締役全員と検討会議を行っている。</p> <p>決算時には資産負債項目については残高を証憑書類と照合し、損益項目も再度検討した。</p> <p>以上のとおり、依頼者から提示を受けた証憑・帳簿書類の範囲において、法人の税務処理は事実に基づき、適法かつ適正であると判断する。</p>	

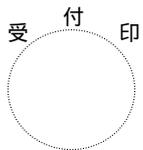
(3 / 4)

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
賃金・賞与手当	各人別の支給一覧を確認した。	賃金台帳
建物・修繕費	建物改修工事について、現場を確認の上、見積書に基づき資本的支出と修繕費を検討した。	見積書・請求書
交際費	交際費等の隣接科目つき、取引内容を検討して別表加算を行った。	領収書
減価償却費	固定資産明細書により資産内容を確認の上、償却計算を行った。	除却資産についても確認し処理した。
* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)

消費 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 4 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 3 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 5 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 一 郎	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号	
税務代理権限証書の提出		有 (法人税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 鉄工所 代表取締役	
	住所又は事務所 の 所 在 地	大津市 - - 電話 (077) -	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
総勘定元帳、試算表、貸借対照表、損益計算書、消費税課税区分計算書		振替伝票、金銭出納帳、銀行勘定帳、請求書 (控) 及び納品書 (控)、領収書及び請求書綴、売掛金元帳、買掛金元帳	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、契約書、見積書			

事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	課税取引の判定	振替伝票をチェックし、紛らわしい取引は証憑を確認して判定している。仕訳データと一緒にコンピュータ入力して課税区分計算書を作成している。決算時に再度確認した誤り易い取引は次のとおりであり、他の科目についても確認した。	
	動力燃料費	軽油代の支払時に軽油引取税を課税仕入で処理されていないかを確認した。	
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
なし	
5 その他	
消費税の課税・非課税等取引に関しては取引ごとに月次でのチェックを行っており、帳簿及び請求書等の保存状態は良好です。	

(3 / 4)

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
交際費	香典、祝い金等が課税仕入で処理されていないかを確認した。	
諸会費	会費等に対価性が認められるかを確認した。	
車両運搬具	注文書明細により課税・非課税を区分した。 リサイクル料金については、資金管理料金のみ課税仕入として計上した。	

* 追加記載する事項

A

B	C	D

(4 / 4)

【税目】 法人税及び消費税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 業 種

設備工事業業（電気工事業）

2. 事業規模及び決算・申告資料

青色申告

売上高 250,000 千円

所得金額 8,000 千円

資本金 15,000 千円

従業員数 9 名

決算期 3 月末

消費税に関する事項

- ・ 基準期間の課税売上高 265,000 千円
- ・ 税抜経理方式

3. 事業及び決算に関する状況

大手ゼネコンからの受注が多く地方での工事も多いが、今期は、地方での工事の受注が減少するとともに、従業員も 1 名増やしたため、外注依存体質から脱却しつつある。売上高は、前年並みであるが利益率が向上したため、増加した人件費を差し引いても前年対比 102% を確保できた。

4. 関与状況等

(1) 依頼者が作成している帳簿書類等

振替伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴、手形帳、給与台帳、売掛・買掛集計帳、棚卸表

(2) 税理士が作成している帳簿書類等

仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書、期末整理の振替伝票

(3) その他

毎月中旬に会社を訪問して月次指導をしている。決算時には決算指導をしている。

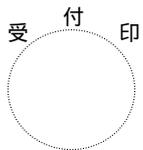
書面作成税理士

〔パターン 3 税理士法人とその社員税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士法人

書面作成に係る税理士 税理士 近 税 一 郎

法人 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 4 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 3 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 5 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 一 郎	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号	
税務代理権限証書の提出		有 (法人税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 代表取締役	
	住所又は事務所 の 所 在 地	和歌山市 - - 電話 (073) -	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
依頼者が自ら起票した振替伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書、個別注記表、期末整理の会計伝票のみ当方作成、株主資本等変動計算書、法人事業概況説明書		振替伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴、手形帳、売掛・買掛集計帳、棚卸表、契約書綴、借入金返済明細書、手形割引依頼書、固定資産台帳、給与台帳	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、工事請負契約書、売上請求書類、作業日報、売掛明細表・納品書 (控)、請求書 (控)			
事務 処理欄	部門	業種	
	意見聴取連絡事績		事前通知等事績
	年月日	税理士名	通知年月日 予定年月日

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	完成工事高	工事請負契約書及び請求書（控）により工事収入の計上時期と金額の確認を行い、作業日報と材料仕入請求書により工事収入の計上漏れがないか確認した。	工事請負契約書、売上請求書類、作業日報
	材料仕入高	請求書及び領収書等により請求内容と金額及び決済状況の確認を行い、請求書の中に自己物件に係るものや償却資産に該当するものがないか確認した。	材料仕入請求書 期末棚卸高に留意した。
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高対外注費率の大幅な低下	前期は地方工事・現場が多かったため外注費も多くなったが、当期は地方工事が減ったため外注費が減少し、外注費比率は前期 31.5%から当期 19.6%に大幅減少した。	
	売上総利益率の向上	当期は社員 1 名を増員し、自社の施工に転換したことにより、労務費が 5,023 千円増加したが、地元工事が主流となり外注費が減少したため結果として売上総利益率は前期の 27.1%から当期 29.9%と 2.8%向上した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
役員退職金	<p>役員の退職にあたり、役員退職金の適正額の相談を受けた。これに対し、役員退職金支給規定に基づく算定額に経営貢献度等を勘案した支給額を助言した。</p> <p>平成 年 月 日開催の定時株主総会でこれが承認可決され、平成 年 月 日当該金額を支給し、損金経理により処理している。</p>

5 その他

総合所見

日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状況も良好である。また、契約書、注文書、見積書及び請求書等の証拠書類についても、月別にファイルされ整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部けん制は機能している。

作業日報により決算期末日の仕掛工事（未成工事支出金）と材料の期末棚卸高（実地棚卸表）の突合せを行い、期末仕掛工事に係る材料費、労務費、外注費、経費の確認を行った。

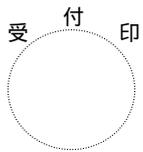
月次指導の徹底と日々の記帳の確認及び決算補正事項も正しく修正されている。

また、申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。

以上

* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
外注費	取引の契約書及び請求書により業務内容と支払金額を確認し、工事収入との対応も検討した。	作業日報、請求書 期末仕掛工事に留意した。
労務費	作業日報と賃金台帳により支払金額の正当性を確認し、作業員の実在性の確認も行った。	賃金台帳、履歴書 期末仕掛工事に留意した。
販売費・一般管理費	備品消耗品費の中に固定資産に該当するものがないかを検討した。厚生費、旅費、雑費等について領収書を確認し、交際費に該当するものがないか確認した。	支払領収書、証憑書綴
* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
雑収入	残材等について売却収入の計上漏れがないか、自動販売機手数料について計上漏れがないか確認した。	自販機精算書
固定資産売却益	駐車場の一部を 1,000 万円で売却し、250 万円の売却益を計上した。	土地売買契約書

消費 税 確定 申告書 (年分・平成 21 年 4 月 1 日 事業年度分・平成 22 年 3 月 31 日) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 5 月 31 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士法人	
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 () -	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 一 郎	
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 () -	
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号	
税務代理権限証書の提出		(有) (法人税・消費税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称	(株) 代表取締役	
	住所又は事務所 の 所 在 地	和歌山市 - - 電話 (073) -	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
依頼者が自ら起票した振替伝票に基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書、期末整理の振替伝票のみ当方作成		振替伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴、手形帳、売掛・買掛集計帳、棚卸表、契約書綴、借入金返済明細書、手形割引依頼書、固定資産台帳、給与台帳	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」のほか、工事請負契約書、売上請求書類、作業日報、売掛明細票・納品書 (控)、請求書 (控)			

事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	課税売上	完成工事高、雑収入、固定資産の売却については毎月の月次監査において、日々の取引ごと課税売上とされているかチェックしている。確定申告については、本則課税適用であることを確かめた。	振替伝票、現金出納帳、銀行帳、証憑書綴
	非課税売上	土地の売却があり、売却額等は売買契約書及び入金状況を確認し、非課税売上として課税売上割合を算出していることを確認した。	土地売買契約書、銀行帳
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	課税売上割合の減少	土地の売却により課税売上割合が減少したが課税売上割合が96%であるため、課税仕入れの税額は全額控除していることを確認した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
交際費処理した商品券	取引先に対する歳暮・中元を今までビール等の品物で贈っていたが、より実用性のある商品券で贈ることについて相談を受けたので、商品券の購入は非課税取引となっているため仕入税額控除の対象とならないことを説明した。その結果、課税仕入から除いていることを確認している。

5 その他

総合所見
 日々の取引については、整然かつ明瞭に会計処理されており、原始記録の保存状況も良好である。また、契約書、注文書、見積書及び請求書等の証拠書類についても、月別にファイルされ整然と保管されている。会計組織は適切に確立され内部けん制は機能している。

月次指導の徹底と日々の記帳の確認及び決算補正事項も正しく修正されている。

また、申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。

以上

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A 1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
B 帳簿書類の名称	C 作成記入の基礎となった書類等	D
消費税課税取引計算書、株 主資本等変動計算書		

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)

【税目】 所得税（分離譲渡所得）

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 依頼者に関する事項

職 業 大学教授
扶養家族 妻及び子供一人

2. 譲渡に関する事項

昭和 60 年 6 月に相続により取得した土地の取得価額	1,020 万円
昭和 62 年 3 月に新築した家屋の請負価額	4,350 万円
土地建物の売却価額	4,800 万円
仲介手数料	126 万円

依頼者は本件譲渡物件に家屋新築以後、居住している。

3. 関与状況等

顧問先の紹介で依頼を受けた。

居住用の不動産なので、優遇措置があるかどうか相談を受けた。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人	税理士 近 税 太 郎
書面作成に係る税理士	税理士 近 税 太 郎

所得 税 確 定 申 告 書 (2 1 年 分 ・ 年 月 日 事 業 年 度 分 ・) に 係 る

受 付 印

税 理 士 法 第 3 3 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 添 付 書 面

3 3 の 2

2 2 年 3 月 1 5 日

税 務 署 長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (0 6) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		(有) (所得 税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所 の 所 在 地	奈良市 - - 電話 (0 7 4 2) -
私 (当 法 人) が 申 告 書 の 作 成 に 関 し、 計 算 し、 整 理 し、 又 は 相 談 に 応 じ た 事 項 は、 下 記 の 1 から 4 に 掲 げ る 事 項 で あ り ま す。		
1 自 ら 作 成 記 入 し た 帳 簿 書 類 に 記 載 さ れ て い る 事 項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
譲渡所得の内訳書 (計算明細書)		不動産売買契約書、預金通帳、譲渡費用請求書・領収書、登記簿謄本、譲渡資産取得時の売買契約書、建築請負契約書、戸籍謄本、住民票、源泉徴収票
2 提 示 を 受 け た 帳 簿 書 類 (備 考 欄 の 帳 簿 書 類 を 除 く。) に 記 載 さ れ て い る 事 項		
帳簿書類の名称		備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」と同じ		

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	収入金額(譲渡)	不動産売買契約書及び通帳により収入金額を確認した。	契約書の収入印紙貼付も確認した。
	収入金額(給与)	大学教授であり、複数校より給与支給を受けていたため、源泉徴収票により収入金額を確認した。	源泉徴収票
	取得費	土地は相続により取得したものであるが、被相続人が購入したときの契約書があったので、契約書により土地の金額を確認した。又、その後建物を新築しているが、そのときの請負契約書があったので、契約者により家屋の取得金額を確認し、建築後 23 年たっているため、償却費相当額控除後の金額を取得費とした。	不動産売買契約書、建築請負契約書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
固定資産税相当額の受領について	居住の用に供していた不動産を譲渡した場合の特例について相談を受けた。居住の用に供していた期間・譲渡先との関係等を確認し、今回の譲渡について受けられる特例は、特別控除と軽減税率であることを依頼者に説明した。依頼者は理解した。

5 その他

譲渡所得以外は給与所得だけなので、所得控除に関しては、源泉徴収票により確認した。

申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
譲渡費用	仲介手数料と売渡証書作成費用を請求書及び領収書により確認して譲渡費用とした。	譲渡のために直接要した費用に留意した。
居住用財産の譲渡の特例	「4 相談に応じた事項」に記載のとおり、住民票により当該譲渡物件に10年超居住していることを確認し、措置法35条の適用による3千万円の特別控除及び措置法31条の3による軽減税率を適用した。	住民票

* 追加記載する事項

A

B C D

--	--	--

(4 / 4)

【税目】 所得税（分離譲渡所得）

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 依頼者に関する事項

職 業	会社役員（給与以外に収入なし）
扶養家族	妻（年 120 万円の給与あり）

2. 譲渡に関する事項

譲渡者は昭和 63 年に土地家屋を購入し現在まで引き続き居住している。
土地家屋の譲渡価額は、1 億 5,000 万円である。
土地家屋の取得費は、3,600 万円であり、譲渡費用は 400 万円かかっている。
買換資産として、9,000 万円の不動産を購入した。

3. 関与状況等

依頼者は当事務所の顧問先企業の取締役である。
依頼者は土地家屋譲渡時の売買契約書・取得時の売買契約書・譲渡費用の領収書・買換資産に関する資料及び源泉徴収票を税理士に提出した。
税理士は、取引内容や代金決済状況等を聞き取り、依頼者からの質問に回答して申告書等を作成した。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人	税理士 近 税 太 郎
書面作成に係る税理士	税理士 近 税 太 郎

所得 税 確定 申告書 (2 1 年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る



税理士法第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 3 月 15 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (所得 税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	和歌山市 - - 電話 (073) -

私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
譲渡所得の内訳書 (計算明細書)	売買契約書 (譲渡時・取得時)、譲渡費用の領収書、登記簿謄本 (譲渡資産・買換資産)、源泉徴収票、預貯金通帳、住民票 (新旧)、請求書、領収書

2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」と同じ	

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・	・	・	・

(1 / 4)

整理番号	
------	--

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	収入金額	譲渡時の売買契約書及び依頼者の預貯金通帳で譲渡金額を確認した。 譲渡先がその譲渡した時において親族等の特別の関係のある者でないことを確認した。 「4 相談に応じた事項」に記載したとおり、適用できる特例制度を比較検討した結果、買換の特例制度の適用を選択した。	売買契約書、預貯金通帳
	買換資産の取得価額	不動産の購入金額の他に登録免許税、登記費用、不動産取得税(所基通38-9)及び、買換資産の取得に伴って設置した車庫、門等の工事費用(措通36の2-12)を加算した。	売買契約書、領収書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

(2 / 4)

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
居住用財産を譲渡した場合の課税の特例	依頼者から居住用財産の特例が適用されるのかどうかの相談を受けたので、本件は提示された書類及び聞き取り調査から居住用財産に該当し、本年 1 月 1 日現在で所有期間が 10 年を超えること、さらに譲渡先がその譲渡の時に親族等の特別の関係のある者でないことを確認したので、一定の要件の下で特例が選択適用できること、さらに措法 36 の 2 (特定の居住用財産の買換) が有利であることを説明した。なお、この特例を受けるには必要書類を添付しなければならないことも回答した。
5 その他	
平成 21 年分の合計所得金額が 1,000 万円を超えるので、配偶者特別控除は適用できない旨を説明した。	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
取得費	取得時の売買契約書を確認し、土地は購入金額、家屋は償却費相当額を控除した金額を取得費として計上した。	売買契約書
譲渡費用	領収書を確認し、譲渡費用になるものとならないものを処理した。	領収書

* 追加記載する事項

A

B	C	D

(4 / 4)

【税目】 相続税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 被相続人、相続人に関する事項

相続開始日 平成 21 年 3 月 31 日
 法定相続人 妻及び子 2 人
 被相続人の職業 株式会社 の創業社長である。
 財産分割 申告期限内に遺産分割協議が整った。

2. 相続財産に関する事項

被相続人は、自らが創業した株式会社 の株式を所有している。
 株式会社 は、近年営業成績が悪化していたので、財務内容改善のために、被相続人からの借入金につき、債務免除を受けている。
 被相続人が契約者及び保険金受取人（被保険者は相続人）であった 生命保険契約について、相続開始 1 年前に、その契約者及び保険金受取人を相続人に変更しており、その後の保険料も被相続人が引き続き負担していたことが判明した。
 上記以外に、土地、建物、預貯金等があり、債務及び葬式費用がある。なお、死亡退職金は株式会社 の業績不振のため支給しなかった。

3. 関与状況等

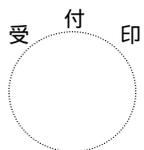
平成 21 年 5 月相続人全員から相続税申告の依頼を受ける。
 税理士は、株式会社 の決算及び税務申告を長年担当している。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎
 書面作成に係る税理士 税理士 近 税 太 郎

相続 税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・ 21.3.31 相続開始) に係る



税理士法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面

33の2

22 年 1 月 15 日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎	
	事務所の所在地	大阪市中央区谷町 - - 電話 (06) -	
	所属税理士会等	近畿 税理士会	支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		有 (相続税) ・ 無	
依 頼 者	氏名又は名称		
	住所又は事務所 の 所 在 地	大津市 - - 電話 (077) -	
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の 1 から 4 に掲げる事項であります。			
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項			
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等	
土地評価明細書一式 取引相場のない株式評価明細書一式 財産目録		預貯金残高証明書、預貯金通帳、公図写、土地家屋 評価証明書、土地家屋登記簿謄本、平成 21 年分準 確定申告書一式、生命保険給付明細、葬式費用の領 収書、医療費の領収書、公租公課の領収書、保険証 書、戸籍謄本、印鑑証明、住民票、遺産分割協議書	
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項			
帳簿書類の名称		備 考	
上記 1 の「作成記入の基礎となった書類等」 と同じ			

事務 処理欄	部門	業種		意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
				年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
				・ ・		・ ・	・ ・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	土地（評価）	土地の評価については、利用状況等現況を確認したうえ、登記簿謄本（登記事項証明書）・公図写を検討し、実測により適正に評価した。	公図、登記簿謄本（登記事項証明書）土地評価証明書
	家屋（評価）	家屋の評価については、現況確認のうえ家屋評価証明書に基づき適正に計上した。	家屋評価証明書
	有価証券	株式会社 の株式については、直前期の決算以後に債務免除益の計上があったため、課税時期において仮決算をくみ適正に評価して計上した。	仮決算報告書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	現金	相続開始（H21.3.31）前日に預金から現金が引き出されていたため、相続人に確認し計上した。	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

整理番号	
------	--

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
3年以内の贈与加算額	3年以内の被相続人から相続人に対する贈与は相続財産に加算する必要があることを説明し、適正に処理した。
生命保険契約に関する権利	相続開始1年前に契約者及び保険金受取人を相続人に変更した生命保険契約について、被相続人が保険料負担者であることから生命保険契約に関する権利として、解約返戻金相当額が相続財産になることを説明した。
5 その他	
<p>以上のとおり、依頼者から提示を受けた書類等の範囲において、当申告は事実に基づき正確かつ適正に処理している。</p> <p>なお、申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項

A 3 計算し、整理した主な事項 (1)

B 区 分	C 事 項	D 備 考
預貯金等	残高証明書及び預金通帳を確認し適正に計上した。相続開始過去 5 年間の引出・預入並びに同族会社への貸付・借入の動きを確認のうえ計上した。	銀行残高証明書、預金通帳、総勘定元帳
貸付金	株式会社 への貸付金は相続開始以前に債権放棄をしており、債権放棄通知書、仮決算報告書により残高のないことを確認した。	仮決算報告書 債権放棄通知書
債務控除	公租公課、医療費の領収書を確認し適正に計上した。葬式費用の領収書を確認検討し、適正に計上した。	公租公課、医療費、葬式費用の領収書

* 追加記載する事項

A

B C D

--	--	--

【税目】 相続税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1. 被相続人、相続人に関する事項

相続開始日	平成 21 年 1 月 11 日
法定相続人	妻及び子 3 人 (内 1 人未成年者)
被相続人の職業	生前の職業は製造業 (個人事業) であり、これにより生計を立てていた。
財産分割	申告期限内に遺産分割協議が整った。

2. 相続財産に関する事項

被相続人の所有宅地は、自宅以外に貸家があるが、相続人がその詳細まで把握していないため調査の必要がある。

被相続人は、上場株式を所有しており と同じく相続人はその詳細まで把握していない。相続人の 1 人が未成年者 (16 歳) のため家庭裁判所に対して特別代理人選任の請求を行い、審判によって特別代理人が決定した。

平成 20 年分・平成 21 年分所得税の確定申告も行うことになった。

3. 関与状況等

被相続人の個人事業の申告に平成 年 から関与しており、代表相続人である妻から相続税申告の依頼を受けた。

依頼者は被相続人の相続財産に関する参考資料を提出し、税理士が整理・検討した。

税理士は財産目録を作成し、遺産分割協議に関する税務相談に応じた。

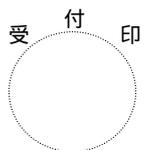
税理士は相続税の申告書を作成し、申告について代理した。

書面作成税理士

[パターン 1 開業税理士]

税理士又は税理士法人	税理士 近 税 太 郎
書面作成に係る税理士	税理士 近 税 太 郎

相続 税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・ 21.1.11 相続開始) に係る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2

21年 10月 31日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> (相続税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	大阪府 - - 電話 (06) -

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
財産目録、土地建物の評価明細書、定期預金の評価明細書、相続人関係図	戸籍謄本(原戸籍)、印鑑証明書、住民票、土地建物登記簿謄本、土地建物評価証明書、測量図、公図、不動産賃貸契約書、預貯金通帳、預貯金残高証明書、有価証券残高証明書

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
上記1の「作成記入の基礎になった書類等」のほか、家族名義の預貯金通帳、5年以内の確定申告書控(準確定申告書含む)	

事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
		

(1 / 4)

整理番号	
------	--

3 計算し、整理した主な事項

(1)	区 分	事 項	備 考
	相続人	被相続人の改製原戸籍謄本・戸籍謄本により法定相続人を確認し、関係図を作成した。	戸籍謄本（原戸籍）
	土地	相続人に被相続人宛の全ての固定資産税納税通知書を依頼して住所地以外の不動産の調査を行い登記簿謄本ほか資料整理をして現地で利用状況等を確認のうえ評価した。	土地建物登記簿謄本、土地建物評価証明書、測量図、公図、不動産賃貸契約書
	現金・預貯金	相続開始日現在の手元現金や銀行残高証明書と預貯金通帳を確認し、定期預金については経過利息を計算した。	預貯金通帳、預貯金残高証明書
	有価証券	上場株式については、証券の取引残高報告書と配当金支払通知書等により銘柄及び株数を確認して評価した。	有価証券残高証明書

(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由
	なし	

(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由
	なし	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
未成年者について	相続人の中に未成年者（16歳）がいるがどうすればよいかと相談を受けたので、家庭裁判所に特別代理人選任の申立ができる旨を助言し、必要な添付書類等を説明した。また、特別代理人が決定した時には謄本の請求を依頼した。
小規模宅地等について	どの宅地を選択適用すべきか相談を受け、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が居住又は貸家に供していた宅地について小規模宅地等の特例適用の有無を検討した結果、自宅敷地を選択適用した。
5 その他	
<p>被相続人の個人事業の申告に平成 年から関与している。</p> <p>被相続人が自ら資産管理を行っていたので、相続人は相続財産全体を把握しておらず、財産の洗い出しとその整理には相続人の協力を得て、慎重に行った。</p> <p>相続人全員の納税に関する意識は高かったので、財産調査及び分割協議は順調に進行し、期限内の納付が完了した。</p> <p>平成 20 年分、平成 21 年分の所得税確定申告書も作成している。</p>	

* 追加記載する事項		
A 1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
B 帳簿書類の名称	C 作成記入の基礎となった書類等	D
	生命保険支払明細書、借入金残高証明書、公租公課の領収書、未払金の領収書、確定申告書控、葬式費用の領収書、5年以内確定申告書控（準確定申告書含む）	
* 追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項 (1)		
B 区 分	C 事 項	D 備 考
債務控除	金融機関からの借入金については、借入金返済一覧表と残高証明書と照合し借入理由を確認のうえ計上した。 貸家の預り敷金は、不動産賃貸契約書を確認して計上した。 公租公課の領収書を確認して未払公租公課を計上し、通夜及び葬式費用の領収書を検討して、控除すべき葬式費用を計上した。	借入金残高証明書、不動産賃貸契約書、公租公課の領収書、未払金の領収書、確定申告書控、葬式費用の領収書
未成年者控除	「4 相談に応じた事項」のとおり未成年者である相続人について戸籍謄本を確認のうえ未成年者控除を適用した。	戸籍謄本

【税目】 贈与税

事例の概要 [法 33 条の 2]

1 . 贈与者、受贈者に関する事項

贈与日 平成 21 年 9 月 1 日
贈与者と受贈者の関係 贈与者は父親で、65 才
受贈者は次男で、25 才
相続時精算課税制度を本年から適用

2 . 贈与財産に関する事項

不動産所得が生じる賃貸アパート（土地・家屋） 預り敷金相当額の現金をあわせて贈与
この賃貸アパートに併設している月極青空駐車場もあわせて贈与

3 . 関与状況等

贈与者の不動産所得を中心に長年所得税の申告に関与している。

本件贈与は、贈与者から相談を受け、受贈者から依頼を受けて、申告及び届出を代理した。

書面作成税理士

〔パターン 1 開業税理士〕

税理士又は税理士法人 税理士 近 税 太 郎
書面作成に係る税理士 税理士 近 税 太 郎

贈与税 申告書(21年分・ 年 月 日 事業年度分・)に係る

受 付 印

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2

22年3月15日

税務署長 殿

整理番号	
------	--

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 近 税 太 郎
	事務所の所在地	大阪府中央区谷町 - - 電話 (06) -
	所属税理士会等	近畿 税理士会 東 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		(有) (贈与税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	
	住所又は事務所 の 所 在 地	京都市 - - 電話 (075) -
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。		
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項		
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等
土地建物評価明細書一式 相続時精算課税選択届出書 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の 確認書		公図写、測量図、土地家屋評価証明書、登記事項証 明書(土地・建物)、不動産賃貸契約書、戸籍謄本、 住民票
2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項		
帳簿書類の名称		備 考
上記1の「作成記入の基礎になった書類等」 のほか所得税確定申告書、青色決算書(不 動産所得用)		

事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・	・	・	・

(1 / 4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	土地（評価）	利用状況等現況を確認の上、公図写、測量図、登記事項証明書に基づき贈与の対象となる土地を適正に評価した。 （貸家・アパートの敷地） 貸家建付地として評価した。 （ガレージ） 月極ガレージ（青空駐車場）として貸している所以自用地として評価した。	公図写・測量図 登記事項証明書 賃貸借契約書
	家屋（評価）	（貸家・アパート） 借家権割合については賃貸割合に応じて評価した。	固定資産税評価証明書 賃貸借契約書
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	
	なし		

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
相続時精算課税制度の選択適用について	<p>贈与者から、長男の浪費癖を心配し、早期に賃貸アパートの建物とその敷地、これに併設する月極青空駐車場を次男の名義にしたいという相談を受けた。</p> <p>この相談に対し、これらの不動産を譲渡する場合の税負担、贈与をした場合において暦年課税を選択したときと相続時精算課税を選択したときとの贈与税、相続税の税負担を、具体的な金額を用いて説明し、贈与者はこの説明を理解したうえで、相続時精算課税制度を選択することとなった。</p>
5 その他	
<p>贈与者と受贈者に対し、この相続時精算課税制度の説明と今後の贈与、相続発生時の取扱い、書類等の保管等について説明している。</p> <p>また、今後当該物件に係る諸税の負担は次男に帰属することも説明している。</p> <p>申告書及び添付書面作成にあたっては、近畿税理士会作成の業務チェックリストを用い項目全般にわたって確認している。</p>	

整理番号	
------	--

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

* 追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4 / 4)